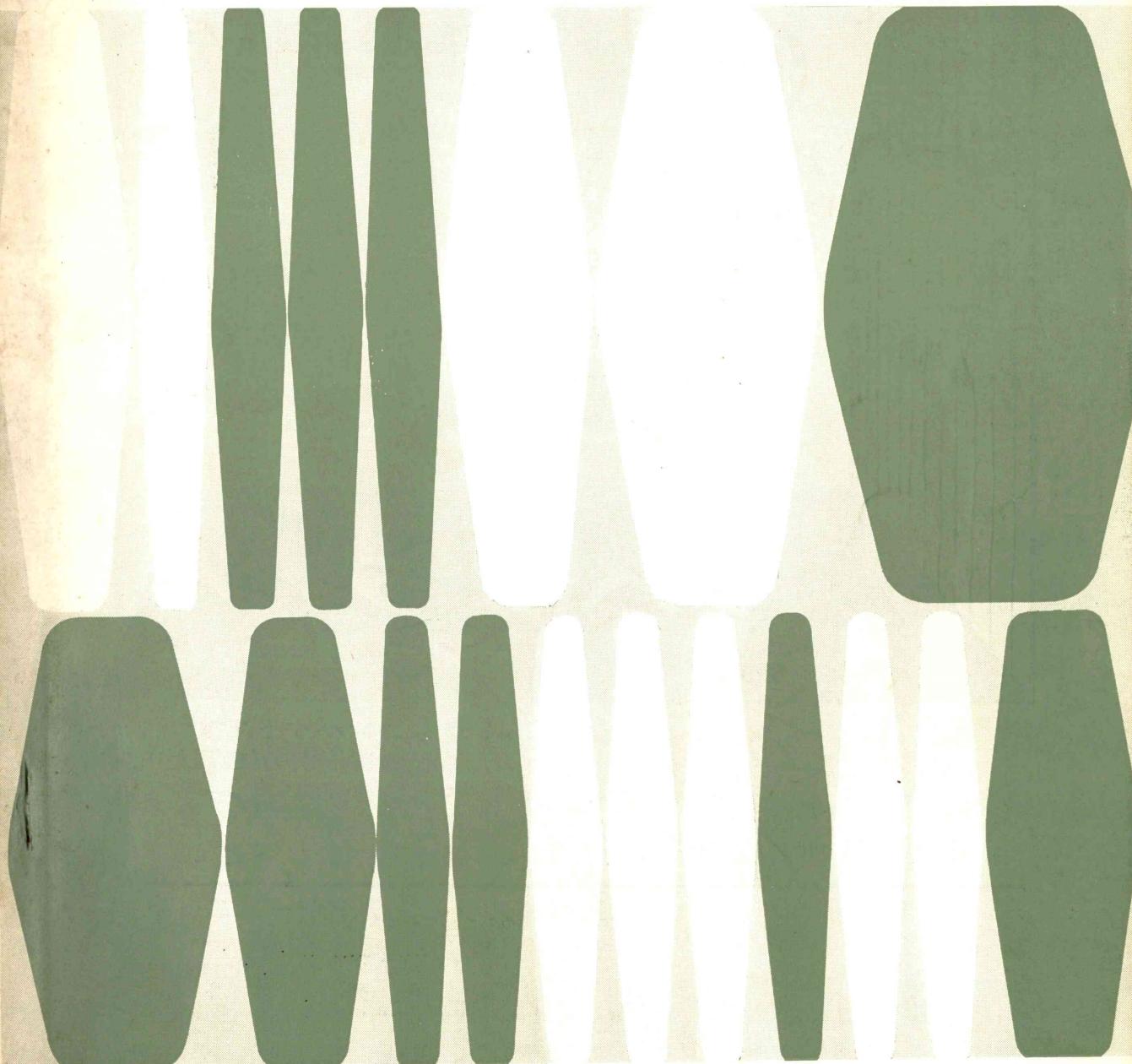


No. 8

日本学校歯科医会会誌

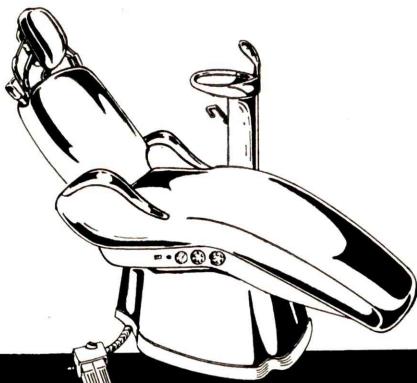


日本学校歯科医会

新しい時代の治療室の夢を実現した
画期的な新製品！



世界の歯科医院に
奉仕するモリタ



スペース ライン チェアーユニット

1. 最もコンパクトです
2. 最も治療動作が合理的です
3. 最も安楽です
4. 最も衛生的です
5. 最も理想的な構造です

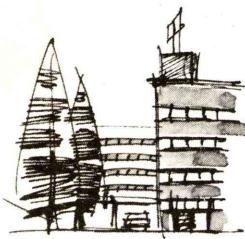
森田製作所／森田歯科商店

スペースラインチェヤユニット

- オペレーティングツール
- フリーアクショントレー
- ビスター ライト

その他

- X線装置
- スペースラインキャビネット



卷頭言	(2)
〔特別講演〕学校管理と学校保健	細谷俊夫…(3)
学校教育の立場からみた保健(抄録)	細谷俊夫…(9)
〔シンポジウム〕学校歯科医の効果的な執務はどうあるべきか	司会・向井喜男…(10)
〔研究〕本校に於ける児童並びに家庭の歯科衛生の実態とその対策	伴佐喜子…(16)
学校保健推進の基本的考察と本校における 健康診断後の処置高率化の実践について	岸田耕治…(17)
学校教育と口腔衛生	黒沢 澄…(17)
僻地における学校歯科衛生教育の私の経験	本間邦則…(18)
学校保健委員会の運営と健康相談の実践について	後藤宮治…(18)
東京都港区麻布地区の児童生徒による上顎前歯部の異常について	(東京都港区麻布学校歯科医会)…(18)
〔答申案〕学校歯科における疾病的予防処置の問題点を解決して その円滑な実施をはかるには何うしたらよいか	(22)
答申を終えて…榎原勇吉…(21)	答申案の解説と注文…(24)
答申案ができるまで…(27)	予防処置委員会の思い出…(28)
〔資料〕いわゆる熊本式へき地学童歯科診療の資料	柄原義人…(92)
昭和39年度地方交付税措置学校環境衛生の基準	…(89)
都道府県(市町村)段階の学校歯科に関する組織活動	…(98)
〔大会〕第27回全国学校歯科医大会の記	(30)
参加者名簿…(35)	大会役員…(39)
要 望…(42)	大会アンケート集計…(53)
山形大会を顧みて	反射鏡…(49)
第一回の学校歯科衛生研究協議会—歩前進のために—	斎藤利世…(43)
〔総会〕日本学校歯科医会総会	…(50)
〔奥村賞〕第5回奥村賞授賞	…(59)
埼玉県学校歯科医会の活動…(60)	奥村賞授賞規定…(64)
優秀な学校歯科保健活動(岐阜県神戸小学校)	…(62)
21年に及ぶ集団診療(熊本県八代学校歯科医会)	…(63)
〔よい歯の学校〕第4回日本よい歯の学校表彰	…(65)
よい歯の学校表彰校県別内訳…(66)	よい歯の学校表彰校名…(67)
調査結果…(77)	表彰規定…(78)
〔教育入門講座〕明治以後の学校教育	…(仲 新) 学習指導と生活指導…(細谷俊夫)…(84)
児童生徒の心理と教育…(依田新)	
〔予告〕第28回全国学校歯科医大会	…(81)
日学歯スライド・テープ御案内	…(106)
〔ニュース〕文部省課長の更迭(88)	榎原先生の栄誉(15)
常任理事会だより・委員会だより	…(108)
日本学校歯科医会役員名簿	(113)
会則	(115)
日本学校歯科医会加盟団体名簿	(116)



卷頭言

なにが成功をもたらしたか

全県むし歯半減達成の一番乗りが、めでたく名のりをあげた。それはよい歯の学校運動で奥村賞を受けている富山県である。

メーテルリンクの群盲に教を乞うまでもなく、世の中は、むし歯半減運動とさえいえば、診断から勧告、勧告から治療の飛び石伝いほどにしか理解されておらず、効果が上っているとか、いないとか、かしましいと聞く。

苦痛の伴わない限り、人の心に要求の起らない歯の治療を、全県の未処置歯数の50%を子どもたちが処置完了したということは、並たいていのことではなく、そんな甘っちょろいことでなし遂げられるものではない。派手さに於て比ぶべきではないが、難事業を克服するという点では、アイガーの北壁を登頂するアルピニストの心事になぞらえてもやぶさかではあるまい。

まず、誰でもが如何にしてそれが行われたかということを知りたくもあろうし、また興味をもつというものである。学校歯科の目的が教育必須であるのと同じ理由で、むし歯半減の場合も、学校の関心は最終の目標である治療そのものではなく、正しい意味の教育として児童に健康生活の問題を解決する能力と経験を身につけさせることであって、児童生徒がそうなるまでの過程が重視されているのである。そこでこの事業には地域の組織活動が前提となるし、また運営のメカニズムでも教育委員会の庇護、学校歯科の現場（児童と教師と学校歯科医）の努力、地域社会の理解が一丸となって働くなければならない。例えば、現場の前線で学級担任が歯の衛生を指導する時、そのようなことに學習意欲をもたない子どもを、すくいあげてゆくには人一倍の熱心さがいる。この時にそれが歯の保健であるばかりに、あの先生は非常識だというようなことになってしまったらおしまいである。これは校長はじめ学校も地域も、ほんとうによくやってくれたと一つ心でないところの仕事の成果はあがらない。また、農村の学校で夏休みにう歯の治療をした時、耕地別の子どもたちにP.T.A.が付添い、暑い日盛りに10キロの道を1カ月も通って全学年の治療を完了したというような話も、地域の人たちの学校保健に対する関心の高まりから、地域と共に学校教育が向上してゆく一つのパターンである。おそらく富山県の場合はこのへんの歯車が都合よく廻ったと思うし、特に学校や地域の信頼感を高めたり、モチベーションの役割を果した県民総健康よい歯の学校運動と、北日本新聞のPRという大きな裏付があった。

今度の28回全国学校歯科医大会は、同県としては半減達成の記念行事でもあり、大会はよい歯の学校運動の分析が中心テーマとなっているから、参加者にとっては同志の成功を祝うと共に、先達の足跡を探究することができるるのである。心から大会の盛会ならんことをいのる。

(y.m)



学校管理と学校保健

特別講演

東京大学教育学部 教授 細 谷 俊 夫

学校管理ということばをつかう場合、それとよく似たことばに学校経営ということばがあり、このほかに学校行政ということばもある。このへんの関係をまず最初に申し上げたい。

結論からいえば、〈学校管理〉というのは、〈教育行政〉すなわちアドミニストレーションの立場と、実際に学校を運営していく〈学校経営〉ということばの中間ぐらいのかたちになっている。

最初に教育行政あるいは学校行政というものと、学校経営と学校管理はどういう関係にあるかということを申し述べたい。

《学校行政》

一般に教育というものが国家の存続発展に大きな役割をもっていることは改めていうまでもない。近代国家のもとにおいて、教育を国家自体の強力な統制下におくということは一般的な特徴になっている。いま日本で後期中等教育という問題がとりあげられているが、これは最近の労働力の不足、さらにまた世界的な傾向であるが技術革新というものに見合う科学技術教育を強化するというような観点から、高等学校段階に相当する青少年をいかにして教育的な環境のもとにおくかということがねらいになっている。人づくりという非常に当たりのやわらかいことばでいうが、やはり教育が日本の発展のためにいかに重要な役割をもつものだという認識の上に立ってとりあげているのにはかなならない。

そういう国家の達成する教育政策を実施する行為が教育行政であるが、戦前は教育行政は一般行政の一環として非常に強力に官僚的な統制を受けていた。戦後は教育行政を一般行政から

(山形における昭和38年度学校歯科衛生研究協議会における講演。)

独立させて教育基本法にもあるように、不当な支配に服すことなく国民全体に対して直接責任をもって行われるべきであるという精神から教育行政というものを、一般行政から独立させたのである。

そのために教育委員会という、日本の教育の歴史のなかではじめての新しい行政機構をつくりあげた。この教育委員会の制度はアメリカの教育制度にならってつくられたもので、実際問題としては、木に竹をついだような形で日本の風土には向かないということから、教委制度を昭和30年からさらに改革をして、教育委員の公選制をやめて、任命制を採用することになった。結果的にみれば行政委員会としての教育委員会というものが、創設当初の独自な性格をうちけして、一般行政の一環として運営される傾向をともなってきた。つまり教育に対する上からの統制が強化されたというよう一般には考えられているが、とにかく教育行政というものが、独自の性格を持ち、一般行政とおもむきを異にするものだということは、教育基本法が続く限り持ちづけられている発想であり、この制度をかっての文部行政の一環として、教育行政をとりあげたようなやりかたを認識することは決して望ましいとは考えない。

《学校管理・学校経営》

以上教育行政としての考え方をとりあげたが、教育行政というものと、これをうけて現場で運営する立場をわけて考えることができる。前者のアドミニストレーションの方を一般に教育行政、後者の実際の学校を運営する仕事を学校管理または学校経営という。

経営と管理もことばの上に微妙なちがいがあり、行政的な色彩のつよい管理運営を特に学校管理、また校長を中心にしてどのようにマネージするかという内部運営の面についてとりあげる場合は、学校経営と一応区別して考える。

一般に日本の学校教育の歴史をふりかえってみると、明治初年から学校管理ということばはつかわれてきたが、学校経営ということばは比較的新しいわけである。明治時代に校長あるいは教育官公吏が、教育法というものを、小学校令とか中学校令とか教育法規に準じて、いかに学校を経営するか、経営させるかを論ずることを学校管理論とよんだが、当時の学校管理ということばは教育法規の活用ということに特色をもっていた。つまり国で定めた教育法規をいかに実際の場面で運営するか、活用するか、応用するかということが学校管理のことばの内容であった。

ところが大正年間に入り、第一次世界大戦のころから、特にアメリカ、ドイツあたりの新しい教育思想が入ってきた、たとえばドルトン・プラン、ドイツの〈作業学校〉という新しい学校経営の方式が日本に紹介された。それを実際にとり入れ、日本化した形で新教育を実践する立場に立って、学校経営ということばがだんだんつかわれるようになった。

その場合の学校経営ということばは、いわば経営者つまり校長の独自の教育的な識見を実際化する意味を持っていた。だから教育法規を活用することとはかなり性格が違うわけである。一方は、一般的な法規をいかにして実際にあてはめていくかということが問題であった。つまり法規の運営ということに重点がおかれた。それに対して学校経営とは、そもそも教育とはいかなるものかということからはじまって、学校を生活の場とする教育的理念をいかにして学校のなかで展開していくかという立場に立ってつかわれることばであったわけである。

ところで経営と管理ということばは企業の場合とくらべて非常に使い方がちがう。たとえば、

いろいろなメーカーがあるが、トップに立つ人が経営者であり、工場長のような人は管理者である。学校の場合は、教委側の管理者がやることを学校管理といい、現場の、工場でいえば工場長にあたる第一線に立つ人が学校では経営者で、経営と管理ということが逆につかわれている。あくまでも教育は上からこうすべきだという形でおろすものではなくて、むしろ現場で盛上ってくる活動を促進援助するのが教育行政だと思う。

以上のように、学校管理ということばは古くて、第一次大戦当時の新教育運動の影響をうけて学校経営ということばが、むしろポピュラーになってきたのであるが、現在は学校管理と学校経営とはそう大きな違いはなく、学校をいかに運営するかということに重点をおいて、管理・経営とよび、概念上区別する必要はあまりない。しいていうなれば、管理は教育活動の条件、整備、学校設備、教員組織、学級編成といった外的事項をとりあつかい、内部の問題たとえば教育課程、教育方法などをとりあつかうのを学校経営というふうに区別する。校医等も学校経営に深く関係する。

《学級経営》

一般に学校経営には大きく分けて三つないし四つの領域がある。

まず第一に、児童生徒に関する経営管理の問題がある。

その一つの問題として学級をどのように組織するか、また運営するかで、学級経営がその中に含まれる。学校教育は児童生徒の学習指導、生活指導に大別されるが、それをスムースに運営するための組織が必要になってくる。その組織が学級で、その組織をどういうふうにするか、それに対してどういう問題があるかという学級編成の問題がある。その一つに能力別学級編成というのがある。

とくに最近は、戦後の機会均等主義がゆきわたってきているが、技術革新の問題と関連して

学校教育のことを考えるとき、選ばれたもの、すなわちエリートの育成が新しい教育問題として出てきたが、そのためにはまず能力の等しいものを一緒にする。学校は事実上そうなっており、学校全体が能力別編成になりかけている。これは機会均等を旨とする義務教育の趣旨に反するという見方もあるが、今日、高校の学校格差の問題は既成の事実である。小・中学校で考えてみるとは義務教育であるから、学校を別にすることはできないので、学級別能力編成をやり、あらためて科学技術振興の問題と結びつけてとりあげられてきている。また学級の規模をどのくらいにするかが問題で、小・中学校は種々の実験では40名が限度で（33名という説もある）30名をやや上まわる程度がのぞましい。

学校保健の観点から学級の問題を考えると、学級経営の中に、いかにして学校保健の問題をとりいれるかを考えなければならない。

学校保健委員会とか、PTA組織活動とかの形で、学校全体の組織の中に、学校保健の問題は位置づけられている。

教職員の面でも保健主事、養教、校医というように特殊な任務をもった人を配置して、学校保健を推進することは一般に行われていることであるが、単なる保健管理だけでなく、本当に保健教育ということになれば、ひとつひとつの学級の中に入ってこなければならない。一般的な先生自体が健康教育の責任者にならなければならない。そういう意味で学級経営の中に、学校保健をいかに組み入れるかが重要な問題になってくる。事実、健康観察とか、保健学習とか、学級保健委員会とかいう形で、学級の活動の中に保健的な部門が入りこんでいる。そしてこれはのぞましい傾向だといわなければならない。

また、健康管理にあたる校医は、一般教師に対して働きかけ、医者ではないから保健のことはわからないという食わずぎらいの態度をとらせないように、たえず生きものである児童生徒の管理指導の責任をうけもっているという自覚をうながすようにする必要がある。

《生活指導》

生活指導、すなわちガイダンスという面について考えるとき、直接その任にあたるのは、学級の先生で、生活指導——道徳教育ということばにおきかえられているが——という以上保健指導は当然その中に含まれるものであり、保健指導を生活指導の一環としてしっかりと位置づける。つまり学校の生活指導計画の中に、保健の問題を位置づけることが一つの問題になってくる。

中学校の場合は、保健体育という形で保健の時間がはっきり法規的に規定されている。小学校の場合は、保健の時間というものはないが、保健の時間を学習時間として設けることは良いか悪いかはむずかしい問題で、道徳教育を特設するかどうかという問題とよく似ているが、その時間を設けることで他の教科から道徳教育の要素が抜けてはなんにもならない。保健の場合も同じことで、保健の時間だけで一切を解決しようとしても全体の能率が下がってくる。むしろすべての学校における教育活動が、保健指導、保健学習、保健管理を担当するという考え方の方が正しいわけである。

しかし、保健の時間を特設することは、それなりの意味をもっており、学校の教育計画を系統的にする意味において効果があるわけである。しかし、それだけにたよるのは間違いで、むしろそれは全体についての整理をする時間にすぎない。具体的な保健の問題は、実践を通じて堀り下げていくもので、知識をもって働きかけることは指導の一部にすぎない。

《学校保健委員会》

児童生徒に関する経営の問題として、とくに重要な意義をもっている学校保健の問題は、やはり学校保健委員会だと思う。健康優良学校の審査にあたっても、実際に学校を見る場合に、いちばんよく学校の健康管理、健康教育なりが的確にわかる場面は、学校保健委員会のように

思われる。単に学校の職員だけでなく、そこには児童も参与し、父兄も、地域社会の代表者も加わっていて総合的な活動の場であるが故に、学校保健委員会は一つの重要なインデックスになると思う。

本日の研究協議題の中に、組織活動ということがあるが、組織活動の最も代表的なものが、学校保健委員会、児童保健委員会だと思われる。なかんづく学校保健委員会を、いかに効果的に運営するか、ということは学校経営のうちで最も困難な問題と思う。

保健委員会をとおして健康診断とか、疾病予防といった健康管理から発して、安全教育とか、学校建築とかの学校行事の問題、さらに習慣形成とか、保健指導、体育、精神衛生とかの健康教育の領域まで、非常に広範囲な問題が、この委員会においてとりあげられる。また家庭や地域社会の生活改善の実践にまで発展させる一つのパイプになるものが学校保健委員会である。そういう意味で戦後の新教育の遺産のうち、日本の風土に根づくものの一つとして学校保健委員会をあげたい。日本の風土に本当にふかい根をはって、教育の遺産として次の世代に伝達されるものはそうたくさんはないと思う。その意味で、学校保健委員会は大きな功績がある。

以上、児童生徒間の経営問題として、学級の問題、生活指導の問題、学校保健委員会の問題を代表的な問題としてあげたが、つぎに学校施設に関する経営の問題がある。

《学校施設に関する経営》

学校とは、幼稚園から大学にいたるまで、民主主義のシンボルとして、民主主義生活の理念を具体化した生活の場でなければならないが、それはそれに即応した施設がなければ実現されない。

最近の学校建築をみてみると、どこでもまず講堂（屋内体操場）をつくる、プールを新設するということが一般化しているが、私自身の経験（教育大付属中学校長）によれば、むしろ目

立たないが個別のロッカーを整備するようなことが、實際には先にならなければならないのじゃないかと思う。

保健に関する問題としては、保健室を整備することが施設設備の現実の問題であるが、保健室をみると、その整備状況が学校保健の一つのバロメーターとなってくる。

このまえの年度の決議事項をみると、歯の健康診断用の機器の国庫補助という要望事項があるが、保健室の整備について、健康教育振興法というような大げさな名前でも、国庫補助制を達成するような運動が必要な段階にきているのではないか。

《家庭、地域社会との連繋》

学校経営、管理の第三の領域は、学校と家庭、学校と地域社会との連繋という問題である。これは、学校経営のいちばん難しい問題で、一般にはPTAなどの組織との結びつきがあげられるが、本当は一軒一軒の家庭とのつながりの上で考えなければならない。

個々の家庭と学校との連繋を実質的に緊密にすることが本当の連繋である。山形市の第四小学校では、當時連絡活動をずっと計画的に推進していて、学校と家庭との連絡をどのように円滑にするかを学校経営の大きなテーマにして研究発表を行ったというが、一般に通信簿等による年間2、3度の連絡では、本当のインフォーメーションの交換にはならない。それで「常時連絡活動」ということばになったわけで、学校新聞とか、広報とか、学級通信とかばかりでなく、農村の有線放送、あるいは学校参観、学級単位の懇談会とかの形で、学校と家庭のコミュニケーションを緊密にする活動が、連繋の一ばん大切なものである。

栃木県のある小学校では、学校隣組、教育隣組という制度が部落単位にできている。しかも戸数も5～6軒ごとの小数であって、部落PTA式のものを組織化していくことも、一つの大切な学校からの働きかけである。

一般に新教育の一つの標語として、School as a social center —学校は一つの社会のセンターであるという考え方が大きくとりあげられている。これは、やはりデューイあたりの考え方が基盤となっているが、ソシアル・センターとしての学校を、どのように運営していくかという問題は、一つの学校経営の目標であって、その意味でそれについての方策というものは全く数限りなくある。これについては大いに研究の余地があると思う。また適当な機会に一般に学校を開放して、学校との連帯感を高めていくことは、一つの正しいPR活動である。

《学校経営の推進力》

学校経営の問題を考えるについて、誰がその推進力になるかという人の問題については、学校のスタッフ、校長、教頭などの管理者の指導性が大きく影響する。教育者としての校長が、指導者としての資質を備えているのが絶対の条件である。忙しい校長の姿を描いたものが、学校経営の本などにあるが、代表的なものをとりあげると、とくにまず心身の健康と道徳的な品性がそなわっていること、人格者であること、現在社会の教育の重要性を確信をもっていること、知的能力がすぐれていること、社会的知性をもち、協力性に富むこと、人柄の魅力があること、一つの目標に向って邁進すること、右顧左眄せずまた他人に勢力をふりまくより、他人の能力を発見育成することに対して熱意をもっていることなどが、校長としての大変な資質である。

《校長・校医・教師のヒューマン・リレーション》

学校の校長先生を訪問してみると、いかにも外來者の応接におわれて、つまり雑務におわれ、子どもを対象とした教育活動に改善を加えるとか、援助を与えるとか、教師の相談相手になつてやるとかが、二の次にまわされる傾向がある。

例えば、PTAの会合があつても、話題が教

育本来の目的からはずれ、世間話をすることが多い。校長は予定を立てて行動することが必要で、毎日毎日をその日ぐらしをやっているといつまでも軌道には乗ってこない。

教頭は校長を事務的な雑務から解放して、本来の仕事に乗せるための補助役をすべきであるが、実際は校長も教頭も事務的な仕事に追いまくられて、学校の実質的な活動は結局空転しているということになる。これでは自然、学校に生気が失われていく。こんなわけで学校事務官の拡充が必要になってくるが、またひとりひとりの先生の働き方についても考えなければならないものがある。

例えば、視聴覚教育を担当する先生は、単に分掌事務としてそれを取扱うのではなくて、同時に視聴覚教育を研究するというふうに持つていかなければならない。

すべての仕事を単なる学校事務として考えず、一つの研究活動の一環として事務的処理をするという構えに改善するのが仕事ではないか。今日、教員養成制度が大きく変わることが要望されているが、その一つに試補期間という名前で、教員養成大学を卒業しても、1年間は正式の免許状を持たない先生として、教育実習をみっちりやり、その上であらためて免許状を与える案がある。たしかに現職教育は大学や教委でやるよりも、実際の現場で優秀な情熱のこもった校長や教頭の下で指導をうける方が、はるかに効果的であることが多い。特に新しく学校を卒業した人たちが最初にいく学校が、教員生活の生涯を左右する力を持っていることで、現場の現職教員をもりあげるような学校運営というものは、ますます必要になってくるのではないか。

《校長と教師の人間関係》

最後に、さきに学校運営の問題で最も大切なのは、校長の資質と人柄だといったが、実際には校長と教師の人間関係が基本的な問題になってくる。

また、校医の立場からいえば、校医と一般教

師の人間関係、ヒューマン・リレーションの問題が、やはり学校運営については、非常に大きな規定力になってくる。校長と教師の人間関係の例で述べると、まず校長は個々の教師の職務上のいろいろな条件を知っていなければならない。例えば、学級から職員室へくるまで何分かかるか、休憩時間にはどこで休んでいるか、などのまたこまかい点、また、どの教室のどこが通風が悪いとかの環境条件などにも注意がゆきとどいていることが第一条件である。

教師は校長に対して、どんな要望をもっているか、どんな不満をもっているかを、適確に察知する勘の良さが必要である。これはそのまま、校医にもあてはまることで、そういう要求なり不満なりは率直に、しかも直接きいてやる寛大さをもつことが必要である。

それから一定の措置をとる場合、たとえば水飲場をふやしてやるとか、保健室の改造をするとかを決めた以上は、あくまでも教師の教育的な活動を促進することを基準としてやる。つまり子ども本位、先生本位の処置を考えることが必要である。また教師全体と協力を保っていくためには校長もしくは校医との間にモラルの高揚が人間関係の問題として重要な意味をもっている。やってみようという気を起こさせる。盛上げ方が大切になってくる。モラルの高揚には校長が先頭に立たなくてはならない、そしていつも先生たちと相談づくでやり、独断で動かないことが大切である。特に、一部の教師が悪条件を克服して努力しているようなとき、それを見逃してはならない。それを暖かく抱擁し苦労をねぎらう態度が大切である。

校長として一ばん苦慮する問題は、教員間の対抗とか、いがみ合いなどであるが、そういうとき、校長は相手のいうことを聞いてやる、ノン・ディレクティブ・ガイダンスが効果的であるが、深刻な教師間の固執不和などの場合は、先方を改心させてやろうというよりは、相手の立場に立って考え、そうしていることを相手に納得させてやることの方が、ずっと効果的である。そしてあくまでも公平に処理してやること

である。不満を持つというのは、大抵は家族的でないとか、不公平であるとかが根にあるからである。そこで校長室は校長のための事務室としてではなく、教師の人間関係を調整し、教育活動を促進するためのサービスセンターだと考えれば間違いない。

《学校経費》

最後に学校経費の問題であるが、学校財政は公共の経費でまかなうのが原則で、PTAなどの私費でまかなうのを立てまえにすべきではないが、義務教育無償の原則が立てられていても、実質的にはまだ確立されているわけではない。

学校経費には、二つの部面があり、消費的なものと、機能的なものがある。人件費は消費的な性格をもっており、消費的支出等が学校経費全体の $\frac{3}{4}$ 以上を占めている。機能的支出（土地・建物・備品など）はその残りで、不足分は結局PTA費などでまかなっている現状である。

文部省の32年度の調査では、学校予算が100として、公費の負担76%，あと24%はPTA負担とてているのが実状である。公立学校では76%の公費のうち6%は国・県、70%は市町村である。市町村が多く負担しているようであるが、これは人件費を抜いているからで人件費は非常に大きい。市町村費は維持費、修繕費とか、物件費的なものに使われており、これを人件費と比較すればかなり規模が小さくなってくる。

保健室の施設設備が振わないのも、このへんに理由があると思う。経常費では間に合わず臨時費でまかなわざるを得ない。そのために記念事業なども行うわけだが、それは決して教育の正常な姿だとはいえない。やはり国庫補助制度を整備して、学校保健振興法とでもいうものを制定するというような方策を講じて全国的な学校の保健施設をはかることが大切なことだと思う。

人件費の場合、市町村で負担して随分全国的には格差があるようであるが、個々交渉するより、やはり全国的な報酬の基準額を決めるようなことが先決問題ではないかと思う。

学校教育の立場からみた保健

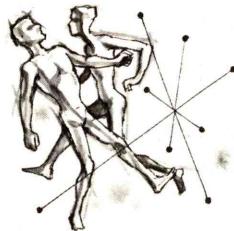
東京大学教育学部 教授 細谷俊夫

1. 健康優良学校として、昭和38年度にえらばれた12学級以上の学校を全国にわたりて5校ほどみた。そのうち1校だけが戦後つくられた学校で、あとは明治5年から、6年に創立された古い学校であった。明治5年といえば、「学制」が発布された年で、当時から満90年を迎えた状況であった。えらばれた学校が90年の歳月を歩みつづけた今日、いざれも若い世代の心身の健康をのばすことに、やがて訪ずれる21世紀への夢を託して、健康教育に邁進している姿を目のあたりにみて深い感銘をうけた。さきほどの「学制」では学校教育を組織化する大きな眼目は、国をおさめ産を興こし、業をさかんにすると説いているが、これは福沢諭吉の「学問のすすめ」の思想と一致するもので、産業開発のための学問は近代国家発足の前提条件であったが、人間の健康の問題は、人間を有用な社会の一員として育てあげる、あるいは、特に今日の切実な問題である余暇の利用というような考え方には含まれていなかった。教育の目標の中は90年の間にひろがってきており、特に健康教育を学校教育の根底的なものに考えて、それをひきのばすこと懸命の力をそそいでいる学校が、全国に数限りなくあることには、誠に心づよいことである。
2. 今回見聞した小学校について、とくに、印象に残っている一つは、一般に都市と農村を通じて都市化の現象が進んでいるということである。その一つはテレビの普及で、その視聴の問題が家庭生活のうえに大きなウエイトを持っている。甲府市の富士川小学校で調べた例では、年間を累計して、家庭におけるテレビの視聴時間が、学校での指導時間を上まわっているほどで、それによるマスコミの影響はまことに顕著なものである。このマスコミへの対処の仕方などは学校保健委員会でも大きくとりあげられている。また最近、団地っ子の野性味や個性喪失などに対する対策として、生産的な仕事を与えたり、都市的に類型化されている

のを自然との接触をはかったりして、子どもに欠けがちなものを補強し助長することを考えなければならない。

3. 次に、学級単位の活動がもりあがってきているということである。個々の教師が健康教育の責任者になって、健康観察にはじまって保健指導、保健学習を行い、学級という基盤を大事にして行くという考え方方が前進しているのは非常にいいことである。
4. 第3に、めだってきたのは、部落PTA、親子部落会、教育隣組などが、学校と家庭、学校と地域社会の結び目として、小集団の組織を健康教育、健康指導の基礎にする運動がもりあがっているということである。
5. さらに感じたことは、一般に健康優良学校のレベルは相当高まっているが、同時に、すべての活動が同じような形をとって、規格化されているような感じがあることである。標準的なものに近づくことだけを考えてマンネリズムの傾向がみられないこともない。この傾向を創意工夫で打破し、独自の境地を切り拓いて持味を發揮することである。
6. 最近ではカリキュラムの再検討などがはじめられ、基準化されたものをうけとめるだけでなく、自分のものを作りかえていく静かな研究がなされている。とくに顕著なものとしては特別教育活動で、児童会、生徒会のほかにクラブ活動がある。教育のひとつの重要な問題点は特別教育活動で、その意義というものは、技術革新時代の余暇時間を利用するという態度の基盤をつくるのは学校時代の特別教育活動であるといつても過言ではない。
7. 学校保健委員会の運営については、単に保健の問題をとりあげるだけでなく、学校教育全体が、それに結集されていく傾向がみられる。
保健か学習かの二者択一的問題ではなく、ヘーゲル的にいえば、止揚する（アウフヘーベン）形での学校活動がもりあがる行き方を示唆する意味で富士川小学校の学校保健委員会の運営などは、検討に値する。

学校歯科医の 効果的な執務はどうあるべきか



司会・日本学校歯科医会会长
新潟市立礎小学校
甲府市立新紺屋小学校
川口市立原町小学校
日本歯予防処置委員会委員長

向井 喜男
重野 幸
永井 正弘
松田 斗次郎
榎原 勇吉

向井(司会) 挨拶と講師紹介(略) それでは表題のテーマについて講師の先生がたから、ご意見をだしていただきます。まず重野先生からどうぞ。

学校歯科のしごとは

重野 私の学校では昭和10年から健康診断事後処置の指導を行ってきた。今日学校治療についてはいろいろな問題があるが、たまたま戦後昭和25, 6, 7年にめだってう歯がふえ、しかも6才臼歯の進行が非常に早い。とても学校の予防処置では間に合わないという考え方になってきたので、昭和28年頃から今やっているようなことに切りかわった。というのは事後処置そのものが学校教育の仕事であるかどうかに疑問をもった。学校でやっていることはいかなる場合でも、教育でなければならないという考えをもった。学校には歯科医からほかにやってもらわなければならないことがあるのではないかという考えがでてきた。じらい28年からは、りっぱな治療室があるけれども治療としては使わない。むしろ子供1人1人と学校歯科医、受持、保健主事、養護教諭が教育としてあたっていくということに切りかえた。そうすると、学校歯科医の執務というものが、一体どういうふうになるかを考えさせられた。たとえば口腔診断のとき、探針を用いて精密な検査をされ、保健計画を立てる上で有力な資料をいただけるという点で毎年期待しているが、子供の立場からみたらどうかと考えるとき、子供は先生の顔色をみながら、

一体自分の歯はどうなっているかとおずおずしながら、一生けんめいに診断をうけている。そういうのをみるとあきらかに、学校歯科医の仕事は診断においてすらも教師と同じ立場の教育者であると気がついた。それいらい、口腔状態、ハミガキの状態やその指導にしても、やはり教師よりは学校歯科医にみてもらった方が具体的である。私どもでは4人の学校歯科医にみてもらっているが、学校治療をやっているときよりはるかに効果が上がっている。そして治療率もよくなってきてている。以上学校歯科医は口腔衛生を担当する教育者であるという考え方でまちがいがないと主張している。

もっと接触を

松田 学級担任という狭まい視野で、学校歯科医に卒直にお願いしたい。第一に学級担任と学校歯科医の接触の機会をもう少し多くすることはできないかということである。埼玉県における学校歯科医の年間出勤日数を調べてみたら、中学校で平均13日、小学校で17日であった。しかし学級担任として学校歯科医に指導をうけることは、顔を合せて話し合うキカイはその半分より少ないかもしれない。日本学校歯科医師会のむし歯半減運動は、保健のさまざまの立場からむし歯半減に努力しているけれども、最前線にあって、なんとかして成果をあげようと努力しているのは学級担任ではないかと思う。1片の治療勧告で治療できる子供の数は非常に少なくて、そ

の中には色々な家庭環境やさまざまな抵抗があり、それをなんとか説得して医師の門を叩くまでにこぎつけるのには、あの先生キチガイではないかといわれるぐらいやらなければならぬ。学級全体が100%になるためには相当の努力がいる。それをみていただく、知っていただく、そうして執務された日忙しいときにはいちいち担任と話合わなくとも学校全体を一巡してもらうだけでもよい。ときには子供に元気かと一声でもかけてもらいたい。それが勧告のキッカケともなる。第2には指導面にも協力してもらいたいということで子供自身が自分の歯に対する本当の所有感や、それを守っていこうとする心をおこさせることが、これからむし歯の治療率をあげるために大切なことではないかと思う。歯をみがきなさいというだけでは、教育が進んでいくほど納得しない。いくらみがいてもできるじゃあないかというようになる。そういう中で子供や父兄を説得するためには、科学的根拠の上に立って話をすすめなければならない。ところが担任はそういう識見を持っていないので、ぜひ歯科医の指導を願いたいのである。埼玉県ではサフラニンテストをやっている学校が100校ぐらい、リックレステストをしている学校も10校ぐらいあるが、その方法については後の機会に述べる。第3に歯科医のところへ子供が行ったとき、便宜をはかってほしい。時間、距離、恐怖にナマケ癖のある子供、何度も説得の上行く子供など、ずいぶんやりにくいこともあろうが、やさしくめんどうをみてもらいたい。

処置は教育である

榎原 歯科医はほかの臓器とちがい、一度欠陥ができればどうしても自然には回復しないものを取扱っている。学校歯科医として検査にあたりう歯の多いのに驚き、校内で処置をしなければならないということになり、長いあいだそれをやってきたが、昭和19年に横浜本町小学校に永久歯にう歯のない学校を作った。これには相当の力を注いだが、それだけではとうてい全児童が幸せになるわけにはいかないのでいろいろ苦労してきた。時代の変遷で予防処置を学校で行うことの是非問題が起ってきた。それで委員会がつくられたびたび会を重ねてきたが、学校歯科医の立場からいえば、この大多数の児童のむし

歯の救済を行わなければならないので色々な方面から研究してきたが、キメ手がでてこない。結局学校の仕事は徹頭徹尾教育であるから、教育で問題を解決しなければならない。教育の一環としての学校歯科医であるから、1つの処置しても診療所で処置したのとちがって何倍かの処置効果が上らなければならぬ。そういう点をねらい、私などは学校へ行ってわがままをいっている。学校へ行けば生徒は寄ってくるし、先生と私、生徒と私、私とPTAは1つになっている。そういうので効果が上っていると考えられる。

歯科医だこの責任ではない

永井 表題のことばを平易に分解してみると、児童生徒のむし歯を少くするためにには学校歯科医としてはどうすればよいかだと思う。児童生徒のむし歯罹患率は75~80%あるいはそれ以上ともいわれ、まことに憂慮すべきものである。ひるがえって学校全般をみると、まことにじれったい気がする。1口に学校保健といつても内容はまことに広範囲で少し頭をつっこんでみると、必ず厚い壁につき当る。これは保健関係者の共通のそして最大の悩みであると思う。学校とは学問を教えるところであって、体が少しごらい悪くても余り問題にしない。これは健康な子供にはあてはまるが、校長以下職員は、ややもすれば教科第一主義におちり、算数、国語を教えることが上手であっても保健のこととなるとその指導力はまことに低い。歯の数が何本あるか知っている先生は少い。まして年令に応じてどんな風にやっていくかということはてんで知らない。一体児童生徒のむし歯は学校と学校歯科医の責任のように思われがちだが、誤解のないように願いたい。就学前にすでに80%もむし歯におかされている。数年前から3才児の検診が行われるようになった。結構なことだが、いわゆるお役所仕事で検診をやればやりっぱなし、事後処置は何もしない。しかしそのうちの何%かは治療をうけることになるから、学校歯科医としてはせめてものなぐさめにしている。3才児の検診がなければ就学時にはおそらく100%になってあらわれてくるのは必定である。又就学時のむし歯については、産婦人科医と小児科医にもっと協力してもらいたい。なおむしばをバカにする社会通念を

治療は学校のしごとではない

あらためなければならない。風邪をひいたり、下痢をしたりすると学校も家庭も大騒ぎをして学校を休ませるが、歯が痛くても休ませない。むし歯を粗末にすればこういう結果になるという恐い話、大きなショックを与えるような研究結果を発表してもらいたい。

向 井 ただいままでのお話に対して四人の先生で discussをお願いいたします。

重 野 ただいま榎原先生からこれだけ多くのむし歯がありながら学校での予防処置はヤムを得ない、放っておくわけにはいかないと申されたが、私は学校治療に反対するわけではなく、校内、校外をとわず治療行為は大へん大切なことで、むし歯をなくすということで大変意味があると思う。しかし、子供にとって、学校の経営者として考えてみると、いずれで治療をしたにしても早くみつけて早くなおす、予防のためのよい習慣を勉強する社会にしてやりたい。そのためにはいろいろな助言のなかに、一般歯科医と学校歯科医の違いを強調した。それを願いたいと思う。大体治療というものは、学校でやるべきすじのものではなくて、親の責任である。学校は救急処置程度のことはやるが、親たちがもっと健康に関心をもち治療を積極的にやる必要がある。家庭に出す通知もただ通告というものではなく、注意を促すというかたちでやる。一般に学校では医者側をはるかなものにして特別待遇する傾向があるが、私の学校では学校歯科医は学校歯科を担当する非常勤の先生であるという観点からすべてを同じように一しょにやってもらう。保健計画、保健委員会の参加はもとより、欠勤のときも教員と同じように届をもらう。野球もいっしょにやっている。

向 井 ただいまのお話に対して永井先生に御体験や御注文などお伺いしたい。

永 井 私の原稿の中では校医に対してたくさん要求をもっているが、重野先生の今の取扱いについては何も申すことはない。しかし田舎の学校では身体検査でも済まなければおちついで授業なんかできないなどともらす校長がいたりして頭にきた。もちろん健康診断ということばが身体検査にかわってでてきているということも知らない。

重 野 文部省からカリキュラムをつくる場合や保健計画をつくる場合のパターンができている。しかし保健計画に関する限り、地域性や児童生徒の健康状態などが具体的におさえられて保健計画にならなければならないと思う。そうすれば、一日も早く健康診断に来てください。先生の方から出る資料を待っているのだからたのみますということになる。

向 井 今のお話の中に保健計画ということがありましたが、学校歯科医はどのようにして保健計画に参加したらよいかまだ十分に理解していない方もあると思う。そこでこの機会に重野先生に保健計画は校長が責任をもって立てるものであるから、校長として学校歯科医は保健計画にこのように参加してもらいたいということを具体的に注文してほしい。

学校歯科医のカリキュラム参加

重 野 保健計画を立てるときには法律にきめている管理の点からみるといろいろな問題があるが、さしあたり私どもの学校の37、38年度においてどうしても、学校歯科医に参加してもらわねばならなかつた事實を申し上げたい。私の学校では Caries 4 が 13本ほど一学期に残ったのを除き、全部校外治療でやり完全に治療を終らせた。このことは 4~5 年続いているが、半年後の10月に口腔診査をしたら 9~10% ぐらいの未処置歯がでてくる。口腔診査のときに未処置歯がないというのは手品だと思うが、そんなふうにして10年来やってきてても 10~15% の未処置歯が出てくる。これを出さないようにするために今年は一体どの点で努力すべきであろうか。こういうことはどうしても専門の先生の力に頼らなければならない。更にそのうちに Caries 1 が全部なくなっているにもかかわらず、Caries 2, 3 が出ている。再う歯である。早いのは 1 年半、3 年、4 年たつと再う歯が Caries 2, 3 になってくる。どうしてこうなるか、なんとかしてもう少し長持ちさせる方法はないかというようなことで、私の想像では親の問題、子供の問題がある。また歯磨指導の問題、学問的にはア充以上にもっと進んだ方法で解決されるかも知れない。こういうこともわが校にしてはどのようにして具体的な方法におろしていくかを考えると、専門的な先生の力をかりなければ保健計画の立てようがない。

向 井 保健計画がかような考え方でつくられ、学校歯科医にこういう目標を持って参加してくれということは理解されたと思う。ところがただいまのお話の中に重大な問題がある。それは *Caries* の再発ということで、専門家には今のお話の含みがわかったと思う。これについて長い間歯の正しい治療に努力しておられる榎原先生にお願いしたい。

榎 原 非常にむずかしい問題で、一般的には永井先生がいわれたように校長のなかにわからない方があると同じように私たちの仲間にもそういう方があると思う。いちどう歯ができると、今のところ健康な歯がむし歯にならないというキメ手をもっていない。学問的にもない。原始的なことだが、そこにもし歯をおこす材料をおかないということがキメ手ではないがそういうことがある。それで充填したものが再発するということもしゅうみてるし、私自身の場合もある。それは適正な歯科医の術や材料の取扱いによって少くすることはできるが絶体なくすることは、新しい歯がむし歯になるのと同じようにまずのぞめないと思う。

向 井 つぎに指導面に移り、現場のエキスパートである松田先生に、担任として学校歯科医にのぞむこと、たとえば学習指導の面にこういう形で協力してほしいということにもふれてお願いしたい。

こんな指導を望む

松 田 最初に永井先生からお話をあったことに一寸ふれてみたい。担任は教科に追われて健康に心をやることがないといわれたがそのとおりで、基礎教科は明治の頃から行われてきたもの、学校保健がとりあげられるようになったのは25年的小学校保健計画実施要領が生まれてからである。それまでは学校衛生といって衛生のことは校医と養教にまかせておけば担任はよかったです。今教員養成大学でも保健の必修科目がないようだ。保健学習が始ってから3年、学校保健法ができてから日が浅いので担任の先生が保健に対して無智蒙昧であるのは担任ばかりの責任ではない。新しいものであるから専門医が幼稚園児を指導していくように、親切、丁寧に教えていただきたい。それから学校歯科医に学級に対して指導をお願いしたいことは時間が許すかぎり、年に何回か学校全体や保健委員会にお話しして下さ

ることも結構だが、歯科医は多忙であり又充分な手当を差上げられない特にお願いするのが心苦しい状態であるので、その指導は結局教師が保健について指導をやっているようなときに、そうだその通りだといつてもううだけでもよい。まとまった時間がなくても5分、10分でも学校のマイクを通して全校児童生徒に話ををする。又診療所で仕事を始める時間より学校の授業開始の方が早いと思われるが、朝食後の仕事前にちょっと朝礼台に立たれることや、幻灯等の解説の合間に肯定するようなことばをひと言でもほしい。最後に校医のところへいきにくい子供をやっとやっていることが多いので、治療のときは学校でやるというような気持でやってほしい。なぜ歯を治療しないかという理由の中に、先生がこわいということと先生に対するすきらいがある。あの先生はよいということは、おもしろいからだというのだが、それは子供と同じような気持で治療をしてくれるということだと思う。せっかく治療に行ったのだから途中でやめてしまうことのないように、そういう面でもよろしく願いたい。

向 井 会場の方に、今までのお話から4人の講師に対して御意見があつたらどうぞ。

山田茂 松田先生に伺いたい。歯の健康は体の健康を保つため必要であること。もう1つ、人間が健康的の保つことは、人間の責任であり道徳である。この立場からみれば道徳の中で保健指導をするのは当然なことであって、ところが実際の先生の中には反対もしくは反対に近い方がいる。たとえば小学校一年では学習指導の面で保健に関する事項が殆どでてこない。そこでそのことを話すとき特活や道徳の指導で話したらどうかと言ったら、道徳と保健指導は全然別物である、混同しては困るといわれた。理論的には道徳と保健指導はちょっとちがうが、私共の理念では先ほどのべたように健康は人間の義務であり道徳であるという考えに立たないとこういう指導はできないと思う。そこで実際学級の中で指導している道徳に対する保健との関連性についての考え方、あるいは指導面について伺いたい。

道徳と保健指導

松 田 道徳に限らず教科には4つの領域があるといわれている。教科学習、学校行事、特活、道徳で

それぞれ時間の枠があるが、保健を道徳のなかでやることがいいじゃあないかという山田先生の御意見には全く賛成で、道徳の根元は生命の尊厳が基調になると思う。自分の命を尊重すると同時に他人の命を尊重する。そこに道徳が生まれてくるのであって、そういう立場からいろいろ保健の問題を扱うのは良いと思う。ほかの教科の社会、家庭、体育、理科の中にはたくさんの保健の問題がでている。低学年の道徳は殆ど保健の問題である。学校では道徳の時間だから道徳をやっているというが、実際保健のことを先生方はあまり知らないわけなので、大きな立場からいえば保健の学習だけれども、道徳の教材としてこういうものがあるから道徳をやっているつもりでいるが、保健学習と考えてさしつかえないと思う。学校行事のなかでも保健に関するものは多いし、特活の児童会、学級会で話し合われるテーマも統計で調べると学校保健に関係しないものは30%ぐらいである。したがって学校保健の問題はいずれの教科でも行われているのでどの教科でどうしなければならないということは余り論ずることははない。要は学級担任が毎日報告のために教科時間割をつくって保健はやらないようにみえるが家庭科などはみかたによっては全部が保健である。だから道徳のなかで保健と思われるものをやるのは高学年では少くなってくるが、入れちがいに5年からは体育のなかで保健学習というのであるので各学年を通じて保健学習は充分行われていると思う。ただ担任が意識していないという形になっているのではないかと思う。

小 西 我々は学校へ行っても校長と保健担当の先生に会うぐらいのもので担任が誰でどういう形で行われているかということは、長い期間やってきた人は分っているかもしれないが、35年頃からは若い歯科医の領域に入ってきた。学校へ行っても余計者扱いされ校長自身そうである。校医の執務についての相談にはのってくれない。東京では全般にそうである。そういう中で保健委員会があり、また保健計画に参加することになっているが、東京では殆ど具体的にはなされていない。手当については学校も教委もひくい手当だとただは認しているだけで、もっと働きよくするために一しょに手当の問題を教委に働きかけてもらえるかどうか。第3に医者が恐いということは、日常生活のなかで子供をこらしめると

きに、医療行為をひきあいにしている習慣のなかで育っているせいではないか。

向 井 今までのお話から学校歯科医の効果的な執務はこうあるべきだという結論を出したいと思う。

効果的な執務は

重 野 学校保健を効果的にするには学校歯科医も学校も職員も同じ形になって、PTAも中に入ってる同じ気持で動くことが一ばんいいことだと思う。

永 井 1つだけ申しあげるが、治療勧告カードを渡された子供が治療が済んでカードを持って学校にもどったときに、一般職員はどういう態度でそのカードを受けとるかがポイントだと思う。そのカードを受け取るときには子どもはいろいろな苦痛をのりこえてそのカードを意気揚々として先生に出す。このときよくやってきたと頭をさすってやってもらいたい。子供にすれば先生に頭をさすられたという喜びが他の教科にも反映していくのであるということを強調したい（拍手）

向 井 拍手が多いのでもう1つお願いしたい。

永 井 家庭と先生との個別懇談があるが、このときに教科の成績表のかたわらにむし歯の一覧表もおいてもらう。そしてあいさつの後にまっ先にむし歯の話をしたい。教科の話をさきにすると成績のよくない場合はむし歯の話は頭に入らない。そういうふうにすれば父兄は、先生はうちの子の体のことをこんなにまで考えててくれるのだという一石二鳥をねらう。

重 野 教育者としての教育経営のなかの大変な職員であるという考え方を学校も医者も持ちたい。もう1つは保健計画その他をめぐってお客様までないということをさらに学校歯科医の先生方が働きやすいように団体組織の強固な運動が進められるということがまだまだ必要なではないか。しかしその中で何が一ばん大切かといえば、永井先生のいわれたとおり、同じことが医者の例にも言えることである。医者の見解の相違でカードを出しても、何でもないから治療をしないで帰す。すると親は学校は大仰すぎるという。だからそういう際にはよく来た、当分まだ良いから、2ヶ月たったら来なさいというふうにお互いに子どもの将来への期待ということに一切をかけて活動したい。

松 田 学級担任としてお願いしたいことは、学校の求めに応じて動けば良いといわれた方があったが、それでは学校歯科が進展しないと思う。学校では保健に無智な部面が多いので、積極的に意見をのべていただき学級担任、学級職員と手を握りあう。接触面を多くしてともども学校歯科の推進に努力することが大切であると思う。

重 野 校医と職員が接触する面を多くという今の意見には少し反対で、医者保健主事担任との深いキリコミを求める仕事は経営者である校医の責任である。医者にそれを求めるのは筋ちがいではないかと思う。

まとめ

向 井 以上でシンポジウムは終わりますが、今までの話を概念的にまとめると、学校保健の目的は教育であり、学校歯科の目的も教育である。従って学校歯科は教育者としては、執務を効果的にすべきで

あるというにつきると思う。そこで人間関係、ただ廊下を歩くだけでもいいし、また学級の指導に対してそのとおりだと言っただけでも子どもによい反映があるという話もあった。このように担任の指導に成果のあがるように学校歯科医も教育ムードをつくるよう協力してほしいということ。一般的に、まだ学校現場が多少混乱している、——特に先生や学校歯科医が熱心な場合に——従来の校内治療の方向に進まれる向きがあるが、これについては日学歯の学校内での予防処置を考え方をよくかみしめていただきたいこと。そして同時に学校も学校歯科医も指導の面に予防も治療も含めてこども自身が健康を把握するようもっともっと力を入れていこう。これが学校保健の目的であること。なお前日開催されました研究協議会の結論と今日のシンポジウムは表裏一体で、これを合せると学校歯科医の執務の効果的な方向づけが更にはっきりするのではないかと思う。

(終り)

《ニュースー1》

榊原勇吉先生の栄誉

学校歯科の重鎮、本会参与の榊原勇吉先生は、多年の顕著な功績により、昭和38年9月19日に保健文化賞を受賞され、つづいて11月5日には藍綬褒賞を授与の栄に浴された。

「昭和2年より30余年の永きにわたり学校児童生徒の歯科保健と福祉のため専心尽力し、その間校医として学童を継続的に調査研究して、齲歯を駆逐し、または歯科衛生士による各学校の巡回管理を行い、あるいは自費を投じて治療に当りよ

い歯のモデル
校を育成して
全市の小中学
校歯科保健充
実の推進力と
なるなど、そ
の功績はまこ
とに顕著であ
ります」と賞
状にしるされ
ている。



(榊原勇吉先生)

さらに、先生はわがくに学校歯科の進展を願いこの賞金の一部を奥村賞管理基金に寄贈された。

本校に於ける児童並びに家庭の歯科衛生の実態とその対策

(山形県) 鶴岡市立田川小学校

伴 喜 子

初めに本校の状態を申しあげます。

本校は鶴岡市にありますが、當時の分校一校に、冬季間には臨時に分校を三校もかかえております山の中の小学校であります。

私が本校に赴任しましたのは昭和36年です。その当時の、児童歯齦患率は93%でした。住民の永久歯齦患率もやはり高く78%がありました。児童の永久歯齦患率は46.2%で、その処置率は22.4%でした。

また児童の定期診断後の永久歯の処置の状況を調査した結果、夏休み中に通院して治療を済ませたものは17.6%に過ぎませんでした。

校内処置の16.1%と集団的な診療によつたもの35.2%を加えますと69.1%がありました。このような状態では効果は望めないということになり、早速職員会や、父兄会で話し合いを重ねた結果、之等の状態を改善するためと、その基礎をつくるために、児童の実態をつかまなければならないということになり、地域住民が一体となり、家族ぐるみの42項目について調査を実施したのであります。その内容につきましては時間の関係で全部を申し述べることは出来ませんが、歯みがきの状況をみると、児童は50.7%しか磨いておらず、住民も53%にしか達しておりませんでした。

その原因を調べてみると、児童は第一に、面倒だということを口々に述べており、習慣の形成がいかに難かしいかということがわかりました。

そこで特に低学年の習慣形成に重点をおき学校での歯磨き訓練を実施いたしました。まる3ヶ月間は1日も休みなく実施した処、効果は、大変良くあらわれ、児童は喜んで磨くようになりました。このような実態を把握した以上は相当強力に事を運ばなければならぬと思い、保健主事、学校医、校長の御指導をえて先ず職員会において、学級担任に対

しお願いを始めました。学校保健委員会やPTAを数多く開催し、又、婦人会、若妻学級、部落懇談会などの組織をとおして、完全治療や、むし歯予防の必要性を訴え、歯牙優良学級の表彰又個人優良者については父兄共々表彰するなどの行事を行い「むし歯絶滅運動」を提唱し続けました。一方では治療費の一時払いのできない家庭については分割払いや積立制度をとり、校長、校医、教職員、父兄の全面的な支援をえて運動を展開すること2年。ようやく完全治療の域に達することができました。

しかしここまでこぎつけるまでには、相当の障害もございました。

治療のための授業欠席などはその一つであります。

治療の時期や歯科医さんとの診療日程などさまざまございましたが、今年度も夏休みの前には全員治療を完了しました。児童の表情は笑顔につつまれております。

本校がこのように3年間のうちに100%までの治療率に達するようになったのは学校歯科医さんの大変な御苦労によるものであります。学校保健委員会での啓蒙や、有線放送を通しての講話、スライド、テープレコーダーなど学校での指導、その他子供達個人に対するもの、又、歯磨き励行者には歯ブラシなどを与えて下さったことも山の児童にとって大きな奨励となりました。

参考までに山形県学校歯科医さんの受けもち学校数をしらべてみましたところ、御一人で7、8校もお受けもちになっておられるところもございました。

それに学校歯科医さんは開業医さんでもありますし、しかも非常においそがしい立場でありますので、そう度々は学校側でもお願いすることは心苦しい状態にあります。学校歯科医さんとしましても御一人で検診、治療、指導などとお受けもちになら

れることは容易なことではないと思われます。

対策の一端にもなりませんが、次のようなことを考えてみました。

第一点は、私達養護教諭のできうる面は何なりと申しつけていただき御指導をお願いいたしたいと思います。口腔衛生のみではございませんが、学校教育並びに家庭教育、母親教育などの面につきましても。

第二点は、どなたかの言に校医さんのお手当は年額ではなく1日分のおまちがいではありませんか、という事がございましたが、増額をはかっていただけるならば学校側といたしましても学校歯科に対する

る希望も広まって参るのでないかと思われます。

第三点は、学校歯科医の方々はどなたさまも子供達の健康には大変なる御熱意をおもち下さっておられます。

鶴岡地区といたしましても歯科医師会の絶大なる御支援をいただき、六才臼歯につきましては、集団的に診療を実施していただいておりますが、お話しによりますと初期予防充填までも手がとどかないという処もありだということですが、もしそちらの面も何等かの形によりお願いできますならば有難いと存じます。

学校保健推進の基本的考察と本校における 健康診断後の処置高率化の実践について

(大阪市) 高倉小学校歯科医

岸 田 耕 治

本校においては数年前より検診後の永久歯処置率が50%乃至60%程度で経過してきた。此の間、学校側も後処置に力を入れていながら処置率は一向に上昇しない。このような状態ではこれ以上の処置率は望めないと想い、指導方針を改革した。ということは以前の指導に計画性が欠けていた、組織活動も不十分で縦横の連絡がよくとれていなかった。今までの

成績を反省し、PTAに協力を求め歯科室や器具一切を設備し同時に歯科衛生士2名により週4回学校に常時させ、実体に応じた指導を行い、学区内の開業医との協調をはかり、また、校内設備により学校全職員の新たな理解と関心が高まった。このように計画を一新した事により從来に見られなかった好成績を収め得た。

学校教育と口腔衛生

(埼玉県) 県教育委員会指導主事

黒 沢 澄

児童生徒のう歯半減運動を県下500人の学校歯科の先生が中心となり、よい歯のコンクールとして行ない、よい歯の子、よい歯の学校、よい歯の学級、特によく治療した子; の4部門によって行っている。

学校保健の活動はいうまでもなく学校が主体であり、学校が発動し、その他の協力を求めるのである。また、学校内外の協力体制がしっかり出来なければ出来ない。

そこで私は学童保健の推進者である保健主事に歯

科の専門の知識を持って貰うために研修会を計画した。地区の保健主事会として学校医と学校側の総合理解のもとに合同の研究協議会を各地域に展開した。これがこのコンクールに対する最大の力があったと思う。

その成果としては治療成績は初回が15.3%だったものが昨年は52.3%に高まった。

また、教育上の向上としては、歯に関する指導計画をつくった学校、歯刷子の使用方法とか、サフラン

ンやリックレスのテストを実施する学校が多くなり、その結果高い知識を生徒なりに持ったという事実がある。校医と父兄、校医と先生、生徒の親密化、又、歯科衛生士を置くところ、また、学校歯科医の協力等おたがいの関係を密接にとる体勢を作ったことが成

功したことと思う。又、コンクール立案企画者として学校歯科医会、教育委員会、学校側の代表として校長、保健師事が数名加わったことが良く、三者の人々の理解により成功したと思う。

僻地における学校歯科衛生教育の私の経験

(新潟県) 村上岩船郡歯科医師会

本間邦則

僻地における学校歯科衛生も、都市におけるそれとかわることなく重要である。しかし現実的にはいろいろな条件が重なり、定期検診後の事後措置さえ円滑におこなわれない。したがってまず、教育委員会やPTAや学校当局と協議して、「子供の歯の大

なわけ」を話す会をもつにいたった。この地方は畜産を飼育しているので、動物の歯などについて話し、その次に健康の為にはう歯を治療しなければならないことを教えた。すると歯の健康について興味を感じるようになってきた。

学校保健委員会の運営と健康相談の実施について

(京都市) 市学校歯科医会

後藤宮治

学校保健委員会の運営としては、第一学期は4月に開催し年間事業の企画を立案し学校に於ける定期検診の結果に基いて、これを基本として対策を講じ適切な指導を行う。第二学期は第一学期との比較研究を行ない適切な指導を行なう。第三学期は3月に

行ない過去一年間の健康管理について反省協議を行ない卒業進級に際し適切な指導を行なう。健康相談の実施においては、学校歯科医と児童及び保護者が一対一で合い対し意見をかわし、手を取り合い指導し生きた健康計画のありかたを実践すべきである。

東京都港区麻布地区の児童生徒による 上顎前歯部の異常について

(東京都港区麻布学校歯科医会)

弘田仁哉 飯田嘉一 鳴神輝
佐藤日出夫 加藤邦雄 保坂利之
杉山正芳 松原信隆 関根由紀

〈はじめに〉

私共は、一つの共通した研究テーマをもって、児童生徒の口腔内を観察し、その結果を児童生徒に示

し、歯に対する関心を高めるための資料とすることを目的とし、う蝕の因子に関連して、解剖学的な分野から究明することに興味をもち、研究をはじめた。

表 1

上顎歯数不足の出現状況（側切歯）

	♂		♀		♂+♀	
総検査人数	2,185		1,749		3,934	
欠如	19	% 0.8	19	% 1.0	38	% 0.9
倭小 (円錐+円筒+倭小)	73	3.3	86	4.9	159	4.0
計	92	4.1	105	5.9	197	5.0

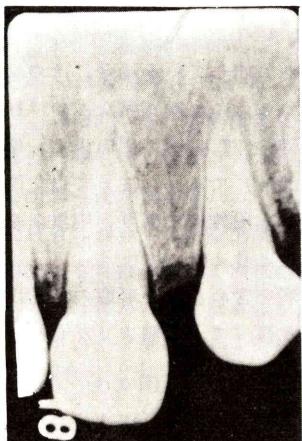
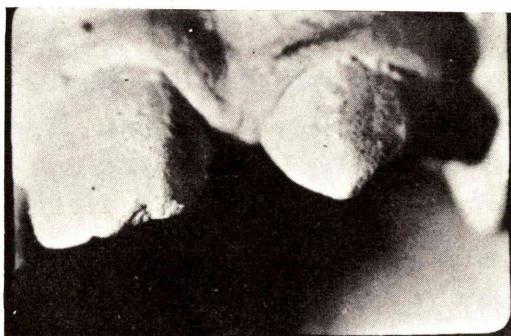
写真1
[2] 欠如

写真2 [2] 欠如

表 2

上顎側切歯倭小形態出現状況

		♂	%	♀	%	♂+♀	%
円錐歯	[2]	13	14.7	16	13.2	29	13.4
	[2]	18	18.9	16	13.2	34	15.7
	[2][2]	32	33.7	42	34.7	74	34.2
円筒歯	[2]	9	9.4	11	9.1	20	9.2
	[2]	7	7.4	8	6.7	15	6.9
	[2][2]	8	8.5	26	21.5	34	15.7
倭小歯	[2]	2	2.1	0	0 0	2	0.9
	[2]	2	2.1	0	0 0	2	0.9
	[2][2]	4	4.2	2	1.6	6	2.8

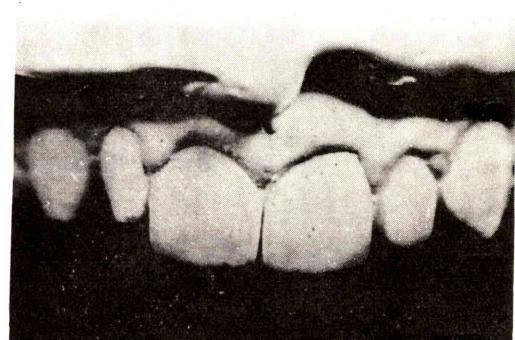


写真3 [2] 円錐歯

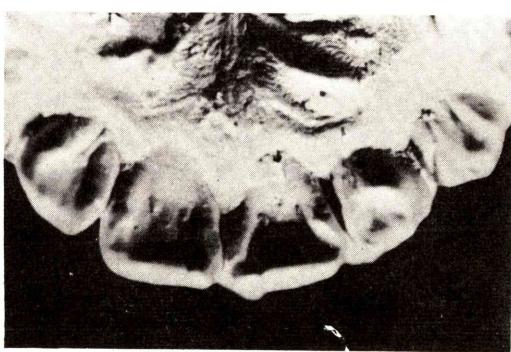


写真4 [2] 円錐歯

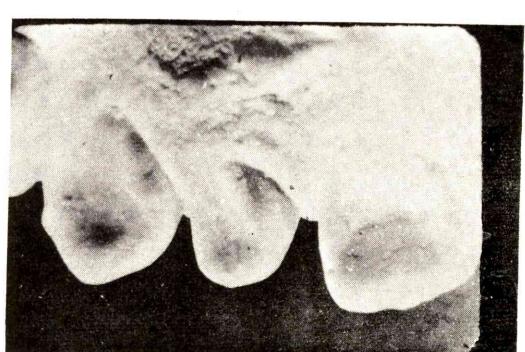


写真5 [2] 倭小歯

昨年の下顎前歯部に続き、本年は上顎前歯部の退化現象として、歯牙の数と形の変化について観察した。

〈調査対象と研究の方法〉

調査対象は麻布地区の小、中学校9校（南山、本村、笄、麻布、飯倉、東町小学校と、城南、三河台、高陵中学校）の児童生徒3,934名である。なお、小学校1年より3年までは含まれていない。

方法は9名の著者が、各自の担当校を分担し、口腔診査を行ったのち、歯牙の数と形の異常なものについては、すべて石膏模型ならびにX線検査を行い、これらの資料を持ちよって、相互に観察した。

〈観察成績〉

§ 歯数不足について

3,934名中、38名（0.9%）にみられ、側切歯の欠如44歯に比し、中切歯は僅か1歯を認めたにすぎなかった。

側切歯欠如38名中、両側が不足するもの6名（15.7%）、右側のみのもの18名（47.3%）、左側のみのもの14名（36.8%）であり、両側欠如するものは比較的

少ない。

§ 倭少形態

歯数不足38例に比し、159例の所謂倭小形態を認めた。これらの倭小形態をもった歯牙を、さらに分類してみると、円錐型をしたもの（円錐歯）、円筒形をしたもの（円筒歯）、本来の側切歯の形態を保ちながら中切歯の $\frac{1}{2}$ 以下のもの（倭小歯）、の3つになり、これをもって倭小形態を分別すると、約63%以上が円錐歯であり、残り約3%が円筒歯、倭小歯は約5%をしめるにすぎなかった。

また、片側の側切歯が欠如している場合、その反対側の側切歯を観察すると、これが正常なものは16例（78.3%）、円錐歯15例（77.4%）、円筒歯0、倭小歯0、欠如6例（25.0%）であり、従って退化徵候に直接関連のあるのは、円錐歯であり、円錐歯を経て欠如につながるものと考える。

なお、これら3つの形を含めた倭小形態の歯牙出現状況は、欠如の場合と異って、片側より左右両側に現われるものが多い。

学校歯科の方向明確化

予防処置委員会答申成る

学校内でのアマルガム充填は是か非かの論争は、数年来の堂々めぐりをくりかえしていたが、昭和38年3月15日、向井本会会長から「学校歯科における疾病的予防処置の問題点を解決して、その円滑な実施をはかるにはどうしたらよいか。」が18名の予防処置委員会に諮問され、委員長に榎原勇吉氏が選ばれ、幹事に榎智光、小西忠一氏が指名され、小委員会を含む14回の委員会において真剣な論議がたたかわされ、昭和38年9月21日、漸く別掲の答申ができ上った。

これは短かい文ではあるが、各人が各様に理解していた「学校歯科」に対する考え方、方向を現在のわが国の諸条件下で厳しい理論追求のうえ生れたもので、これを出発点として今後の学校歯科

が方向づけられねばならないものである。



答申を終えて

予防処置委員会委員長 榎原勇吉

今度の“予防処置委員会”が設けられるに当つて、その委員長を、ということでありましたが、何分にも老骨のことでもあり、他に有能な方々がたくさんおられるので、不適任であると考えて、再三、再四固辞したのであります。とうとうおひきうけしなければならないことになつて、大変恐縮し、困ったわけあります。

幸いにして、向井会長、竹内理事長が側面より御援助下さり、榎、小西の両幹事は、該博な知識と経験とを以て、とりまとめ役をおひきうけ下さり、委員各位の熱意に支えられまして、今日ここにみるような答申をつくることができました。

しかし、学校歯科保健における予防処置の取扱

いは、今日の時点において、種々な条件から、きわめて難しい問題を含んでおりまして、実に多くの意見があり、しかも熱心な意見がたたかわされるところでありまして、実際に、この委員会におきまして、ほとんど相容れないようにも思われる見解がのべられ、時としては、答申の成果もあやぶまれたこともありました。幸にして、委員各位の努力によって、とに角まとめることができた次第であります。

こんな次第ですからこの答申が本当に満足すべきものであるかは、実は、この答申そのものよりも、むしろこの答申がどのように生かされ、受取られて行くかの点にかかっていると考えているわけであります。

学校歯科における疾病の予防処置の問題点を解決して その円滑な実施をはかるには何うしたらよいか

日学歯会長諮問事項答申

A 資 料

文部省に対する緊急要望事項

(日学歯会長名で要望のこと)

1. 学校保健法第7条で考えられる現行の予防処置について

各種類、個々について検討してみたが、何れも極めて簡易で、その効果が高く、且つ、全国的にこれが実施を推奨すべきものが見当りがたいので、比較的簡易で効果の相当高いものを速かに研究する必要があると認められた。よって本問題を緊急指定研究課題に指定して学童の保健上速かなる決策を計られるよう要望する。

B 資 料

学校における歯科疾患の 予防処置の考え方

(前 文)

昭和33年学校保健法が制定されてから、学校保健殊に保健管理についての大綱が明示されたが、なお、法施行上の細部の点については、見解の一一致しない点も見られる。

学校における歯科疾患の予防処置の内容についても、その見解の相違が認められるので、学校保健実施の参考に資するために、日本学校歯科医会においては、委員会を設け、慎重な審議を行い、この問題に対する次のような本会の統一的見解を得ることができた。

(学校における歯科疾患の予防処置に対する問題点 の基本的見解)

今日、学校歯科における歯科疾患の予防処置に関し、少なからぬ問題点が見られるが、そのうちでも、

学校保健法第7条の学校において行なう疾病的予防処置の範囲に、初期う蝕の処置及び、充填、云いかえれば、アマルガム充填が含まれるか否かについて、最大の見解の相違が見られる。

この見解の相違の理由は、種々あるにしても、その最大の理由は、「学校歯科」に対する見解、あるいは期待の相違に帰せられるものと考えられる。

すなわち、昭和6年学校歯科医令の制定にともない、学校歯科医職務規程中の「学校歯科医はその担当校において、学生、生徒、児童のう歯その他の歯牙疾患の予防上必要な診査ならびに処置を行うへし。」との条項に対する疑義解釈として、昭和10年、文部省体育課長通牒によって、「概ね、歯牙の清掃、鍍銀法、乳歯の抜去、初期う蝕の処置および充填など、真に予防上必要な程度のものである。」と示され、これが今日まで慣用されてきた。

しかし、この見解を取った学校歯科医令公布当時のわが国における学校歯科に対する期待は、教育は勿論、この制度をもってわが国民の歯科衛生対策として、学童のう歯を早期に学校において解決することを念願していたものと考えられる。

この方法は、それが全国的に可能な条件がととえられるならば、勿論、望ましいことであるが、このような方策で全国的に普及し、成果の上った国は何れも専任者をもってこれに當て、且つ、充分なる必要条件を整備したところのみであって、わが国においては、少数の例はあるにしても、全国的に非常勤の学校歯科医制に頼る今日の方法をもってしては、これによって、わが国児童のすべての歯科疾患を管理的に解決する方法として期待することがきわめて困難であると見做されるに至った。

これに加えて、戦後の新しい学校保健、特に保健教育の考え方の進展にともない、殆んどすべての児童が問題点をもつう歯の処置は、それが何処で行なれようとも、経験を通じて自己の健康上の問題点を

解決する能力を高める機会として、新たな意義を加えるに至った。

このような経緯から、今日のわが国の諸条件下における学校歯科に対する期待は、現制度でも実施可能なほど、簡易かつ有効な新たな技術が現われるまでは、児童のすべての初期う歯の処置を学校の責任、乃至学校歯科医の責任と考えられるが如き期待をとらず、管理的経験を通じて教育的効果に期待をかけるべきであると考えられる。

しかし、後述のように、条件が整備するならば、学校内における予防処置の実施を排除するものでない。

(学校における歯科疾患の予防処置に対する具体的見解)

1. 学校保健法第7条の学校における健康診断後の

予防処置としては、前述の考え方に基き、現今わが国における基本的方法としては、予防処置の実施に重点を置かず、治療の指示に重点を置くことが、一般的には妥当であると考えられる。

2. しかし、特定の条件、すなわち、学校、地方公共団体の責任においての学校内に相応しい、整備された施設、又は、これに準ずる施設において、かつこれに要する経費も妥当に支出されるならば、児童、生徒の初期う歯の充填が行なわれることは差支えない。

附 記

歯科校医の実務の手引き の如きものの至急作成されることの必要性がつよく強調された。

(1963. 9. 21決定)

答申案の解説と注文

山形における学校歯科衛生研究協議会の研究協議事項「現場における学校歯科医の執務をいかにすべきか。——特に校内における予防処置について——」において、答申案が各出席者に配布され、詳細に説明され、それについていろいろと協議が行われた。

以下、そのさいのテープから関係の深いところを掲げる。

数年前から校内に於ける予防処置、特にアマルガム充填の問題が議論になっていた。これは学校保健法の第7条で学校は健康診断の結果、事後処置或は予防処置等行って、その結果を有効に児童、生徒の健康に生かさなければならぬ。事後処置の方は分かるが、予防処置の中味が昔から習慣的にその内容としてされていたもので良いのか、ということに議論があったが、ようやく一つの答申ができ上った。

予防処置の問題の議論のわかれめは、結局、「学校歯科」とは、四字の一つのことばでも、Aの人の学校歯科とBの人の学校歯科とは、言葉の内容が違う。

どこが違うかというと、日本の現今時点では、現場でそれをどこまでしぶったらよいか、どう期待したらよいかという「期待」のしかたが違うと思われる。期待であるから、大きな期待をかけてもよいわけであるが現実のそれをめぐるもろもろの困難な条件の下でそれだけの大きな期待が、日本中がその期待通りにできるだろうか、ということを考えてみると、めいめいが持っている期待を残念ながらある程度、下げなければならない。

また、最近は教育の考え方が違ってきたので、それも合せて考えてみると、実は、学校歯科は何を目指にして、どの程度の期待を持って対応したら良いかということをきめてからでないと、Aの議論とBの議論とがいつまでも妥協できないことに気がついた。そして、これがお互にはっきりすればそれから後の具体的な問題は自から見当がつくと考える。

わが国で学校歯科医が発足した当時の学校歯科に対する期待というものを推察するに、学校歯科だからもちろん教育とサービスの両方があるが、新たにできた日本の学校歯科の制度をもって、日本国民の歯科衛生対策、う歯対策にしたいという念願があつ

たと思う。われわれも、学校歯科にたずさわった最初のときの気持は、日本中の子どもあるいは自分の担当している学校の子どものう歯を全部つめるという気持をもつのが普通だと思う。それはわれわれ学校歯科に関係した者の理想であるかも知れないし、それができれば良いが、その期待を今の日本の現状では、特定の学校をのぞいて、一般的な学校でその念願を持ってよいだろうか。

われわれは30年、40年行って来たがこれを全国的に見るとどうだろうか。もしその期待を学校歯科医がう歯をつめてしまえばそれで良いというならば、今の学校歯科医はだらしないという気持がだれにも起ってくる。それで成功している国、ニュージーランドあたりでは、500人に一人の歯科医でないが専任者である学校歯科看護婦が毎日働いて、やっとできている。日本では2,000人に一人の歯科医としても、全国の歯科医が開業をやめて専任の学校歯科医になって、やっと日本中の子どものアマルガム充填が終わるというほどの量になる。

このようなやり方はテストケースとしては良いと思うが、こんな期待をもとにして学校歯科はだらしない、といってよいのだろうかという反省があると思う。

ところが戦後の学校保健教育の進展とともに、学校では児童生徒に対して何を一番多く期待するかというに、子どもたちに自己の健康上の問題解決の能力を持たせることであり、これができるようになってきた。それは単なる保健の教科の学習だけでなく、いわゆる教科外の活動、すなわち、児童会、生徒会、ホームルームなどを通じて子どもが自分の歯の問題点をどうすればよいかという活動が教師の指導下に入ってきた。

このような活動を通じて、子どもたちが人からいわれなくとも自分の健康上の問題に取りくんで解決するという力を高めることこそ、眞の学校保健の、そして、保健教育の中心であるということがわかつてきた。

この教科外活動には、教科書でなく、何か子どもに経験を与えねばならない。そのためには特殊な子どもしか持っていない病気ではかえってやりにくい、結核は病気としては恐ろしいけれども、すべての子どもは結核に罹っているわけではない。そこへいくと歯はすべての子どもが問題点を持っている。これこそ保健教育の教材として一番良い。

全国の開業医がやめて、専任開業歯科医にならなければできない程の量のう歯の処置を、今の状態で、ここ当分の学校歯科の目標であると何となく思っていることはむしろこの際捨てた方が良いという結論になったわけである。

アマルガム充填という方法は何十年前から行われている方法で、本当に口腔衛生のものとして発見されたものではなく、治療医学の方法を他に良い方法が無いから行なわれている。いくつかの病気では、医者が学校へ行って治療を行なっているのでなくて、予防接種をするというような技術があるわけで、歯科でも、簡単な予防の方法ができたら学校で予防接種をやるように積極的な方法として学校に衛生士を置いてでもよいから行なえばよい。このような研究の助長に国が研究費を十分に出すことも答申の一部としてとり入れた。

しかし、アマルガム充填を全部つめること自体を目標にしないで、つめることのために子どもが保健室へ行っても歯科医へ行っても、また巡回班でもよい、行くという過程において、それにともなう障害をどうやって克服したか、待たされて閉口したとき、待たされないように歯医者さんにどのように頼んだらよいか、自分達も考えてみよう、学校の先生に頼んで歯医者の空いている時間に行くような方法をみんなで相談してみたらどうだろうかというような、いろいろの問題点が児童保健委員会、学校保健委員会にでてくるだろう。

大切なことは一本の歯を治すまでの経過を通して子どもが、健康になるための能力を高める、いうことが本当ではないか。

今までのアマルガム充填は学校の責任でなく、何か学校歯科医の責任であるように、教師も思うし歯科医者も気負い込んでしまった。それは学校歯科医令がでた時に、学校歯科医は学校において予防処置を行え、と書いてあった。だから予防処置は学校歯科医の責任と思っていたわけであるが、今の学校保健法を読んでみると、第7条には学校歯科医は予防処置をやれとは書いてない。第7条は学校においては、予防処置を行うものとすると書いてある。学校においてということは、校長の責任ということ、或は教育委員会の責任ということになる。

予防処置問題でさえ学校の責任だといふ方がしてある。まして問題発見、問題解決能力を持たせるということ、これこそ学校の責任である。だから、学校歯科の中心的な狙いとか目標というものが、もし教育的な能力を高めることが主体だということになれば、これは受持ち教師が一番の実施者だということになる。だからアマルガム充填の医療的活動が、受持ち教師の行なう保健指導にどのように好影響を与えるかが、単に歯科的によくできたというだけでなく、これにプラス教育的効果がどのようにあるか、ここまで考えなければいけなくなる。

この答申は、諮問が、学校歯科のうち教育の面を諮問しないで、管理の面の又一部だけの問題点について諮問しているので、答申も実に簡単な考え方をしていて、教育の具体的な方面まで述べていない。だから、何かしら、やらないんだというくまばかりが目につくという心配があるので、この点は十分に注意してほしい。実は学校歯科に何を期待するのか、子どもたちがどのようになったら学校歯科はよくなつたというのか、それがどこの学校でもできる最低限度は何かを理解し、実践することを考えておかねばならない。だから、一般の学校ではアマルガム充填を校内でやらなくても良いということが書いてあるが、そのかわり学校の先生が一生懸命に子どもたちに歯の問題を通じて、健康になる能力を持たせてほしいということが裏にあるわけである。

したがって、この答申の主旨を全くするには、これに合せて学校の先生はどのように指導したらよいか、これに対しても歯科医はどのように協力したらよいかという、学校歯科医の新しいというか、少し角度のちがつた執務のしかたが、後から手引書のよう

なもので書いてもらうという必要が起こってくるわけである。

そのように、踏み切ると、仕事はかなり学校の責任、教師の責任にウエイトがかかるてくる。学校歯科医の学校歯科でなく、学校の行なう学校管理經營全般にわたってくる。したがって、全関係者が協力して、大きな総合的な活動を展開してもらい、各々の学校教師が組の一人一人の子どもたちに、能力の高まる活動を一年中やってもらはなくてはならない。それは何だろうか、それが分つくると、学校歯科医の執務が分つくるわけである。

しかし、以上は、あくまでも全国的に、一般的な目標であって、実施の仕方は、全国各地で大きな条件の違いや、歴史もあることだから、現在まで行なわれている校内アマ充を止めてほしいという意味ではない。前述のような教育効果を高めるためには、どうしても、校内であろうとなかろうと処置の必要があるわけである。

ただ、校内で処置が行なわれる場合には、できるだけ、よい条件で行なわれるよう希望したいという主旨である。学校内に相応しい整備された施設という意味は、単に物的な設備だけでなく歯科医師会との連繋などまでふくむような広い施設であるし、又は、これに準ずる施設というのは、巡回施設などを指しているわけである。

このようにして、学校歯科に対する期待が従来の考え方とかなり大きく変わってきたということになると、県の教育委員会の立場としても指導のしかたも変わってくる。学校歯科団体として今まで行なってきた良い点もあろうし、方向を変えた方がよいこともあるかもしれない。大づかみにいって検査以外にいittai学校歯科医は何をしたらよいかにというに、学校歯科医は教師に対する指導と助言を強化し児童の保健活動を通じて自主的な歯科衛生に対する能力を高めるような活動をすべきであるということになる。

今までの中で一番問題と思うのは、学校歯科という言葉の意識が非常にあいまいであったということである。つまり時には学童の歯科対策はどうあるべきかという歯科医師の立場から述べる場合があるし、また学校歯科という言葉を学校が行なう歯科対策というお話をある場合もあるし、さらに学校歯科医の

職務として行なう歯科対策がどうあるべきか、においてやや左右されたと云う気がする。歯科医の熱情から、学校の子どものう歯を全部処置したいということは誠に尊いものだが、これが学校歯科医の職務であるかどうかになると教育委員会としてはそう云う無理はすべきでない。学校歯科医の先生に立派な健康診断を行なっていただき、又学校の先生達に良い助言をしていただき、さらに学童に対して歯の健康に対する態度を教えていただくことが望むところである。やはり学校としては治療の指示と云うことが大切であり、同時に地方公共団体が施設を持って行なうことも大切だと思う。しかしこれが学校歯科医の職務とは必ずしもつながらないので、学校が行なうべき歯科の対策だと思う。

したがって地方公共団体が整備された巡回診療班を持つのは望ましいが、これは学校歯科医としての職務で要求すべきでなく、当然診療所と云う考えもあるし、また特別な施設としての考え方もある、少しも両立しないことはないと思われる。

又、学校歯科医が健康診断、健康相談をするという今まで比較的軽くなっていたところに、今後ウエイトをもっとかけるということになり、教師に適切な指導をするということ以外に、少し抽象的になるが、学校歯科医はその学校の一員として、その学校の内の者として、その学校の保健づくりをする。別の言葉でいえば、そういう雰囲気を学校の中に作る。これは、もう少し拡大すれば、地域まで又そこに歯科医師会との有機的な問題がおこってくる。ここでは一応学校の中にそういう雰囲気を作る。これは人間関係のしからしむることで、なかなか難しいが、これを充分考えたい。今までよい成績を上げている学校はその学校歯科医が、そういう学校作りに非常に意義のある役割をはたしているように思われる。

このような道がつかないと、学校というのはそれどころでない実状があるから、こういうことも大切である。

答申案ができるまで

天のめぐみ

予防処置委員の答申案ができあがるまでには色々のできごとがあったようですが、全体を通じて三つの山場とでも申しましょうか、非常にはげしい盛り上がりがあり、然もこの山場が三人の委員の非常に異なった性格と経歴によって作り出されたところに特殊性があったようです。

昭和38年3月15日夕方、全国からこの問題についての古い歴史と経験をもったベテランが向井会長指名によって一堂に会した光景は、実にそのままこれから始まる委員会の経緯を物語るに充分な緊張の高まりが会議室にあふれておりました。その討論の内容については、日学歯会誌No.7に要約されておりますのでお解りのことですが、然もその時の空気をそのまま再現させるための向井会長の意向だったのでしょうか。これが三人委員会に附託され、その顔ぶれを見れば解るように……。

横浜の榎原といえば歯科界の元老であり、特に学校歯科界にとっては超ベテランであり現在までの学校歯科の育ての親であり、御子息が現愛知学院大の教授であり、学校歯科に直接関係をもつ衛生学の一方の旗頭であることは衆知の通りです。

また、東京の小西は直接京都大会に法7条のアマ充問題の矛盾を指摘し、向井会長をしてこの問題解決に踏みきらした当人であり、学校歯科には何の経験もないズブの素人であり“野人”といった方が適切でしょう。

千葉の榎は学校歯科の行政現場を歩いた経歴の上に、現に学校歯科医として、一般的にはもっとも常識的な几帳面な人柄がにじみ出ている人です。

こうして第一回の顔合せと三人委員の選出がこの委員会の一つの大きな山場で発足しました。それが回を重ねるにしたがって熱を帯び8月31日と9月7日に行なわれた三人委員会で頂点に達したようでした。

榎原委員長にしてみれば数十年にわたる学校歯科に対する正しいと信じ実行してこられたことに一つ一つ小西などという青二才にケチをつけられ、然も

これが一すじ繩でいかぬときてるのですから、腹立つやら、そうかといって論理的に納得できないと思うと一歩もゆずろうとしない小西の頑固さには手のつけようがなく、どうとう来るところまで来たのでしょうか榎原委員長の大声となり叱声となる……という場面まで起きました。

榎幹事は間にはさまり何とか治めようと努力してみたが、それも暗しようのりあげ、当日の会議はおあずけの止むなきに至りました。

これが第二の山場であったようです。

ところがもう山形大会が目前に迫ってはくるし、何とか作業を続け結論を出し、会長の諮問に答えねばならぬ責任感においては三人の委員は共に人一倍強く考えていたことは事実であり、このため、日曜日ではあったが、9月15日午後から向井会長、竹内理事長を加えた五人で会議が再開されました。

作業の最終段階として前文より始まり個々の具体的な内容についての検討が始められましたが、それもどうも思うにまかせず、数時間の討論で全員少しつかれがで、これ又最終的結論が出そうにもなくなっていました。

ちょうどその時、一天にわたり曇り、ポツリ、ポツリと大粒の雨が落ちはじめたかと思うと急激に強くはげしくなり、風をもはらみ滝のようなものすごさとなり、もう結論を得ぬままに今日はこれで次回にしようとはいったものの、帰るに帰れず、完全に封じこめになってしまいました。

こうなってはどうにもならず雨宿りの気晴らしついでに一旦中断し、迷路に入ろうとした会議もこんどはリラックスなかっこうで相互に足を投げだすやら、勝手気ままな状態で話合っているうち、今までの論議の堂々めぐりは、「学校歯科」ということばの期待が一つではなかったということに気がつき、あとは、すらすらと答申前文の骨子ができ上がってきました。雨降って地固まるとは正にこのことを指すのではないかでしょうか。

この最後の山場こそ、何だか今考え合せてもスコールという大自然の力によって答申が完成されたとしか思われません。

しかもこの答申の前途も真に地に根をおろした今後の発展を象徴するにふさわしい一コマであるような気がするのです。

(K)

予防処置委員会の思い出

思えば、この学校保健法第7条の予防処置、とくに校内アマ充問題の解決策を見出すための第1回予防処置委員会全国委員会は、文部省、日本学校保健会共催の学校歯科衛生講習会を機に、日本歯科医師会において、過る昭和38年3月15日午後6時から開催された。

会長諮問事項「学校歯科における疾病的予防処置の問題点を解決して、その円滑な実施をはかるはどうしたらよいか。」を、この委員会において、自主的に慎重かつなるべく速かに、そして単なる作文でなく種々の立場から、具体的な研究のうえ答申願いたいとの会長の挨拶があった。

委員長に榎原勇吉氏が選ばれ、幹事に榎智光と小西忠一氏が指名されるはめとなった。

これは大変なことになったものだ!! この問題は、ここ数年来、どこの会合で論議されてもいつも、堂堂めぐりの議論がくりかえされ、なかなか決め手がなく、且つ、都市農村等の環境条件の違いや、将来の学校保健の在り方まで広くかつ複雑な問題を含んでいるのである。然し学校歯科の現状を考える時、難問ではあるが、今においてなんとか解決策を見出さなくてはと、委員一同その決意を誓い合ったものである。ついで、各委員から全般的な意見が述べられた。（その主な内容は会報7号）

この全体委員会での意見を参考に、幹事会において成案を作成し、又、必要があれば、関係官庁とも連絡し、これを全体の委員会に図り、承認を得た上で答申することとし、なお、幹事会には随時理事会のメンバーも陪席されることとなった。

答申案が、第2回の全国委員会にかけられて答申が決定した、昭和38年9月21日まで191日、約6ヵ月の間に、14回の幹事会が開催された。その多くは、一日の業務を終えてからの夜の会合が多かったようである。夜だと時間切れとなるので、日曜祭日を返上して、朝から開いたことも度々であった。或る時は、豪雨に見舞われて、ぢやあもう一ふんぱりやろうかと頑張ったこともあった。眼科に通院中で、眼帯を当てた独眼流でふんとういたいだいた方もあった。等々終始熱心に検討をつづけながら仲々纏らなかつ

た原因には、二つの対照的な、考え方の底流が根本的な問題であったようである。

一つは、校内予防処置を是とする考え方。すなわち、学校歯科の特殊性を尊重し、児童、生徒のための校内予防処置は必要である。時代の推移、社会環境等の変化のために多少の修正あるいは制限条件を付することがあっても、やるべきであるとするものである。

今一つは、学校医は非常勤の一公務員であり、開業医であり、同時に保険医である。国民皆保険の現在、開業医は皆毎日多忙を極めている。学校歯科医の犠牲の上に成り立っている校内予防処置は止めるべきである。従来、校内予防処置として慣行されてきた、乳抜、C₁のア充、除石等は皆医療行為であるから、これには色々と問題があるので、一切、止めるべきである。とする二つの考え方の流れがあつたからだ。新旧思想の相違、或いは、理想主義と現実主義といった見方が成り立つか知れない。この云わば両極的、対照的な考えをもつた人々が集まって一つのものを生み出そうとするのであるから至難な事であったのである。

ある、幹事会では熱心な余り口論に落ち、物分れになりかけたこともあったが、皆、児童、生徒を愛し、学校歯科を愛することの共通の基盤と、偉大な寛容と忍耐の精神によって、これを救い得、一応の纏めに成功したことは御同慶の至りである。

その立論の根拠は答申案にみる通りである。

この答申案を固めるために開かれた、昭和38年9月21日の全国委員会、すなわち、第2回予防処置委員会の機に、こんな消極的な論調でよいのかと地方の御熱心な委員からお叱りをうけたが、現段階におけるこの答申案の結論は、今後の学校歯科の活動が方向づけられた点ではその意義が大きいと思う。いやしくも今後“学校歯科の在り方”を論ずる場合には、この理論を無視しては成り立たないのである。

そこで、今後開拓していくかねばならぬ二つの大切な事柄が残っている事を明記しなければならない。すなわち、第1に、現制度でも実施可能など、簡易かつ有効な新たな技術の研究、発見が切望されて

いることである。(答申 A 資料、文部省に対する緊急要望事項。参照)

第2に、今後、“学校歯科の在り方”をより明確にするためには、学校歯科の手引書の作成を急ぐべきことである。

この後者については、日学歯において、委員をあげて着々と解決のための努力をされているときく、現場の学校歯科医の座右の書とも云うべきよい手引書が出来ることによって、明日の日本の学校歯科が、明るく、正しく発展してゆくことを期待して止まない。

終りにのぞみ、14回にも亘る幹事会に殆んど毎回御同席いただいた向井会長や、竹内理事長、度々御参加頂いた亀沢、関口、結城、山田、丹羽の各理事、遠路名古屋から再度、御来会頂いた愛知学院大教授の榎原悠紀田郎氏に深かい感謝と敬意とを捧げる次第であります。

(E)

日学歯・予防処置委員会の経過

1. 第1回予防処置委員会

(全国より委員18名を委嘱)

昭和38年3月15日 日歯会館

2. 第1回幹事会(所謂、小委員会)

昭和38年3月23日 日歯会館

3. 第2回幹事会(小委員会)

昭和38年4月13日 日歯会館

4. 第3回幹事会(小委員会)

昭和38年4月18日 日歯会館

5. 第4回幹事会(小委員会)

昭和38年5月9日 日歯会館

6. 第5回幹事会(小委員会)

昭和38年6月3日 日歯会館

7. 第6回幹事会(小委員会)

昭和38年6月25日 日歯会館

8. 第7回幹事会(両幹事会)

昭和38年7月11日 日歯会館

9. 第8回幹事会(両幹事会)

昭和38年7月31日 日歯会館

(以上 日学歯会誌No.7記載すみ)

10. 第9回幹事会(両幹事会3回)

昭和38年8月21日 日歯会館(会長室)

出席者 榎、小西幹事

11. 第10回幹事会(小委員会) 日歯会館(会長室)

昭和38年8月25日(日) 豪雨

出席者 榎原委員長、榎、小西幹事

陪席 竹内理事長

12. 第11回幹事会(両幹事会4回)

昭和38年8月27日 日歯会館

出席者 榎、小西幹事

13. 第12回幹事会(小委員会)

昭和38年8月31日 日歯会館

出席者 榎原委員長、榎、小西幹事

陪席 向井会長、榎原悠紀田郎

榎原悠紀田郎理事出席、委員長案の解説と修正

14. 第13回幹事会(小委員会)

昭和38年9月7日 日歯会館

出席者 榎原委員長、榎、小西幹事

陪席 榎原悠紀田郎

委員長案の検討に熱が入り、あわや審議の進行があやぶまれるほどにさえなったが、ようやく、一応の成案を得、第1次委員長修正案を作成した。

15. 第14回幹事会(小委員会)

昭和38年9月18日 日歯会館

出席者 榎原委員長、榎、小西幹事

陪席 向井会長、竹内理事長

委員長第2次修正案(竹内理事長幹せん案)を討議し、意見の一致を見た。

16. 第2回予防処置委員会(全体委員会)

昭和38年9月21日 日歯会館

委員長第2次修正案(答申案)を審議、一部御熱心な委員からは、こんな消極的でよいのかとの不満、おしかりもあったが、現段階ではそれも止むを得まいとの結論を御諒承いただき一応の学校歯科の活動の方向づけをなされたことは、その意識は大きい。

文部省に対する要望事項、或いは学校歯科の活動に直接必要な手引書の作成等、多くの事柄は今後の解決すべき問題として、一応会長の諮問事項に対する答申の使命は終った。

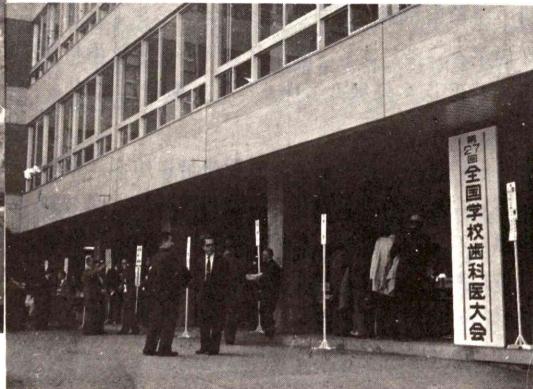
☆ ☆ ☆

第27回全国学校歯科医大会の記

山形県民会館にて 参加者1200名
昭和38年10月5日、6日の2日間



大会会場風景



実りゆたかな大会第1日

大会第1日の10月5日は、われわれの感覚からすると、学校歯科研協の第1日、10月3日から数えて第3日、いよいよ全日程の本番にかかったという感じでこの朝を迎えた。

前日までに山形に到着している人々のほか、この日の早朝の急行で、東京方面から50名、100名と続々山形駅頭に降り立った参加者は、旅塵をおとす間もなく、全国津々浦々から新装の県民会館へと参集する。

前年の京都（第26回）大会の会場たる京都会館と感じの似ている県民会館は、地下1階地上4階で $2,528\text{m}^2$ の面積をもつ、山形での最新の建築物で、昭和37年7月に蔵王エコーラインと殆ど同時に開館した。ワンフロア式でステージはむしろ京都会館よりも巾広いようにみえる。東郷青児の描く、どっしりした大綾帳がしづかにあいたのが定刻よりやや遅れた9:25。（余計なことだがNHKの画面に時刻が入ると9:25となる。これは数学でいうと9対25ということになるので一寸気になる。うまい表現方法がないものか）

大会副委員長の杉浦守邦氏（県教委保健厚生課長）

が開会を宣する。国歌斉唱は1回。そのときに見上げると舞台正面のかみ手に大日章旗。京都大会や和歌山大会では日章旗だけであったが、今度は大日章旗と並べて、前年に制定した山形県歯科医師会の会旗、濃い緑地に黄色いDマーク。白と赤と緑と黄、これが舞台正面をきれいに色どっている。

栗田大会委員長の記念の鐘槌打のあと、向井大会会長があいさつ。祝辞は厚生文部省大臣がこの大会には送らないので、順序をかえて日歯の中原会長が始ま。笑いながら、京都でのことを引用しながら祝福の言葉を送り、続いて安孫子県知事、大久保市長の祝辞。

このあと恒例の表彰に移り、始めに奥村賞、その次に全日本よい歯の学校、謝辞があつて有泉大会委員の閉式の辞はジャスト10.00。

特別講演、研究発表、シンポジウム

これで第1部を終り、第2部は湯浅副会長が座長席について、細谷教授の「学校教育の立場からみた保健」という特別講演。

限られた30分という時間を高度に生かしてゆたかな内容であった。（別掲参照）

第2部の研究発表は1時間に6名というギリギリ

の時間。トップは山形県養護教諭の伴佐喜子さん。自校の歯科衛生の実態と対策。次が大阪市学校歯科医の岸田耕治氏。やはり自校の実践内容。この2題を受持った座長は日学歯の常任理事、丹羽輝男教授。続くは埼玉県指導主事の黒沢澄氏の「学校教育と口腔衛生」。準奥村賞の貴禄を示す。新潟県学校歯科医の本間邦則氏が僻地での体験を述べる。以上2題は日学歯常任理事、山田茂先生が座長。最後は日学歯常任理事、榎原教授の座長のもと、京都市学校歯科医のベテラン後藤宮治氏が保健委員会の運営について述べ、東京都学校歯科医弘田仁哉氏が前年に続き学童の歯牙の異常を述べる。それと学校歯科とのつながりは時間の関係で不明だった。

研究発表の演者と表題は下記のとおりである。

1. 本校に於ける児童並びに家庭の歯科衛生の実態とその対策

(山形県) 田川小学校養護教諭

伴 佐 喜 子

2. 学校保健推進の基本的考察と本校における健診診断後の処置高率化の実践について

(大阪市) 高倉小学校歯科医

岸 田 耕 治

3. 学校教育と口腔衛生

(埼玉県) 県教育委員会指導主事

黒 沢 澄

4. 働(へき)地における学校歯科衛生教育の私の経験

(新潟県) 村上岩船郡歯科医師会

本 間 邦 則

5. 学校保健委員会の運営と健康相談の実施について

(京都市) 市学校歯科医会

後 藤 宮 治

6. 東京都麻布地区の児童生徒による上顎前歯部の異常について

(東京都) 麻布学校歯科医会

弘 田 仁 哉

他 8 氏

以下紙上発表

7. 私達のむし歯をなくす運動について

(栃木県) 足利第一中学校歯科医

麻 野 弘 郎

8. 学童う歯の撲(ぼく)減実施の概要

(神奈川県) 川崎市学校歯科医会

9. わが校のたどったう歯の治療について

(山形県) 遊佐町立蕨岡小学校

10. わが校の保健活動

(山形県) 西川町立西山小学校

午後は第4部ともいうべきもので、13.15よりシンポジウムが開かれた。

主題は“学校歯科医の効果的な執務はどうあるべきか”が1時間30分にわたって、甲論乙駁、熱のある討論がかわされた。

司会は日本学校歯科医会向井喜男会長、講師は、学校側を代表して、新潟市の重野幸氏、川口市の松田斗次郎氏。

また、現場の学校歯科医の立場から、甲府市の永井正弘氏、日学歯予防処置委員長の榎原勇吉氏は、学校歯科医の組織の立場からの意見を表明された。
(別掲参照)

全体協議会・大会宣言

大会日程の第5部は全体協議会。このたびは主題をセレクトして次の4氏。時間は14.30~16.00の1時間半。議長は前例によって1題ずつ日学歯の湯浅副会長、前年度開催地京都の北川会長、本年度山形の栗田会長、次年度富山の坪田会長の4氏。

1. 無歯科医地区の学童集団歯科診療に国保を利用し得る特別措置の要望

熊本県学校歯科医会

2. 国の費用をもって政府が学童生徒の口腔健康管理を行う法律を制定するよう要望する

大阪市学校歯科医会

3. 乳歯の保護

大阪市学校歯科医会

4. 学校に於ける保健教育の強化を要望する

東京都学校歯科医会

以上4題はいずれも会員賛成のうちに可決してその処置を執行部に一任した。なお動議により、第27回大会の総意により、この大会を意義づける宣言の要望があって、これを起草したものにつき、竹内理事長より発表。これも全員拍手のうちに可決決定した。

これをもって日程のすべてを終了し、矢口副委員長の開会の辞によって閉会式が始まる。時に予定通りの午後4時。栗田会長の手より向井会長の手へ、同会上から富山県学歯の坪田会長の手へと記念の鐘がわたされ、坪田会長はやや興奮のおももちで挨拶。

大会副委員長石川清秀氏（市教委保健体育課長）が力強く閉会を宣言するや、舞台は一瞬暗転。次の瞬間、いつのまにか舞台正面に垂れ幕がおりて、サッとスポットがあたる。白く浮き出したのはわれらの合言葉『1965・富山であいましょう』それをうす紫のデンタルカラーのスポットが鐘を手に退場する坪田会長を追う。突然拍手が起り、それが会場を埋める参加者のすべてにひろがり、何か盛り上るように感じたとき、マイクはしづかに“螢の光”をかなでていた。そうだ、来年は富山であいましょう。富山であいましょう。

しづかに会場があかるくなつて、ほんとうに大綱帳がおりて閉幕となつたのは、14.15。これまた予定通りの閉幕であった。

展示会

県民会館地下室の展示場にパネルを使用して、歯科材料や器械の展示が行なわれた。これは地元の材料商組合を通して、歯科材料工業組合の組織を充分に活用してもらい、地元の事務用品商なども加えると約30商社の展示がなされ、終日盛況で、その効果を充分あげることができたようである。

懇親会

午時5時から、旧城内の県営体育馆のホールで、懇親会が開催される。

大会委員長橋統男氏の司会で、栗田大会委員長のあいさつに始まり、黒川能、山形民謡の余興をおりませ、郷土色もゆたかに、てんめんとした夜のひとときだった。

この会場はフロアに2面のバスケットのコートをもつ体育馆で、急造の舞台に向って50のテーブルがしつらえられ、ビールパーティー形式の立食である。

余興の黒川能は山形県のもつ特殊な文化財で、酒のみの座興に供するとは何事だという声もあったが、少々のことでは驚かない全国学校歯科医の面々

のことも計算した上の計画であった。好評のところもあったようだ。いま山形市の真壁仁氏が「大会要項」のために寄せた紹介文をひいてみよう。

黒川能

黒川能は、山形県東田川郡黒川村（現柳引村）の春日神社に奉仕する神事能として農民のあいだに伝わってきた能楽である。その能座はそのまま宮座（氏子組織）になっていて、2月1日を中心前後1カ月にわたって行われる王祇祭や5月13日の祈年祭などに奉納される。春日神社の祭礼はかならず能を舞う仕組みになっている。しかし黒川能も村外に出なかつたわけではない。藩政時代には領主に招かれて城内で上演したし、また酒田や鶴岡のような町で7日間あるいは10日間も開帳能をやり、その札銭（ふだせん）を装束などの修理費にあてていたのである。

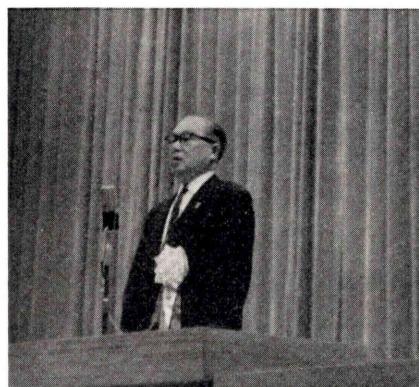
黒川能は何流かとよく聞かれるが、やはり黒川流といった方が妥当かと思う。観世流の伝書ものこつており、金春流の伝書もある。翁の形式などからみれば明らかに下掛（しもがか）りの能で、その意味では金春の流れを汲んでいるといえる。しかし観世も金春も、また金剛、宝生、喜多も源流時代の様式をはるかに抜け出たものとなっている現在では、古拙で素朴な黒川能に発祥期の姿を見るほかない。昔から田楽か何かを奉納しておった黒川春日社に、能の一一座を迎えて、それを神事奉仕に変えたのは世阿弥元清が嘉吉3年に死んでから100年ぐらい後、武藤家4代政氏が荘内を領知していたころではないかと推定される。

能座の人々は祭が近づくと太夫や師匠の家で稽古をする。いろいろのそばの荒むしろを敷いた座敷で舞いと謡いを習うのである。そのなかには5つか6つの幼児もいるし、小学校の子どももいる。芸のしつけはきびしく、炉端に坐ってみている太夫が、ときどき長い火箸をふりまわすこともある。3年前亡くなった下座の太夫上野丹宮氏などは、跡取りの息子に教えるのに、大切な型のところを1回舞ってみせるだけだった。今は若い人々が能をやろうとしない。農民としての生活や経済のこともあるけれど、後継者を育てるのがむづかしくなってきたことが、伝統をほこる黒川能の現在当面している一番大きな問題

第27回全国学校歯科医大会



昭和38.10〈山形市〉



向井会長の挨拶←



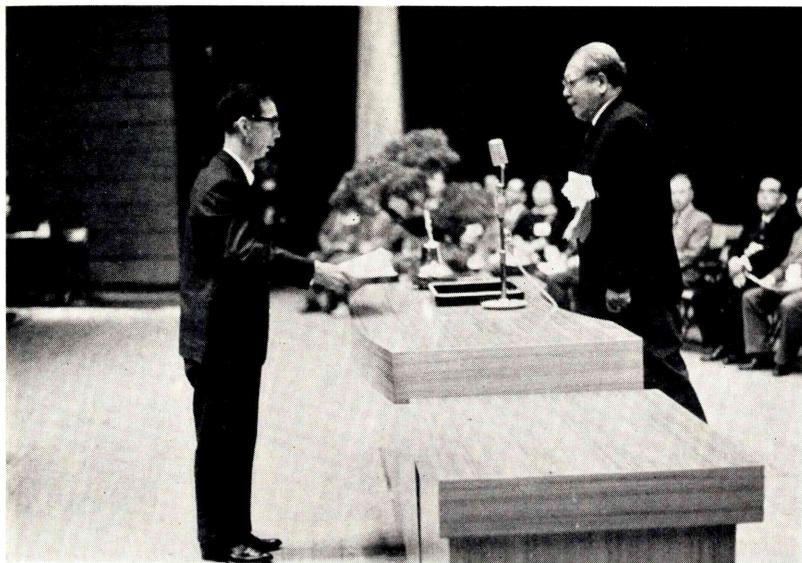
中原日歯会長の祝辞→



栗田大会準備委員長の挨拶

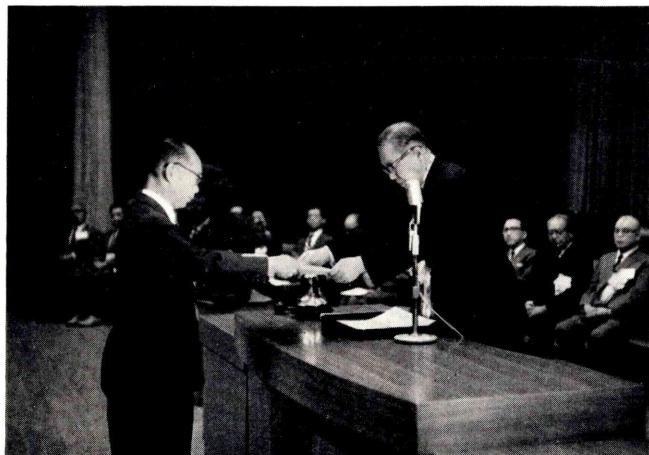


特別講演する細谷教授



←奥村賞授賞

(福島秀策氏より受賞する埼玉県学校
歯科医会新井副会長)



よい歯の学校表彰（賞を受ける代表南沼原小学校長(左)）



大会司会者



ヒナ壇に並ぶ大会役員諸氏



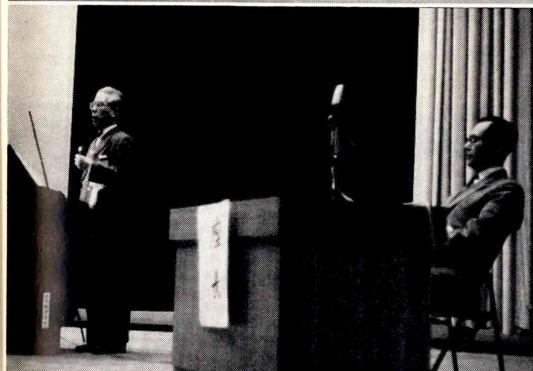
大会寸描（発言者用のマイクを握って）



シンポジウムの舞台



全体協議会の発言者席



研究発表



閉会一記念の鐘が栗田会長より向井会長へ

学校視察と懇親会



懇親会での大久保山形市長の挨拶



学校視察校・山形八小の歓迎プラスバンド



視察学校・山形八小体育館にて



大会会場の地下室に設けられた展示会場



視察学校で一行を見送る役員・さあ藏王へ

である。

最南端からの参加者、鹿児島県の上国市与市氏のあいさつも加えて、ビールはぐいぐいまわるので、あちこちに元気のよい談笑がうまれる。

山形市出身の悠木鶴子さんの肝入りの、コモかぶりの四斗樽が、でんと舞台の横にすえられ、見事に鏡をぬいて、朱塗りの四角なひしゃくで、地元の“松みどの”がみなみとコップにつがれる。

若い人々は、生れて始めての経験であったろう。恐る恐る口を寄せると、杉の香がブンと鼻をつく。酒をふくむと始めはひやっと、そしてぐっと飲み込むと、酒のかおりが鼻粘膜を刺戟する。

樽のそばから離れない人もおった。やがてあづま会による山形民謡の余興がすむころは、大小の虎も出現し、午後7時をすこし廻るころ、来年の富山での再会を機して西に東に散会したのであった。

大会 第 2 日

教育視察

学校視察については、山形市内で遠距離でないところを第1の条件とし、第2条件としては観光コースからも遠くないところ、できればその路線上にあること、などから、蔵王エコーラインの観光のコースとにらみ合わせて、教育視察学校の選定は、4月早々に行なわれ、諸般の事情から第八小学校と決定した。

昭和38年5月16日、日学歯の竹内理事長の来形を迎えて、関係者と学校訪問を行ない、打合せを行なった。その後、何度か連絡打合せをして、当日を迎えたわけである。

同校はたまたま創立10周年に際会し、その記念行事の最中であったが、校長以下全職員、全校生徒の協力を得て、学校視察の実をあげることができた。

山形市立第八小学校

昭和28年4月に開校した比較的新しい学校で、今年が丁度10周年に当っている。この学区は急速に発展した戦後の新住宅が大半を占めているために、父兄の76%が給料生活者であるという特殊な環境を作っている。

大会宣言

第27回全国学校歯科医大会を通じて、学校歯科の目標と期待を見童生徒の歯の健康に対する能力を高めることに最大の重点をおくべきことを認めた。

よって、われわれ学校歯科医は、この線にそって効果的な努力を展開することをここに宣言する。

昭和38年10月5日

第27回全国学校歯科医大会

これらを背景として学園は、近くの天神様——学問の神様菅原道真をまつる——にちなんで、校章に「梅ばち」を選び、砂と小石の多い校地を緑ですっかりつんでしまった。これがこの学園の第1の特長である。環境緑化のコンクールでは常に上位を保っていて県第1位が2回、全国入賞が2回という成績を収めている。

この学園の第2の特長は、校長以下全職員の一体となった研究体制である。初代新関孝平校長の高潔な人格が自から一つの学風を作り上げて2代佐々木瑞穂校長へうけつがれている。この学風を端的に物語るのが研究校指定であろう。これを数えてみると道徳の研究校指定が3回、体育の研究校指定が2回これにともなう公開研究会は前後5回行っている。これが創立10年に至った本校の業績である。

健康優良学校としては県教委より昭和34・35年の連続第1位をかちえ、またよい歯の学校表彰では昭和36年に形歯より表彰をうけた。

学校の規模は、前述の父兄の約8割が給料生活者であるという好条件に支えられて、18学級という理想的な中等度の大きさ。将来は学童の自然増によつて、24学級を目指として運営されているが、その前途は洋洋とひらけていると思われる。

学校歯科については、新設学校の悩みで、歯科の設備が皆無に近く、校内処置を充分に行なうことができないが、そういう環境のもとで着々これを進展させているのが小林与一医博である。

このたびの全国大会において、研究指査校の選定には種々な条件から考慮したのちにこの学校が選ばれた。その理由は、山形県内の大部分の学校が、校

内に歯科の設備を有していない。そういう環境のもとで、学校歯科を進展させている学校の実例として、この学校が選定された。

本校の特色は学校歯科だけが、飛びぬけて進歩しているのではなく、地域社会と学校のもつていているものが、全体のバランスを失わずに総合的に立派な成績をあげているということである。学園全体の環境整備に、学習活動に、また研究活動に、そして保健活動に、この規模の学校としては、考えられる最大の効果をあげて10年間を歩み続けてきたということである。これが学校保健のなかで占める、学校歯科の本当の姿であろうという確信から、この学校の「特に、学校歯科としてはすぐれていない」という特殊な状態を視察してもらった。

始め体育館に集合して、校長や学校歯科医のお話をきいたあと、保健室を中心にして、学校全体を視察してもらったが、特に創立記念のための、校内の展示室が好評で、地域の歴史を物語る部屋、また、学区内の有志の手による盆栽展示室などが大変な反響を呼んだのも、ゆえなしとはしないだろう。

この学校の特色として、縁につつまれた学園の、バランスを失わない各部門での充分な活動。これが

渾然一体となって、八小ムードを形造っている、その姿を視察してもらった。最後は、校庭で9台のバスに分乗した観光隊を、六年生を中心とした鼓笛隊が校歌や、螢の光を奏でるなかを、1台、1台とつきぬ名残りを惜しみながら、蔵王山へと向って次々に出発していった。

藏王觀光

10月6日、快晴にめぐまれて午前10時すぎ山形市立第八小学校を出発した一行は、山形交通のバス9台に分乗して一路蔵王山へと向った。これには大会参加者のうち、山形県会員300名を除く、約900名の約半数が参加した。

青根温泉で中食後、遠刈田から蔵王エコーラインに入り、刈田岳の頂上で小憩したあと、坊平のゲートを通って一たん永野に下り、そこから横に出て、蔵王温泉に上り、八つの宿屋に分宿し、2日間にわたる行程を、あるいは長い人は都合4日間にまたがる行程をおわって、酸味の強い蔵王温泉の、みちのくらしい、ひなびたながらもあくぬけのした温泉に、ゆっくりつかって旅塵を流し、また来るべき日の活躍のため英気をやしなうのであった。 (S)

細谷教授の横顔



山形の大会へおいでの方は細谷教授の熱のある特別講演をきかれたことだろう。

その前日の研究協議会、又正月に開かれた教育入門講座と本号にも三つの講演記事がのることになった。ただ紙数の都合で珠玉の記事を二つもはしょらざるを得なかったことは申し訳ないところ。

歯科にかぎらず学校保健には教育者の力をかりなければならない分野が極めて多いが、教育学者で学校保健に理解の深い方は不思議に少ない。

細谷教授は、昭和28年から朝日新聞社の健康優良学校・児童表彰の中央審査委員として、全国の現場に詳しいばかりか、新しい教育学にもとづ

くユニークな教育論が何よりもありがたい。

研究多忙で、そろそろごめんをこうむりたいというのを、富山大会では、もう一度だけお話を願うことになった。こんどは7月に富山の学校を3ヶ所廻って予め調査した上で、特別講演とシンポジウムで蘊蓄を傾けて頂くわけである。

先生は東京生れ、昭和7年東大文学部教育学科卒。卒業論文の「教育環境学」が処女出版、ほかに岩波全書の「教育方法」など。東大教育学部長もすでに歴任。現在、東大校教育学科に属し、教育方法講座の主任教授。

都下久留米町在住、奥さんは同町の教育委員。近頃はお子さんとともに自動車を運転、なかなかのご活躍ぶり。 (T)

参 加 者 名 簿

(順序不同)

教吉	美利吉人	正清快	一雄	吉郎	行義郎	裕徹昭博	三卓恭	次長	一義八林	雄子	正雄	登男	夫造子	子子子秀啓	夫雄郎	二義雄治
達虎	一武房信						太									
							芳	愈福俊友	二					義基耕	幸義德誠	ゆ玄政林
							孝							文鶴孝幸	正保恭民貞君豊外	正貞俊正安英正
水野	本越木	田濃口	辺崎橋	田坪	崎子	井山	山松島根上	江山木木東倉	保	林木藤本浦川	藤松口	井坂田	藤川下	田堺山	辺瀬渡	
清深	橋塚新旭池	美穂渡	岩折島大伊增	三青村小前	関井入森	鈴印小柴	大久	小鈴斎山三荒進	小	桶夏白垣安	小木浜	小丸	田山石			
雄六	交郎次治	雄忠郎	一郎	次信好	二夫昌	男彦利郎	政晃彦	一知子	子子治	三彦治昌	嚴藏文	健郎	豊之	二衛雄彦思司	雄明郎	信雄
秀彦	要源健信宗	芳孝彰	松重	正武義龍恒	市	尚喜一昌	照鈴康七	信文良	善正	藏	英昌作	武延主	金力隆	一莊義		
藤島	宅瀬堀石木橋永	水木部場	井野砂島熊木坂田	上下保森	東田	美納田	橋山山宮下	原本田谷井中良	太島	広林	田永北					
伊三	三岩三武鈴大松清	高綾大林荒森真中	田佐今土井山牛	大平印篠須安石久	高黒	小雨日	三森芦	細岩田奈信飯末栗	小森高							
潔	雄け矣夫男夫	雄稔丘嚴貢子	藏枝三一澄吉吉名	学久正巳	名郎清博	一男郎	男一つ寿人	求誠一	子三文雄忠夫	一郎郎哉義						
郁	た信康辰文	三国	武	俊倉君幸三	久定	4	義明辰好	348	太	茂	賀	剛多悌宏明重	一賢寬宗楨長			
井橋	沢根木間野	沢山間本島村	藤川野沢村	本県谷丸田池都野	本村	藤田江江崎	内田本本井井岩間	橋井藤井原	東	紀林福本五山飯堀堀	大堀真塚塚	照川白佐高荒斎酒大伴				
新高	大山青本谷大奥引	岡中中林伊菅荒綱黑中榎馬	細外島堀京	紀林福本五山飯堀堀	大堀真塚塚	照川白佐高荒斎酒大伴										
太齊	城花武寺佐庄吉	後板菅目島	黒高武田大大八栗木	田野大宮黑半城	茨片鈴石宮荒長葉千	小磯今堵	三新森岩井忠猪相森成児角									
18名	三郎央俊勇	一夫雄一彦吉臣	三標郎子イ	三名夫子子	彰太郎	夫直成郎也	一良名吾已	七子名治衛司元政夫郎	正男三一昭正範							
次敏正重	覺敏一愛勝昭信直	三和ア孝	恒二美津	健貞忠一勝欽宗直	忠克敬礼	時直逸清	廣典三守規長長	成								
道井	田田谷林橋谷田	島原滝部橋畑江谷	野県寺島林原内塚	田村本保	地手	家理山山	県辺藤本部卷橋川上	松藤藤上村田								
北海	石東喜平刈小高堂增	中小大阿高池渋刈重	森奥大小梅久	大成野橋久森菊岩岩浅	東東田	渡佐山堀荒駒早	村小斎斎井中藤									
青	森															
秋																

浩清子達子治勇士郎逸良治正之三夫道夫昭ミ吉人(臣)朗敬夫吉藏郎内正夫雄八治治丞代人男正備一雄名国雄親則漂名夫男昭
伴 み枝 三慶駿 保忠保昌恒弘勝英フ政(夫典)夫 次太郎忠秀勇徳鷹長宮藤尚和猪俊勝錨千婦辰信真 利 義善博邦 26
沢木間沢沢本藤藤木味上本林井岸田浦家嶋田津津中中倉田木原津村野井子県野養戸林田林藤崎井田谷県村簡村間藤原本川
中鈴野滝滝根伊伊佐々五井一小大根島豊氏長花奥奥田田新半高神阿今神筒増山小鳥一上森疊上安山今増渋湯大三田本佐野北有山

夫美雄吉古助武子澄子人夫子子ゑ子枝ワぶ枝米夫篤雄男春男之茂雄雄仁吉人(夫男敏子名信門成ズ進宏徹名雄よ馬子博彦作男信
忠正達広忠順文勝信政せち英文シの静徹定喜光輝重俊恒泰賢(夫正水 美美義右能シ 光な竜孔智光玲道幸
藤井沢上田村津下口口井施橋川本井本上谷井島島藤水井内羽城田口坂浅村村田吹 山原本木海塚原木見山県池野野書田勢原
斎石深川松野高山樋樋杉布大中山向和川熊松倉小齊清向竹丹結山野穗湯市市溝矢関秋鶴鈴有飯小鈴押勝奈小小小小水森能相谷

三章弘木淳昭夫治ヨ男郎郎篤博二稔子木裕雄枝和重男吉吏啓之孝一司郎清子三明男知剛喬郎子義純治之枝房勝子子子子喜夫春

弁英康茂和孝ミ幸嗣次 布梅春 昌玉良隆民由敏勝正英善鎗三忠百英 和 喜泰国義房康千博重陽美幾悦広石清

上口林木梶井口宮川藤沢野藤川井田井 江坂原上山江中木口本田田田谷木田田島野永原松田数中川本木田島辺田地山山原山口
井山小八字荒山小大佐海小遠早平太松寥壠高藤井高津大鈴樋岡相吉下糟鉢栗千中浅久宮重太嘉竹小宮佐山中河丸菊中飯笠小山

一昇枝秀子美吉男猛二雄(二人)繁(二人)三人雄(二人)郎德二文好雄義人助衛六郎郎雄汎哉和好雄純幸潔篤子作雄一郎司治行夫三助
武次幹清秀安 卓利鉄(夫子夫子)福(夫捷夫勇正(夫太重隆篤木國正義舛)為俊一登 徵彷信重章三 章源明弘富皓孝庸常鶏順
辺川久波藤野瀬村本川越林林村村川川藤坂坂橋部島井尾高田川原名川谷谷井上中上藤村本松屋口口村菅 塚松倉 井辺
戸小和栄佐上猪上秋山大小小大大拔森森遠赤赤高渡北荒藤日熊吉荻川古神糟新井田三近今橋重古閑閑沢中小原大兼朝閑糸渡

佐博茂雄宏郎一郎德力明久守栄雄雄子子徹雄子夫繁夫哉一輝芳隆夫夫伝紀一松十治之策治枝豊助広エ嚴弥弥雄一道清子江吉
基 金一忠一 隆英 竜富サ恭 多京忠 秀為仁嘉 正信日邦 由武金ミ利シ正正俊幹星シ菊槌隆軍義 美芳浅
原生山上橋戸西谷部島本田戸中口川中 本田村野岡 倉田田神山原藤藤本根岡田田木木川田田壁野留沢本部江田本取川谷森木
須羽森田高神小小阿矢山梅津田閔細田橋中前木今藤閔朝弘飯鳴杉松佐加岡閔鶴木木松松石石石真久久龟松岡入島山名清三小島

重子名泰一名采雄雄者護名人名已已士名一百市名衛三郎三郎夫ト雄よ郎剛札夫啓実代憲さ世郎郎三平郎介男春子平三ノ明郎子
豊千鶴254秀義伴賢義勝克武修与317兵三郎サトヒ次三一郎三平郎介男春子平三ノ明郎子
徳報幕秀義同賢義勝克武修与与雄權喜精幹チ匡ふ健武千正ま利吉浩省良八良統正俊宏菖ハ義耀勝
村田島川本藤野先生崎県原県崎下井県井野県料県林浪田橋藤田本村藤田藤藤城木花藤筑澗藤林原口田本田橋松田島光木藤
西平島山坂岡加仲林加宮本柄崎宮春今分酒河兒島国上形小大栗高後前橋市伊坂後後結鈴立安都清齋小成矢富橋豊高小富原田原徳高伊
鹿山

市義直恭精雄男夫一人 潤春雄明史正弘人 藏明雄助夫介司夫人 治明太名剛雄名吉治六之名吉治名正ツ名丈輔伴一名雄一名枝
治忠 行稜砂泰(夫威) 重正 啓(夫繁) 方美德忠孝卓信(夫忠安) 一 健導市千房清 2 3 2 1 2 4 市千房清 希宗同 貞哲 盛(夫人)
根田条崎田原本浦野野海田川崎井田村田田上下林田水崎川川口本部県江田県木岡川辺県繁山県塙田県永村永県田県原田県林林
山中北大植市藤松河河内勝光尾藤太吉吉山山井松小篠清岡小小樋村八山鷺池島高吉大田取倉秋根倉半口德西徳川米媛笠岡岡
岡 広 鳥 島 香 愛 高

武弘郎一知清男司泉夫男吉郎み愛子子名子ヨ子子子涉保郎勝博郎夫一策一明二造三名(造人)郎治一之人(郎人)八久行人彦人吉雄雄正常健良節賢秀泰信逸ふ一一工綾コ恵美浜博源善正顕文英喜健終夫一耕鬼欽夫庄伊信敏夫邦夫兼義宮寄池篠山上泉林塚本岡上松除野田田山井野中尾松田岡沢村村林川山川村井野島井府方方見田下井井谷原居村村村林内藤高小小中尾小小大山北河吉美広太福八小三高田長平山高藤下岡若嶋北小中北藤滝竹松阪緒緒可岸武今今奥奥江土川川山西西平山後大

10名 平戦縷友太雄良郎夫郎
勘時清好繁英三啓義紀田名繁良登名士起夫介久戦男名保六
3治郎名繁良登名士起夫介久戦男名保六
8治郎名繁良登名士起夫介久戦男名保六
5(同伴) 5(同伴) 5(同伴)
貞哲清一昭竹達和五(同伴) 5(同伴) 5(同伴)
岐 滋 県 川 野 本 木 野 野 原 原 県 嶺 塚 村 県 田 本 田 水 木 村 野 県 津 田
中 井 山 伊 西 賀 井 山 村 多 速 久 奥 中 良 下 伯
益 中 岡 橋 鈴 小 坂 墨 小 榊 阜 山 伊 西 賀 井 山 村 多 速 久 奥 中 良 下 伯
愛 奈 重 三 重 県 萩 和 歌 小 川 兵 兵
13名 稔介之徹勇子子さ雄時え男
忠吉 耕一 忠松きま忠軍た敬(同伴) 44名 郎勝修郎茂治
郁 収 宮
44名 郎勝修郎茂治
都 京 柏 前 鈴 森 竹 後

雄進保夫光夫一進司敏夫瑛雄清雄重正人雄好雄夫名典二名一光一雄之潤郎郎雄志一則一子名五博次名仁正善雄郎玄郎一人彥虎良泰成昭義雄庄宏幸政嘉秀喜義郁秀深和勝修忠茂憲秀正三次武清喜清忠洋寛照國佐和政慶俊夫清川沢出沢原沢川蘿藤林田津山沢沢辺田林沢口保口県本田県田井記山井井川馬本能島島島原井袋県井柳本浦田田野上本島中高小中桐宮力草齋小栗神小高鮎渡山平三矢原川坂川山武山坪平和嶋深大谷筈有坂松中中栗梨高今葉岡龜黑山三太池石子山松石富山静見根見久見

夫八肇二助助作光三郎郎雄郎典雄衛郎一工夫郎均三子晴策郎彦夫吉次郎至郎一吉博榮郎吉一圭達次藏子ち寛樓夫雄彦ノ郎教成正真虎富直有忠俊太好雄勝英守二研シ丈一誠富吉偉乾康捷桂安三麟啓佳俊三祐永辰榮綾み詩秀幸武ト物弘子藤田田藤田萩藤藤江貝子田井山江山原安木口藤井岸山藤藤滝津野沼山上木部嵐塚場沼藤嵐名田嵐間口嵐藤島橋辺津金佐徳竹加竹矢伊齊工黒須金竹桜船黒横名永八樋佐桜松漆伊加大梅紺堺岩高村鈴安五手馬長安五海池五堺赤樋五佐寺高渡沖

明次一吉次夫政勤二亘雄光光艶介女旬午洋典雄嵩雄毅久一吉安吉躬丸輔美男三久雄子登子輔禧郎治吉正正一夫一夫ミ亨泰郎助子宗良良八俊賢雄正宗俊八端佑悦喜雅和周岩恒啓正常良繁英定正輝泰俊隆鍊健清重正利貞秀ト重一吉貞橋間橋田山沢木藤藤垣木木川森滝内綱上藤原井山岡藤辺藤田藤滝葛櫻柄藤沢藤山世田川柄沢部川方藤峠山条田野谷藤葉木野高本高池横石鈴佐佐石佐佐市雨大金大村伊菅大横村丸渡佐太佐大山富井佐林赤佐奥常太石井赤安皆土伊大中東竹河塩遠稻鈴新森

子郎三真郎夫三一夫人獎雄造藏次三郎吉巣子慶助孝井助郎吉醇中司子泉清吉夫士雄一照稔夫治孝藏雄郎藏雄治吾美浩雄紀雄富整四好滿敏修保孝三続德一博次賢富友慶正鈴進次直邦清勝広千健一裕隆俊繁國光順正文清專嘉光正光脇嵐林村藤藤沢嵐藤嶋沢原井部田山林木藤井黑尾尾黒田本原井井上原井藤呂呂部藤松田上藤本中藤木田綱居原松山野上嵐藤門五宮中斎伊香五伊上沼林桐桜岡池横小鈴堀斎大石寺寺石志楨菅櫻今池荻桜佐毛毛岡佐赤迎池斎楨畠佐佐石大折菅小青今村五十佐

郎文二弥健三弥義郎僕優新助一子彦徳夫一吉男郎行保二子市代也郎助人平藏三藏輔志七男郎志崇司雄夫孝三弘健夫八夫栄男央夫仁允賢久郁邦重精慶智綾正信禧忠俊悅泰昭英靜八中甚幸正興正軍輝慶富清敏吉孝浩利力正圭明昭平孝一西憲坪堀木国平米藤藤野彫山山木野田部藤山子川平木橋野見津沼原田山藤島山類塚原藤藤藤中場藤田部原山野類藤沢藤水木寺林武大高鈴小公堀佐佐牧尾奥奥真清高阿斎奥安石公鈴高清石梅大木松横須中奥大堀西木佐後須田江佐松神田横菅大伊沼伊清鈴隱

明信代彦成一一満正央三寛弘一ホ雄晃夫亨雄修子三之紀良雄雄子道雄夫哉一雄新子雄助中吉三昭晃徹夫治男一郎也仙樹隆正正元喜美正与昭美行正順榮ミ秀昭出智佐啓良龟忠幸公多徹俊真信敏隆龜清八刀龜清昭増光源義次悦真清公光明田村田浪林馬泉浪谷橋橋野本井木谷崎沢坪林村木木田田水藤藤藤田田沼倉藤藤木本田津橋津田池部藤沢坪田田木林木浪沢若原本岡大小相有大細大高今橋川鈴細長味大東中鈴鈴高永清佐佐後坂武大小佐後青橋永梅高梅永小曾木佐熊大武林武若東鈴大熊

大 会 役 員

大会名誉会長

中原 実 (日本歯科医師会長)

大会会長

向井 喜男 (日本学校歯科医会長)

大会副会長

梅津 龍夫 (山形県教育長)

結城 嘉美 (山形市教育長)

浜野 松太郎 (日学歯副会長)

湯浅 泰仁 (〃)

穂坂 恒夫 (〃)

竹内 光春 (日学歯理事長)

顧問

灘尾 弘吉 (文部大臣)

小林 武治 (厚生大臣)

安孫子 藤吉 (山形県知事)

大久保 伝藏 (山形市長)

松本 長兵衛 (上山市長)

阿部 金藏 (天童市長)

松田 久藏 (山形県教育委員長)

小笠原 信夫 (山形市教育委員長)

上野 勇 (日歯副会長)

栗山 重信 (日本学校保健会長)

大沼 貞藏 (山形県学校保健連合会長)

中村 英男 (衆議院議員)

竹中 恒夫 (参議院議員)

鹿島 俊雄 (〃)

佐藤 運雄 (日学歯顧問)

小椋 善男 (〃)

河村 弘 (〃)

岡本 清纓 (〃)

長屋 弘 (〃)

松原 勉 (〃)

池田 明治郎 (〃)

大会参与

高橋 恒三 (文部省学保課長)

鏡 逸雄 (山形県教育次長)

阪 初彦 (日歯専務理事)

辻 本 春男 (日歯常務理事)

矢吹 水男 (〃)

窪田 正夫 (〃)

山崎 数男 (〃)

満岡 文太郎 (〃)

市村 賢吉 (〃)

館山 文次郎 (日歯理事)

山川 卯平 (〃)

加藤 寛美 (〃)

益川 勘平 (〃)

大浦 波夫 (〃)

坂口 晋一郎 (〃)

豊田 進 (〃)

酒井 修一 (〃)

西山 幸男 (〃)

堀尾 義勝 (〃)

片岡 常雄 (〃)

亀沢 シヅエ 関口 竜雄

丹羽 輝男

山田 茂 結城 重之

清水 孝之介

小沢 忠治 河越 逸行

大沢 三武郎

野口 俊雄 地挽 鐘雄

市村 賢吉

中本 徹 塚本 剛一

塚時次郎

梅原 彰 平井 啓二

鮎嘉 善一郎

坪田 忠一 山幡 繁

嶋清善一郎

平岡 昌夫 宮脇 順

岡軍時

加藤 栄 倉塚 正

太郎文

大塚 権 植村 田起

高津式政

今田 見信 柳原 吉

卷広義

緒方 終造 武下 鬼一

原義長

橋本 勝郎 上田 貞三

宗孟亮

大久保 重治 平林 秀

田十之丞

堀内 清後 藤宮 治

境花

川村 敏行 寿満 重

岡十之丞

久保内 健太郎 石井 次三

齋静

立花 半七 田野井 重男

藤原三

小泉 正夫 神野 長太郎

高寛

子上 俊一 戸刈 正巳

憲二郎

渡辺 秀雄 川原 武夫

野坂暁

北川正夫 奥野半藏 吉沢八郎
倉繁房吉 松本尊行 岡林盛枝
堺正治 酒井修一 黒沢公助
福沢勝男 向井英子 三橋一彦
藤田順治 右近示 高木健一

大会委員長

栗田権三郎（山形県歯科医師会長）

大会副委員長

杉浦守邦（山形県保健厚生課長）
石川清秀（山形市体育課長）
矢口省三（県歯副会長）

大会委員

有泉満 鈴木啓 都筑正憲
原宏平 小林与一 斎藤利世
成原浩一郎 高橋統男 公平邦弥
西塙富治 清水一男 小松専吾
佐藤恒安 竹田貞一 高山麟次郎
結城武夫 堀巖 須貝好雄
梅津力三 武田義一 佐藤精次郎
横山正人 岡部徳蔵 五十嵐正紀
大峠正 黒江太郎 岩沼至
橋本八郎 熊沢光男 牧野優
曾我部徹 奥山智一 奥山軍三
五十嵐富太郎 石黒慶之助 寺尾正孝
石沢俊夫 奥山輝雄 竹田勝典
永安丈夫 今野順弘 大浪美正
豊田良介 鈴木佳吉 村上啓一
清水忠雄 佐藤僕 沼沢孝夫
高橋八十吉 武田悦也 河野秀夫
橋本栄一 神部正孝 菅原醇
佐藤勤 相馬昭一 林次郎
馬場祐吉 佐藤正久 八木一郎
若月明 富田良平 小松正春
小林吉三郎 鈴木秀雄 細谷行央
東海林修 大坪日出男 長崎昭夫
高田紀 徳光義明 坂田多喜雄
佐藤幸雄 後藤道 橋本千里
伊藤ふじよ 後藤礼 大沼俊哉
田島萬三 鈴木良之 鈴木啓三
伊藤勝子 原ハルノ 富田俊子
清滝まさ 安藤千代 青木敏子

木村喜久代 川井ミサホ 中村佐智子
佐藤公子 味沢亨 佐藤信雄
後藤信橋本隆雄
杉山繁雄（県教委） 小関哲夫（県教委）
大久保真（〃） 寒河江権郎（〃）
門馬重雄（〃） 寺内明（市教委）
松田源恵（市教委） 遠藤英二（市観光課長）

大会事務局

事務局長
矢口省三
事務局次長
有泉満

（◎印…部長 ○印…副部長）

庶務部

◎原宏平 ○小関哲夫 相馬昭一
小松正春 鈴木秀雄

施設・運営部

◎小林与一 ○大久保真 ○橋本八郎
徳光義明 今野順弘 東海林修
坂田多喜雄 橋本隆雄 後藤新

学術部

◎斎藤利世 ○寒河江権郎 ○豊田良介
細谷行央 清水忠雄 佐藤僕
沼沢孝夫 田島萬三 鈴木良之
大沼俊哉

涉外・連絡部

◎成原浩一郎 ○寺内明 ○小林吉三郎
長崎昭夫 高田紀

宿泊・観光部

◎都筑正憲 ○遠藤英二 富田良平
若月明 林次郎 高橋八十吉

接待部

◎高橋統男 ○門馬重雄 大浪美正
大坪日出雄 後藤道

輸送部

◎鈴木啓 ○松田源恵 橋本栄一
佐藤幸雄 佐藤信雄 味沢亨

監事

杉山繁雄 須貝好雄

第27回全国学校歯科医大会決算書

収入の部

款	項	予 算	決 算	比 較	
				増	減
1. 会 費	1. 参 加 会 費	1,500,000	1,516,500	16,500	
2. 協 力 会 費	1. 日 学 歯	1,500,000 800,000	1,516,500 800,000	16,500	
	2. 日 歯	200,000	300,000	100,000	100,000
	3. 形 歯	500,000	400,000		
3. 助 成 金	3. 形 歯	100,000	100,000		
	4. 山 形 県	700,000	560,000		140,000
	2. 山 形 市	300,000	300,000		100,000
	3. 上 山 市	50,000	30,000		20,000
	4. 天 童 市	50,000	30,000		20,000
4. 寄 附 金	5. 500,000	500,000	453,670		46,330
5. 雑 収 入	1. 寄 附 金	500,000	453,670	42,448	46,330
	1. 雑 収 入	0	42,448	42,448	
合 計		3,500,000	3,372,618		127,382

支 出 の 部

款	項	予 算	決 算	比 較	
				増	減
1. 学校指導費		170,000	183,000	13,000	
	1. 指 導 費	20,000	30,000	10,000	
	2. 観 察 校 补 助 金	150,000	153,000	3,000	
2. 会 議 費		350,000	332,981		17,019
	1. 委 員 会 費	100,000	95,638		4,362
	2. 部 会 費	250,000	237,343		12,657
3. 事 務 費		676,000	670,706		5,294
	1. 旅 費	100,000	97,690		2,310
	2. 貨 金	50,000	52,600		
	3. 超 勤 手 当	42,000	42,000		
	4. 消 耗 品 費	50,000	65,616	15,616	
	5. 食 粧 費	10,000	11,098	1,098	
	6. 通 信 費	84,000	80,182		3,818
	7. 器 具 備 品 費	50,000	56,620	6,620	
	8. 印 刷 費	290,000	264,900		25,100
4. 大 会 費		1,958,000	1,956,658		1,342
	1. 貨 金	12,000	44,250	32,250	
	2. 会 場 費	165,000	152,442		12,558
	3. 装 飾 費	50,000	84,350	34,350	
	4. 印 刷 費	500,000	464,300		35,700
	5. 輸 送 交 通 費	115,000	48,750		66,250
	6. 懇 親 会 費	414,000	493,513	79,513	
	7. 食 量 費	112,000	107,000		5,000
	8. 記 念 品 費	330,000	317,250		12,750
	9. 接 待 費	70,000	76,597	6,597	
	10. 雜 会 費	160,000	135,206		24,794
	11. 反 省 会 費	30,000	33,000	3,000	
5. 借 入 金 利 息		15,000	3,304		11,696
	1. 借 入 金 利 息	15,000	3,304		11,696
6. 雜 費		100,000	80,000		20,000
7. 準 備 費		100,000	80,000		20,000
8. 予 備 費		150,000	145,969		4,031
	1. 準 備 費	150,000	145,969		4,031
	1. 予 備 費	81,000	0		81,000
	1. 予 備 費	81,000	0		81,000
合 計		3,500,000	3,372,618		127,382

収入金額 3,372,618円

支出金額 3,372,618円

差引 0円

昭和38年10月5日山形市において開催いたしました、第27回全国学校歯科医大会において、別紙の通り要望することを決議いたしましたので、学校歯科衛生振興のため早急に措置されるよう強く要望いたします。

昭和38年11月28日

文部大臣 滝尾 弘吉 殿
厚生大臣 小林 武治 殿

日本学校歯科医会長 向井 喜男

第27回全国学校歯科医大会議長団

日本学校歯科医会 湯浅 泰仁
山形県歯科医師会 栗田 権三郎
京都市学校歯科医会 北川 正夫
富山県学校歯科医会 坪田 忠一

要 望 事 項

1. 学校における保健教育の根本的強化を要望する。

理由 戦後新らしい教育が実施され、学校の保健教育はめざましく普及し、なかには極めて高度の水準に達した学校も現われるようになつた。然しながら上級学校の進学問題が深刻になるにつれ、学校においては必然的に基礎教科の学習が加重され、そのために保健教育が後退の状況にある。これに加えて、とくに先年学習指導要領の改訂により保健学習の面では後退したといわざるをえず、又、4年前より教師となるための科目中より、公衆衛生が必須科目からはずされる等、行政的にも遺憾な点が少なくない。

文部省は前項の制度的な後退を改めるとともに、教育委員会を通じ学校現場における保健教育の強化をはかるため一層の指導を強化すべきである。

2. 学童う歯対策の法制化を要望する。

理由 各種の疾病に対して予防法が制定せられ、なかでも結核、寄生虫等は顕著な効果があらわれている。学童の著しい歯の蔓延にかんがみ、われわれは学童のう歯半減運動を推進しつつあるが、この程度の方途をもってしては到底万全を期することは困難である。本件については毎年の学校歯科大会においてその実現方の要望が決議されているにもかかわらず、未だその実現の可能性もあらわれていな

いことは誠に遺憾である。

文部省は厚生省と十分協議の上、早急に学童のう歯予防に関する法令を制定し、かつ飛躍的な予算を計上し、強力な対策を樹立することが急務である。

3. 乳児の保護対策の推進を要望する。

理由 幼児の検査、又は3才児検診等の措置後ににおける乳歯のう歯処置等は僅か2%にすぎないといわれている。この現況に鑑み、学童生徒のう歯予防対策の根本である乳歯のう歯防止並びに処置の徹底化のため、国家的見地よりその対策を推進することが必要である。

4. 無歯科医町村地区の学童集団診療に国保を利用し得るよう特別の措置を要望する。

理由 国民皆保険が実施されたにもかかわらず、無医地区が未だ相当ある現況に鑑み、これらの地域においては、学校施設内において、児童、生徒を対象に国民健康保険医たる学校歯科医が、学校保健法施行令に定められたる学校病の診療を、保護者の承諾の下に、当該学校長の要請により国保を以て実施する場合は、医療法による届出の必要なく、知事宛の届出程度の手続をもって実施できるように文部、厚生両省協議のうえ、特別措置を講ぜられたい。

現在はこのような場合は巡回診療として扱われ、極めて煩雑な手續が必要であり、診療担当者側の奉仕的意欲は阻止されている現況にある。

山形大会を顧みて



大会委員 斎藤利世

I. 研究協議会（研協）

学校歯科衛生研究協議会というながたらしい名称で、これまでの文部省主催からはなれ、日本学校保健会などの主催によって行われた第1回の会合である。わからないことすくめであったが、県教委の杉浦保健厚生課長を中心となり、中央と充分連絡をとってお膳立てができた。というよりは、そればかりでなく、準備一切のことが、県教委職員の手によって整えられ、開幕をむかえることになった。

この内容については別項に示されているとおりである。

10月3日が主体である。4日は午前11時までの講演で終了したからである。この両日とも県教委の職員が運営に当ったので、受付けもそれらの人びとが担当した。我々としては5日の全学歯大会が本命なのだから、その準備に忙殺されておったし、また県教委の職員もそれで大丈夫だといっていた。

ところが思わぬ混乱がおきた。それは第1日の受付机に、宿泊や乗車券、指定券のことや、また県内会員への連絡の申込みなどが一時に殺到して、県教委の職員はすっかり悲鳴をあげてしまったのである。これは当日に配布された資料に記される出席者77名のうち、全学歯大会への参加者は、私の手もとで印刷に廻され、校正中であった「大会要項」の名簿から拾うと、実に73名に達していたからなのである。つまりこの研協への出席者は殆どが、大会へも参加する予定で山形に来ていたということである。

何度もいうように研協は県教委で一切が準備されており、大会は我々歯科医師会（形歯）で準備されておったから、宿舎は全く別個になっている。研協の方は山形市にある地方職員共済組合の施設（あこ

や荘）と天童市にある公立学校共済組合の施設（出羽路荘）とに分宿することになっていたが、大会の方の宿舎が不案内だったのである。所詮県教委の職員がさばききれる問題ではなかった。

これは是非、歯科医師会の方の机を一つ作り、そこへ宿泊・観光の方の担当者（できれば責任者）が常駐しておく必要があると思われる。

結果的に、第1日は何とかさばいたものの、第2日にもやはりその必要があった。前日の駄目押しや、心境の変化かまたは友人関係による新規申込みや、また取消などが、宿舎および観光に関してなされたからである。

前日同様の机が必要であったばかりでなく、専用電話さえも必要であった。我々の場合は山形市中央公民館の電話を使用したことから、市役所の構内電話を使用できたが、交換嬢は恐らく苦々しく思っていただろうと思う。

II. 日学歯総会

研協は県教委、大会は形歯という日程の真中に日学歯総会（およびその直前に理事会）が計画されていた。これは日学歯自体が運営するからということであったから、このような三本立興行にも、我々は会場の斡旋、確保という程度の準備しかしておらなかつた。

ところが前日の研協のときと同じように、いろいろな問題が受付机に持込まれた。その人数は研協出席者約80名以外に約100名位かと思われた。当然これらの人びとについても、宿舎、観光などの連絡事項があった。

前日の経験からその準備はある程度考えられていた。しかし次のような事情から充分それが行われなか

った。

山形市に東京方面から到着する夜行列車が、午前4, 5, 6時と三本あって、これには午後からの日学歯総会（総会）に出席するものが相当含まれていた。そのため早朝から宿泊担当の役員が駅頭に出て、案内や不時の申込みなどをさばかなければならなかつた。そういう事情から、日学歯総会の会場において、いろいろな問題をさばき得る役員が不足してある程度の混乱がおきた。

それは時間が経過すれば解決されていくのではあるが、やはり受付机で即座に解決されるのが望ましいことである。予め用意がなされていなかったために、この2面作面は成功とはいえない。

総会に先立って行われた日学歯理事会は、当初、研協の行われた会場を引き続き使用する予定であったが、研協への出席者が、午後の総会までの間休憩する部屋が他にないことから、理事会の方を別室に準備した。これは是非必要なことであった。

なおこの会場は、別室で理事会が行われている間に、机の模様がえや、簡易な清掃、換気を行うことができた。

総会では会議の頭初に、議決事項があることから総会出席者（これは私が勝手に表現したのである）と傍聴者とを区別した方がよいという執行部の考え方にもとづいて、会長が総会出席者はなるべく前の方に出て下さいと連呼した。これは座席の区別がないこともある、会場にも反論が現われたりして、会長の呼びかけがなかなか実現しないうちに、時間は刻々経過するということで、うやむやのうちに会議が開かれてしまった。これは日学歯の執行部と事前に連絡がなされていなかったから、我々は座席の区別をしておかなかった。

次回からは、執行部の意向によって必要があれば、予めそのように座席を区別しておく方がよいと思う。無駄な時間を空費しないですむと思う。

III. 大 会

（1）駅頭での接待

研協のために、大会の前々日に到着した人や、日

学歯総会のために、大会の前日に到着した人びとにについて、当然宿舎がすでに割当ててあったため、宿泊地である天童や上山、それに山形駅頭での接待は、参加者の絶対数が小さく、また旅館組合からの人手もあって、大体はスムースにいった。

問題は大会当日であった。前述のように山形駅着の東京からの急行は4, 5, 6時と早朝に限られている。東京方面からの参加者が相当見込まれておつたので、大会開幕までの4～5時間を、休息し朝食をとる場所がぜひ必要であった。この時間は併し、旅館側の最も好まない時間であつて、八方手を尽したが、山形市内のすべての旅館からことわられてしまつた。それでようやく、旅館をあっせんした近畿日本ツーリストの助言などもあり、市内の教育会館を借り、そこを休息所として、入浴の準備と朝食の手配をしておつた。しかしその限度は70～80名ということであった。いざ当日となると、この人員は、4時の急行列車と同時に満員となつてしまつた。つづく5時の急行の時は、駅頭からハイヤーで教育会館に乗つても、ことわられて折返し駅に戻つてくるハイヤーが10台にもなつた。そこで部員が協議した結果、ある部員の実家の、ある寺院の大庫裡を借りることになり、朝食は駅弁をあとで送るということにして一同をそこへ送り安堵の胸をなでおろした。

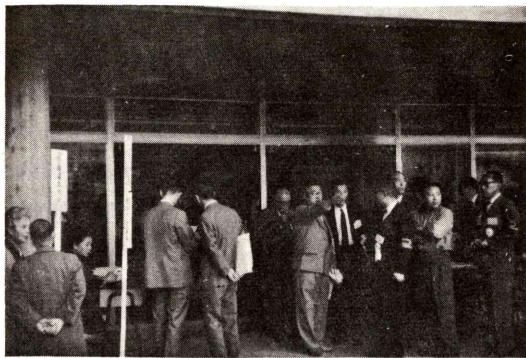
奥村賞授与のために大会に出席された東歯大の福島学長は、事務局で市内の旅館を予約していたのだが、連絡の不充分からこの大寺院に放り込まれ、私が固辞する学長を単身救出する（？）という幕もあつた。

（2）受付

養護教諭の約50名におよぶ応援を得て、涉外連絡部員約10名が8時に開店。9時までに登録者の7割をスムースに受けた。当日の参加者もあり、それがちらほらみえるので、縮小はしたが事実上の受付を閉鎖したのは午後3時であった。

受付の部門は来賓をNo. 1とし、出演者をNo. 2とした。以下北海道のNo. 3から各ブロックを参加者数に応じて区分し、No. 12までの受付机を作り、県内の教職員や関係者の傍聴者のため更にNo. 13を設けた。

なお来賓と出演者（受賞者、被表彰者、講師、研



会場受付

究発表者、提案理由説明者など)とを受付ける No. 1 と No. 2 とでは、登録と同時にそれぞれの舞台に上ったときの「舞台配置図」とプログラムを手渡して、その間に舞台上に上ることができるよう念を押すことが必要である。県民会館のように、舞台が広く、また袖が狭いために、控室との間が離れている所では役者(?)が一人でも欠けると幕が上らないことになり、これが日程を狂わせる要素となりやすい。この「舞台配置図」は相当部数用意しておけば関係役員ばかりでなく、会館の技術員にも渡して理解して貰うことができる。

受付の機能の根本は参加者名簿の整備である。我われは申込者の住所を明記できなかったために、相当の混乱と不評とをかった。

私は「京都大会レポート」にも書いておいたが、申込書を個人票とすべきであったことを痛感する。これは宿泊、観光などの場合の個人的な問合せもできるし、山形への到着時刻など、個人のデータをも知ることが可能である。それによって名簿が整備されると、事務局が参加者と充分連絡をとることができることになる。申込み上の便宜から連記式のものがとられていると思うが、運営上の便宜から申込書は単記式の方がよいと思う。

ここで、受付に備えて手交する「大会要項」のこととを述べてみよう。その体裁や内容のことではなく、印刷に要する日数のことである。実は私が要項の編集に着手したのは8月中旬であった。大体前年の京都のものを参考としてプランをたてた。依頼の原稿を入手したのが9月15日、割付けができる、印刷屋に原稿を渡したのが17日であった。

勿論あれこれ駄目を出したりして、完全なものになつたのは20日すぎであった。私の場合は広告が事務局あつかいで、印刷屋に直接渡したから、それがどの位の量か、いつ〆切るのかよく知らなかつた。これが失敗のはじめであった。

というのは、印刷屋というところは妙なくせがある、原稿でも何でも首尾が整わないと手をつけない、というより手をつけたがらないのである。そういうことから広告の製版などで日数が食われ、そのうちにまた新しい広告原稿が入つたりして、ゲラが私の所へ廻ってきたのは月末であった。

現に10月1日現在の参加者名簿が69頁に入ったのだから、その頃でも盛んに活字を拾っていたわけである。三校もおわって、これでよしというのが、10月3日である。

それからまた徹夜の作業が続き、仕上つたのが開幕前日の4日深更という具合である。こんなギリギリの仕上りでは、受付で手交する袋詰めの作業が進行しない。

結局は夜通しで完了させたが、受付けや庶務の人びとには大変迷惑をかけてしまった。「大会要項」ができないので仕事が停滞していると、要項は彼の仕事だから……と、私の責任になってしまった。ある程度はそうでもあるが、本質的には広告を分離して、事務局にまかせたことが悪かった。本文なみに〆切を厳守して、もう一日前に出来上がっていれば何もいうことはなかつたと思う。

経費とのかね合いだが、遅れて到着した広告は思い切って割愛する勇断がほしかった。

(3) 開会式

表彰の場合、中央のテーブルをはさんで受彰者が客席に背を向けるのは予定と違つた。我われの考えではテーブルの向う側で、上手に受彰者が横向きになる予定であった。そうすれば直後の謝辞にも時間が節約され、またマイクを完全に使うことができるからである。授賞者ははじめからその位置において、謝辞をもうけることができるわけである。

ところが最初の奥村賞の埼玉県代表は、打合せにもかかわらず、テーブルの客席側へ進み出たので、以後そうなってしまった。よい歯の方は小中校の順序で表彰状を授与し、その場に残つた小学校長が答

辞を述べる予定であったが、これもまた興奮のためであろうか、小学校長は自分のものを貰うと自席へ帰ってしまった。そのため出直すのに時間をとった。しかし司会者はそれを考慮していたので、中学校長が自席に戻りかけたときに、答辞のアナウンスをして舞台の空白を最少限に保つことができた。

今年から文部、厚生両大臣の祝辞がなくなったが、それでも9.00～10.30の一時間半を予定した。それは内容からみると長がすぎるのであるが、舞台と控室の連絡が予定通り不充分で、特に会館がまだ広いために相当の時間を空費し、実際の開幕は9.00の予定が9.25となってしまった。そういうことから正味一時間と思われた開会式が、予定通り10.30に幕を下すことができ、次の日程に全く影響を与えるなかった。これがその後の進行のスムースを助けた第一の原因であった。

(4) 特別講演

一見して仰々しいと思われたが湯浅副会長の壮重な司会のうちに、見事質問を打切って日程通りジャスト11.00に閉幕した。

(5) 研究発表

これは6人で60分。一人10分ずつの内容であるから、発表者に充分の用意（原稿整備など）があり、出入りに時間を空費しなければ予定通りにいくと思われる。ところが序論のところだけで4～5分も空費する人がいると狂ってくる。そこは司会者席の佐藤俊さんがトップ・ウォッチをにらみながら5分の第1鈴、6分の第2鈴をブザーする。出演者も前半は時間を超過気味であったが、後半はよくしまり、大体予定通りにいきそ�であった。座長の丹羽輝男、山田茂および榎原悠紀田郎の3常任理事がたくみに質問や追加を避けて12.05に閉幕することができた。

これには、前もって出演者に正味6分の時間しかないことを連絡しておいたこと、また6人の出演者を舞台の下手（しもて）の方に一列に並んで座っていてもらったことなどから予定通りに進行できたと思う。

それにしても、このような広大な会場を利用する場合に、使用する図表などは、やはりスライドを使うべきであろう。図表の文字が会場からはよく見え

ない上に、説明のためあちこち舞台を演者が移動することも、害あって益なしという気がする。

むしろ図表などはスライドの外は受け付けるといふ方針をこの辺で確立してもよいものと思う。

それにしても午前の日程を5分遅れで消化できることは、進行係りとしてはまずまず第一関門無事通過という心境であった。

(6) 昼食のときの休憩

日学歯ご自慢の録音テープ（第6号の放送劇と歌）や山形県の観光映画を時間一杯に流したり、映写したために、肝心の連絡事項をアナウンスすることができなかった。

これはやはり、大会運営が主なのだから、充分にアナウンスすることが必要で、その余暇をテープや映画に廻すべきであったと思う。

もう一つ、記念撮影のことであるが、これはやはりプログラムの中に一項を入れて、時間と場所とを予め用意しておくべきであると思った。

われわれは、昼食時に、会館前の広場で撮影する予定であった。ところが折悪しく雨がふり出したので、やるとかやらないとか、再三変更したあげく、会場で撮影することにしたのだが、思うように参会者が集まらず、時間をとってしまい、撮影の時間がなくなりそのまま午後の部へ入ってしまった。

あとから司会者は人が悪いと次々られたりしたが、始めからそういうつもりでやったのではなかった。

(7) シンポジウム



大会スナップ（左端が栗田大会準備委員長）

これは前日のうちに、講師と座長とが30分間くらいごく細い点まで打合わせてあったから、時間の進行はまったく予定通りといってよかった。私も立合ったが、与えられた90分を延長10分とふんで、この時間を起承転結の四部に分類し、それぞれの時間割を考え、それを司会の向井会長がリードしていくプランであった。事実上、記念写真のことで少しロスがあったけれども13.15～14.50と全く予定通りに終了した。ご立派であった。

また一見よほよほしているが、向井会長のあのシンポジウムの司会振りをみた人は、会長の熱と力とを見直したのではなかろうか。

(8) 日学歯の会務報告

舞台装置がえの時間を利用することで、予定通り幕の前で、竹内理事長によって行われた。前回大会の報告で、京都の北川会長の誠意のあふれた挨拶もよかったです。

(9) 全体協議会

議長席についた日学歯の湯浅副会長、京都の北川会長、山形の栗田会長、富山の坪田会長の4氏も手なれたもの。4発言者もベテラン揃いであったから司会者も大変らくであった。

議長席へ紙片で連絡したが、それがききすぎて、閉会式に舞台へ上ってもらう役員を、さがして狩出すのに少々あわてたくらいであった。アルバイトを動員し、胸に花のある人をつれてきて貰い、16.00きっちりに閉会式の幕を開けることができた。

(10) 閉会式

万事が日程通りに進行した大会のフィナーレにふさわしく、閉会宣言のあと、舞台が暗転したところへ、スポットが『富山であいましょう』を照らしだしたのは、丁度16.15であった。スポットは大成功であった。前日のリハーサルは、タイミングの打合わせだけであったが、うまくいった。スポット係と、幕のあげさげの係との呼吸もぴったり合ったからである。いつまでも拍手している人もいた。螢の光のメロディーと共に、山形大会の大きなドンチョウが予定の時間通り4時15分に、静かに静かにおりたのであった。

IV. 懇親会など

① 定刻通りにブンブン

もっぱら裏話となるが、開会の時間のこと、大会そのものが非常にうまくいったので、大会の会場からはバスで10分位の旧城内だがそれでも予定通り5時に開会することができた。そのためサバを読んで、観光コースにはない山寺などに、大会の時間を割いて足をのばした連中が、懇親会には遅れてしまった。しかもそのセリフが面白い。『定刻通りに開会することは……！』とあたりちらしていた。

② 山形のハイヤー山寺に釘づけ

お昼ごろ秋の空のこと、パラパラと小雨がふってきた。山形ほどの都会（？）ともなると雨のときはハイヤーがなくなる。10月5日はことのほか、大会をエスケープして山寺に足を伸した方がたが、ハイヤーをまたせて、芭蕉の足あとをさぐりに山寺へ出掛けた。その数が30台～40台。山形市とはいっても、10キロほど離れた山寺のこと。時ならぬ雨に、ハイヤーの注文が殺到するハイヤー会社の電話口。山寺に全学歯の30台が釘づけとなっているのばやくことはやくこと。暗に全学歯の威力（？）を示した一場面であった。

③ 1000人の宴会は山形ではじめて

一口に千人というが、なかなかの人数。山形での普通のところでは、何々パーティーの形でも300名が限度であった。白羽の矢を立てたのが某小学校の新築体育館。しかしいくら学校歯科医とはいえ女性の入る宴会ではと、こちらでも二の足をふみ県教委へ直談判。ようやくでOKをとったものの、土足禁止で難航。あやしげなビニールのオーバーシューズでなんとかきりぬけた。これは翌日の山形八小の視察で再度使用したが、千個あつめるのにまたひと苦労。お蔭でホステスにかりられた芸者さんの自慢の草履にも、このビニールをかけられ、ざわざわするやら、すけて中が見えるやら、変なものを連想して苦笑しながら、一杯いかが、は一寸見た目にもかわいそうだった。

それにしても、テーブル 200 脚、テーブルクロス新調、ホステス 50 人のかり出し、とどの一つをみてても、山形では始めてのこと。これだけ用意したら、歯科医師会も宴会引受け業を兼ねようかと、苦心談も出る始末。

④ 臨時電話は宴会場にも

大会場には臨時電話と、電報取扱所を特設してもらい、これはたいへん好評であった。しかし私たちは電話も郵便も、一緒にする大正ッ子の感覚だが、いまや電電公社と片や郵政省。そのため臨時の郵便局も特設してもらう必要があった。

何しろほんと一日、大会場に罐詰の人もいるのだから、電報だけでなく、手紙やはがきなどの御用も必要であった。

それが夜の懇談会となると電話オンリーとなる。特にホステスは市内の芸者さんと、ある料理屋の女中さん。それだけでは勿論たりないので、ナイト・スポットや、バーなどから 10 人、5 人とお願いをした。これがまた山形情調の源泉でもあるらしく、意気投合の上そのお店へということになる。

かく申す私も京都大会ではそのルートをふんだ一人。岐阜にいる旧友とそこでゆっくりのむことも出来たわけ。そうなると勢い懇談会場の電話が活用されることになる。特設のハイヤーもすぐなくなるので、自動車の注文、さてはお店への連絡と、ホステス嬢も 3 役のいそがしさ。結論は懇談会場へも特設電話をどうぞ、というわけである。

V. 学校視察など

① お行儀が大変よろしい

山形八小の佐々木校長先生は、体育館での 500 人からの参加者のお行儀のよいのに、一驚した。30 分近く、待ちあわせたり、あいさつや説明をきく間、きゅうくつなパイプ椅子にすわって、誰一人煙草をのむ人もいない。大声を出す人もいない。まことに整然としたお行儀。そういうわけでみて私もびっくり。時折、ビニールのオーバーシューズがかさかさ音を出す程度とは恐れ入った次第。



観光スナップ—藏王山にて

② お宿では香しくない

全体がそのようにお行儀がよいのに、個々の宿屋での評判はあまりよろしくなかった。特に天童温泉方面の人は、旅館を勝手にかえたり、さんざん手をやかせた。これはふだんのわがままな生活がむき出しになるせいであろうか。ともかく、日本人の通弊といわれる、個々はいいが全体はだらしない、というのとは全く逆の姿がみられたのは、一寸面白い現象だ。

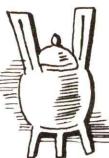
③ 盆栽展示室が好評

校内視察は自然創立 10 周年のために、学区民に開放した展示会へと足がのびることになった。このため保健室のかえりに足を止めた盆栽展示室が思わぬ好評をかった。

もともと山形は盆栽のきかんなところ、とくに八小地区にはその仁が多いとみえて、ご自慢の盆栽が部屋一杯に陳列されていた。なかには発車のためのアナウンスがあっても、垂涎おくあたわづという御仁が、離れがたく盆栽をながめているという風景もあって微笑せざるを得なかった。

この種の催しの、併行したことがあげたものとして、ご報告申します。わざわざ全学歯大会のためというわけにはいかないだろうから、これから計画にも参考となるのではなかろうか。

反射鏡——小さな反射鏡に映った言葉をひろってみる



視察校の佐々木校長

参観にきた方々のお行儀の良い
のには驚ろいた。我々も職務の上
であちら、こちらと参観もするし、
またわが校が何度か研究指定校に

なったりしているので、参観をうけることは経験す
みだ。

ところがこのたびの約500名に及ぶ参観者は体育
館に用意したパイプ椅子からはみ出す盛況であった。
また足洗い場で用意したビニールのオーバーシューズも、みんなきちんと履いてくれて体育館に整列して待っていて下さった。

私たちのお話はそう長くなかったが、それでも30分以上にはなってしました。その間実に整然としていて、煙草をのむ人は一人もいなかった。全くお行儀の良いのには驚ろいた。

山形六小の吉田教諭

先生方の熱心さには驚ろきました。朝から晩まで終始研究熱心に、またスケジュールが一寸のスキもなく、ピッしり組まれているのにも感心しました。

私達も色々なお仕事を手伝わせて頂いたのはいいのですが、その合間をみて大会の中をのぞくので、一貫してその内容をきき、勉強するのということになると少し無理のようでした。

とにかく研究熱心な全国の学校歯科医の先生方を拝見して、大変勉強になりました。

日学歯の向井会長

山形駅頭で、お見送りの時の私との会話。

「こんどの大会は、全体からみて何点ぐらいでし
ょうか」

向井会長「そうだね。(笑いながら) 120点だね」

「それはそれは。まあ半分とみて60点でしょうか」

向井会長「さあ……」

「合格点にはなっていますか」

向井会長「もちろん……」

日学歯の榎原予防処置委員長

我々の横浜での経験からみて、山形県のように全

体で300名位の会員しかおらないのに、よくやったと思う。山形市近辺の会員はなお少いわけだから、なおさらのことだと思う。少数会員にしては、実によくやったと思う。

日学歯の竹内理事長

まあまあだと思いますね。何といっても時間通りに運んだのがよかったです。

東京都の鈴木鶴子さん

閉会式のときの、あの『富山でいましょう』はすばらしかった。私もみていて思わず膝をのり出して拍手をしていました。いつまでも。そして涙が出そうになりました。

陰の声(故山の山形での大会のこと。さぞや感激もひとしおだったでしょう。)

名古屋の榎原悠紀田郎さん

大成功だ。時間が予定通りだし、閉会式もよかったです。大成功。大成功。

鶴岡市の伴佐喜子さん(養護教諭)

このたびの私の発表に際しましては、先生からの心からなる御援助、御指導をいただきまことに有難うございました。

おかげさまで全国大会という、あのような盛大な席上に発表することができましたことは忘れる事のできない光栄と存じました。

札幌の小林覚一さん

今回は大変御苦労さまでした。立派な大会を拝見できて、私も愉快でした。話したいことが山程あつたけれども、その忙しさを思って何も申上げずに帰途につきました……。

熊本の榎原義人さん

山形大会の盛会、敬意を表し祝福申上げます。大変御世話様になりました。

途中名古屋で所用を終り、9日帰宅致しました。
御高配心から御礼申上げます……。 (さ)

第1回の学校歯科衛生研究協議会

一步前進のために

この会の前身は、これまで文部省が主催してきた学校歯科医講習会である。毎年全国大会と平行して開かれていたが、昭和37年度の京都大会ではそれが立消えになった。昭和38年度になって、それが復活したが、こんどは文部省が後援に廻り、日学歯が前面に出てきた恰好である。

その第一回なので、勝手がわからないことばかりであったが、これを強く推し進めてきたのは県教育庁の杉浦保健厚生課長である。人口100万見当の規模の県で、保健部門が体育関係と分離して課をもっているのも、山形の特色であるが、その課員が課長をピークとして心を一つにして準備に当たった。

会の主催は、日本学校保健会、日本学校歯科医会・山形県教育委員会・山形県学校保健連合会・山形県歯科医師会、後援文部省で、参加者は、小・中・高等学校的学校歯科医、各都道府県における学校歯科に関する団体の役員、都道府県教育委員会事務局学校歯科衛生関係職員の3種類で合計1県4名位となっており、出席者は100名に及ぶ盛況であった。

この日は秋晴れの上天気で、そろそろ色づいたみちのくの山々に抱かれた、ここ山形市の中心の、新装の商工会館の3階にある山形市中央公民館の学習室で学校歯科衛生研究協議会がひらかれた。

杉浦守邦課長の開会の辞は9.30の予定より少し遅れ気味、県教育委の梅津竜夫教育長と日学歯の向井喜男会長のあいさつのあと、協議題Iを午後に廻し、まず、協議題II現場における学校歯科医の執務をいかにすべきか——特に校内における予防処置について—。

(1) 学校歯科の一般的な目標や期待をどこにおくか

(2) 学校歯科医の一般的な執務は如何にあるべきか

のテーマで、杉浦課長と日学歯の竹内理事長とを司会者に選び、向井会長を助言者に迎えて研究協議に入った。

ここで、予防処置委員会の答申が詳細に発表され、学校歯科の一般的な目標や期待などについて大部分の時間が費された。(内容別掲)

午前の協議を終了し、「エゼールの人形」のテープに同調させた日学歯の新作スライドの紹介があった。

午後は1.00より文部省体育局学校保健課長高橋恒三氏の講演がテープ・レコードによって行われた。それは氏が公務のため海外出張中で、この会場に顔をみせることができなかつたからである。それでも参会者は熱心にこのテープに聴入り、ノートする人も随處にみられた。

高橋課長の講演のあとは、午前中と同じように、杉浦、竹内両氏の司会のもとに、向井会長と、遅れて到着した愛知学院大学の岡本清綏学部長とを助言者に迎えて、協議題I・都道府県段階の学校歯科に関する組織活動を活発にするにはどうしたらよいか、

(1) 都道府県教育委員会は学校歯科についてどんな指導をなすべきか

(2) 都道府県の学校歯科医団体はどんなことをなすべきか

の2点について協議が進められた。その内容は大略次のようであった。

小西(東京)学校は進学指導にばかり無中になっている、歯の治療をやっていれば、だまっているが、歯の保健指導をやろうとすると、めいわくがる。いったい、学校は校医をうけ入れる気があるのだろうか。

大村(新潟)学校が悪い、という例から、橋本(八戸)いや、歯科医としても受入れる態勢ができているだろうか、われわれは20年もやってきたがマンネリであった、われわれは先づ教育者でなければならぬ。へき地でも部落ぐるみ動いている相内小学校の例の如く、立派なところも少なくない。物的条件でなく人の心の問題であり、心のつながりだ、今、至急やるべきことは学校保健の格差をなくすことだと

の意見が出る。

司会者から学校歯科医にも学校にも、学校保健計画の立案に歯科医が参画すべきようにすべきだ、そして、県教委は校長はじめ関係者に学校歯科について高めるようにすべきだが、その方法としてどうすべきかについて各県の状況がいくつも出された。

川口（和歌山県教委）和歌山県では、学校保健全般が進展しないことが保健大会で問題になったが、学校三師も又自分たちの職務のあり方を知らないことが認識され、県の学校三師連絡協議会が設けられた。学校三師会の会長、副会長と県の課長、技師等が隔月に定例会を開いた結果、さらに、学校三師会と小・中・高校長会、主事・養護の会長・副会長との話し合いの会へと発展していった。

これが、県の段階から、さらに市町村や現場の段階へと移っていった。

学校歯科医が校長や養教と話しているだけではだめで、このような方法が極めてよいことだとひとつの結論が出る。

柄原（熊本）各学校に学校保健委員会をつくらすことが出発点だ。ないところも多いし、あっても開店休業だ、これができれば話合う場はできる。

上国料（鹿児島）県教委と共に県内ブロック別に学校保健連絡協議会をやっている。

有馬（富山県教委）学校保健には、ハッキリした目標をもたせることが必要で、そのためには、県下の組織を網羅した組織活動を展開するのがよい。具体的な目標がなければ学校保健委員会ができても開店休業になる。

学校保健の目標としては、むしばから入るのがいちばんよいと考え、全県的に、よい歯の学校運動を始めて6年になり、学校歯科が学校保健にも、社会衛生にも貢献するところまできたと報告。これは校内治療や歯科医の犠牲はないのかとの質問に、管理なら早くできるが、健康教育が目標であり、教育だから時間がかかる。

学校では全県同様な健康手帳で学校・家庭・歯科医がつなげられ、治療時間表も作られているなど詳細な報告があり、各種機関・団体が協力して学校歯科を進めるべきことが痛感される。

久保（八戸）市内小・中49校の年間の計画的な組織活動を行ない、全校長との会合を野球でもやりながら聞くといった例。

柄原（熊本）半減運動を県保健会の事業としてとりあげ、4万円の用紙代も半額保健会がだし県下全学級へ配布している。その他東京・群馬などの例もあげられ、次でべき地の問題の特殊性があげられたが、成功例では、期せずして、県の段階又は市町村の段階での組織活動を通じて共通していた。

そして、嶋（京都）学校歯科医がもっと教育活動に参画するよう手をうつべきだとし、向井（日学歯）今回の答申の真意を理解し、今まで管理面に重点を向け、教育面にヘコミのあったことを解消するように進むべきだとし、司会者から、県教委への要望、市町村学校歯科医会への助言、市町村教委への助言、学歯団体の強化と関係諸団体との連携、べき地対策、県単位のPRなどの必要性があげられ、これらを要望することと話し合いがまとめられた。

かくて予定通り午後4時、第一日の日程を終了し、それぞれの宿舎に分宿することになった。約半数は山形市内にある地方職員共済組合の経営するあこや荘に、また約半数は山形市の北13キロの天童温泉にある公立学校共済組合の経営する出羽路荘にに向かった。

第二日の10月4日は午前9時30分から、前日と同じ会場で東京大学教育学部教授細谷俊夫氏の「学校管理と学校保健」と題する講演が行われた（内容別掲）。

かくて二日間の日程を終って午前11時30分竹内理事長の閉会のことばで、充実した第一回の学校歯科衛生研究協議会を終了した。（S）

第1回学校歯科衛生研究協議会参加者名簿

北海道	2名	梅津力三 海老名	小西忠一 須原	嶋善一郎 竹島喜造
渋江和子		鈴木	羽生	
東敏郎				大阪府 2名
青森県	6名	茨城県 2名	高木	篠田忠夫
梅原彰		鈴木静雄	神奈川県 1名	小林徳之助
久保内健太郎		宮本要	安藤辰男	大阪市 2名
久保鉄也		栃木県 1名	新潟県 2名	川村敏行
奥寺恒夫		宮島豊	大村義国	武下鬼一
野村一成		群馬県 3名	重野	兵庫県 3名
橋本勝郎		細谷学	石川県 2名	高畠
岩手県	1名	外丸義久	川原武夫	奥山
岩泉忠吾		島田明正	大森五郎	川島
宮城県	3名	埼玉県 6名	岐阜県 2名	和歌山県 1名
庄子昭夫		新井喜作	山幡繁	川口吉雄
吉中登		森富栄	西村登	鳥取県 2名
後藤六郎		森俊郎	静岡県 1名	秋山清治
秋田県	3名	相田孝信	石野憲太郎	倉繁房吉
工藤武二		角田正之	山梨県 2名	岡山県 2名
井上昭		高橋郁雄	今井	鷺江剛
中道嘉門		千葉県 6名	薬袋	池田一雄
山形県	15名	小泉正夫	愛知県 4名	徳島県 1名
栗田権三郎		磯貝豊	墨啓太郎	山本秋広
矢口省三		今井勇	坂野三良	熊本県 1名
有泉満		今川洋	小原義夫	柄原義人
都築正憲		榎智光	榎原悠紀田郎	鹿児島県 1名
佐藤俊		岩沢正和	名古屋市 1名	上国料与市
高橋八十吉		東京都 10名	橋本好友	三重県 1名
佐藤勤		亀沢シズエ	三重県 1名	萩こてふ
馬場祐吉		関口龍雄	高杉初太郎	福岡県 3名
村上啓一		塚本剛一	滋賀県 2名	宮崎
高山麟次郎		中本徹	村田清起	中野
竹田貞一		久野星之助	中野和男	加藤栄
公平邦弥		山田一郎	京都市 2名	宮崎県 1名
				春下

アンケート集計

第1回の研究協議会の出席者からアンケートをとり、「今回の学校歯科衛生研究協議会についての意見」を求め、その集計をしてみました。結果は下記のようになりました。

回答総数	31					
1. 今回の研究協議会は (回答 30)		%				
なかなかよかったです	13	43.0	(3) 性格を毎年同じにする必要はない	1		
大体よかったです	17	56.7	(4) 日学歯の問題を切り放せ	1		
あまりよくなかったです	2	6.7	(5) 一般開業医の生活に直結するテーマ			
2. 開催時期は (回答 29)			で行く			
大会の前がよい	25	86.2	(6) その他	2		
全く別の時期,			5. 次年度の研究協議のテーマとしてどのような			
別の会場がよい	4	13.8	ものを選んだらよいか			
(ほかに大会後がよいというのが一通)			(1) 学校歯科医の実務手引き問題に関連した			
3. 出席者の構成は3種としたがそれでよいか。			もの	6		
(回答 29)			(2) 教育界及び一般教科の保健への関心を高			
よい	23	79.3	めるためにはどうしたらよいか	4		
その他	3	10.3	(3) へき地むし歯半減運動の方策	3		
[他の内容]			(4) 学校歯科医と P T A のつながり及び歯科			
拡大した方がよい		1	衛生と家庭生活の結びつき	4		
学校側からの多数の参加をのぞむ		2	(5) 地域歯科医と学校歯科医の連携	2		
4. 性格は今回のようなものでよいか、もっと変え			(6) 学級歯科保健活動について	1		
るとすればどうしたらよいか。 (回答 28)			(7) 治療券等の全国的統一方法	1		
よい	12	42.8	(8) 同じテーマで、その実践結果の分析	1		
変える	16	53.5	6. その他			
内訳			(1) 文部省の積極的協力をのぞむもの	3		
(1) 班別にしてディスカッションに時間			(2) 研究協議のテーマに疑問があった	1		
を多く		6	(3) 宿舎配置は確実に	1		
(2) テーマを統一すること			(4) 開催者及び地元に感謝	1		
問題点を鋭角にしづる		5				

日本学校歯科医会 第10回総会

本会第10回総会は、昭和38年10月4日、山形市公民館3階会議室において加盟団体代表者93名出席のもとに、定刻午後2時半開会された。各役員の熱意ある議案の説明、会務報告、これに対する各団体代表者の活潑な質問、建設的意見等があり、提出議案5件及び追加議案2件が満場一致可決され、午後5時閉会した。

本総会では、会費50円の増額案があり、各団体代表者の真剣な討議は、今後の日本学校歯科医会の発展を裏付けるように感じられた。又本会を法人化する案件も各団体代表者から持ち出されたが、本会の基礎たる各団体が充実されたことを意味すると思われる。以下、総会議事録の概要を掲げる。

第10回総会議事録概要

定刻前30分頃から各団体代表者及び参与が総会議場に着席しはじめ、定刻に加盟団体代表の指名点呼が行なわれ93名の出席をもって総会が成立、開会が宣言された。湯浅副会長の開会の辞、ついで議長選挙に移り、議長に八戸市の橋本勝郎氏、副議長に山形の斎藤利世氏、議事録署名人に東京の久野星之助氏と埼玉の相田孝信氏が指名された。

次に向井会長のあいさつがあり、「会員皆様方の絶大な御協力のもとに本会も漸次発展しつつあるが、現段階に満足するものでなく鋭意努力している」とのべられた。

会務報告

竹内理事長から、前の第9回総会の事業計画案、予算案の決定にもとづき、役員一同努力してきた。この一年間に特筆すべきことは予防処置委員会の答申により、学校歯科の方向が明確になったことと、この目標に向って機構整備委員会で、本会の進むべき方向の輪郭がついたことである。

1. 加盟団体

山口県那珂郡学校歯科医会が退会、大阪府高等学校歯科医会と大阪府学校歯科医会が合併し



て1団体となり、2団体減少したが、新たに4団体（今治市学校歯科医会、長野県上伊那郡学校歯科医会、福島県歯科医師会、堺市学校歯科医会）が加盟し、昨年より2団体増え現在49団体で昨年より273名の会員が増加し、現在9,709名である。

2. 各種会合

理事会は京都で報告数37年度内には3回、38年度よりは常任理事会として趣を改め7回開催した。

3. 第26回全国学校歯科医大会処理

昨年12月21日、会長、副会長、理事長、上野京都会長らが文部省をおとづれ要望書を提出した。

4. 録音テープサービス及びスライド

昨年度に引き続き、本年度は5本を作製した。その中「エスキモーのヤン」は今まで285本配布されているにとどまっているが、広く利用されたい。現場からの要望で、「エゼールの人形」をカラースライドに作製し一昨日披露した。

5. 特 報

5月に3万部発行。会員の増加、未加盟団体への加盟促進の意味から広く配布した。

6. 会 誌

第7号(110頁)を9月に発行した。出来るだけ、読み易く、体裁をよくした。

7. よい歯の学校コンクール

新たに4県が参加し、現在35県が参加している。応募票を斬新なデザインにかえた。

8. 奥村賞

埼玉県学校歯科医会が奥村賞と決定。

奥村賞推薦の記は、熊本県学校歯科医会、岐阜県神土小学校と決定した。

9. 文部省主催講習会

総会において、講習会開催の要望があったので、文部省に交渉し、38年3月14、15日上野で開催した。文部省としては、今後は学校歯科医会が自主的に開催し、文部省は積極的な後援者に廻りたいとの方針を打出された。

10. 医事行政

文部省と交渉を2回実施した。

11. 予防処置委員会

全国の学識経験者を委員に依嘱して、第1回が東京で行なわれ、委員長に榎原勇吉先生が決定し、委員会は14回開かれた。答申案は、一昨日の協議会に発表された。

12. 機構整備委員会

機構整備委員会の委員長である穂坂副会長から現在までの状況の説明があり、日歯とも連絡をとりつつ、本会の発展のため広く検討されてきたが9月17日の機構整備委員会において、日・学・歯は、法人化すべきであると決定した。しかし、なお、今後の検討すべき問題が残されている。

13. 調査研究

丹羽理事から、教育委員会と学校歯科医との関係を調査している。録音テープによる教育効果の影響、二次齶歯の問題、むしば半減運動達成校についての調査を行っている。今後予防処置委員会の答申にもとづく手引の調査について実施したいとの説明があった。

この後、会務報告についての発言として、青森県、東京代表から、法人化の促進化についての強い要望があった。

会計現況報告

別項現況書により、亀沢常任理事から説明があった。なお、北海道364名分、滋賀県438名分の会費が昨日納入された。なお、録音テープの代金の

納入がよくないので会員の御協力が要望された。

議事

つづいて議長より、第4号議案として、日本学校歯科医会会費増額の件を、第4号議案を第5号議案に、第5号議案を、第6号議案に変更する訂正があり議事に入った。

第1号議案 日本学校歯科医会昭和37年度歳入歳出決算の承認を求める件

亀沢常任理事の細部にわたる説明があり、つづいて、渡部監事より第1号議案の決算の適正であることが報告され、満場一致可決した。

第2号議案 日本学校歯科医会昭和39年度事業計画案に関する件

竹内理事長からの説明があり、承認可決された。

第3号議案 日本学校歯科医会昭和39年度歳入歳出予算案に関する件

第4号議案 日本学校歯科医会会費増額の件

が一括上程され、亀沢常務理事から、第3号議案にても分るよう物価増に伴なう予算の増に加えて、本会の事務も極めて増量しているので、事務手伝の経費を最小限度増額したいので、会費を1人につき50円増の300円にしたいと説明があった。熱心な質問と説明の後、両案は満場一致可決された。

第5号議案 第28回全国学校歯科医大会開催地に関する件

向井会長から、来年度は富山県から御快諾があった旨説明があり可決。

富山県代表から、承諾と参加についてのあいさつがあった。

第6号議案 日本学校歯科医会役員改選に関する件

向井会長より監事1名の辞任による後任の補充につき説明があり、執行部一任と決定。次で向井会長から議事を通じての強い処信の表明があった。

第7号議案 日本学校歯科医会を法人化するという件

議長より、議事中、要望のあった上記の件を第7号議案として上提されることが図られ、満場一致、本会を法人化するという件が可決された。

以上で議事を終了し、予防処置委員会の榎原委員長のあいさつがあり、穂坂副会長の閉会のことばで午後5時会を閉じた。

日本学校歯科医会昭和38年度会計現況

昭和38年9月30日現在

収入之部

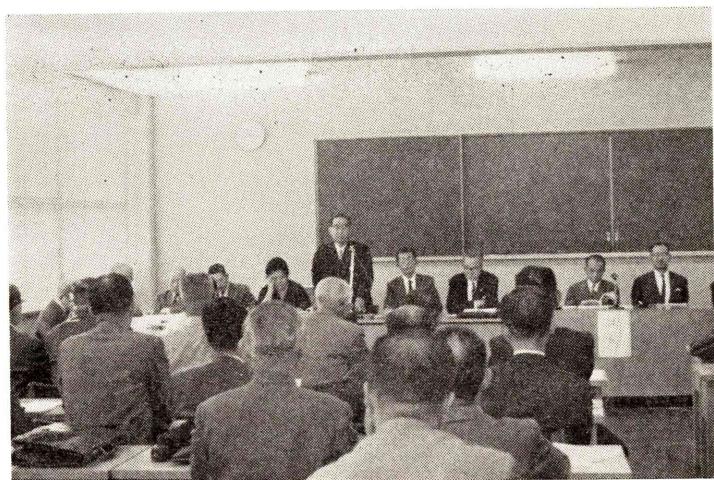
会 費	422,700円	11団体分
過 年 度 会 費	519,500円	13団体分
寄 付 金	0円	
雑 収 入	4,052円	預金利子
繰 越 金	64,917円	昭和37年度会計より繰越
計	1,011,169円	

支出之部

大 会 費	0円	
調査研究費	53,835円	予防処置問題研究費等
会誌発行費	49,200円	会誌編集諸費
普及費	173,730円	特報1回分、よい歯の学校表彰、録音テープ製作費
会議費	47,820円	理事会等諸会議費
庶務費	25,720円	事務処理費
通信費	27,730円	切手代
会務連絡費	90,830円	会務連絡旅費、接衝費等
雑 費	3,000円	
計	471,865円	
収支差引残高	539,304円	

正誤表（下記の如く訂正ください）

54頁の写真は理事会の写真につき、下の写真をその上に貼付してください。



65頁の写真説明

大沢中学校におけるサフラニン塗布

（奥村賞受賞の埼玉県下の学校で、
よい歯の学校受賞校の一つ）

日本学校歯科医会昭和39年度歳入歳出予算

自 39. 4. 1
至 40. 3. 31

取入之部	予算高	3,054,200円
支出之部	予算高	3,054,200円

収入の部

科 目	予 算 高	前年度予算高	比 較		備 考
			増	減	
第1款 会 費	3,050,000円	2,550,000円	500,000円	円	
第1項 会 費	3,000,000	2,500,000	500,000		会費10,000人×300円
第2項 過 年 度 会 費	50,000	50,000			
第2款 雜 収 入	4,200	4,200			
第1項 寄 附 金	100	100			
第2項 雜 収 入	4,000	4,000			預金利子
第3項 繰 越 金	100	100			
計	3,054,200	2,554,200	500,000		

支 出 の 部

科 目	予 算 高	前年度予算高	比 較		備 考
			増	減	
第1款 事 業 費	1,550,000円	1,450,000円	100,000円	円	
第1項 大 会 費	200,000	200,000			大会助成金
第2項 調査研究費	150,000	150,000			半減運動調査等、諸調査費
第3項 会誌発行費	800,000	700,000	100,000		会誌発行1回分印刷代送料等
第4項 普 及 費	400,000	400,000			特報1回分、よい歯の表彰諸費、録音テープ製作費等
第2款 需 要 費	1,310,000	910,000	400,000		
第1項 会 議 費	250,000	200,000	50,000		理事会等諸会議費
第2項 庶 務 費	700,000	350,000	350,000		人件費30万、消耗費6万、電話料6万 事務所使用料12万、その他16万
第3項 通 信 費	100,000	100,000			郵便切手代
第4項 会 務 連絡費	250,000	250,000			会務連絡旅費
第5項 雜 費	10,000	10,000			官公庁等接渉費
第3款 予 備 費	194,200	194,200			
第1項 予 備 費	194,200	194,200			
計	3,054,200	2,554,200	500,000		

日本学校歯科医会昭和37年度歳入歳出決算

自 37. 4. 1
至 38. 3. 31

収入之部

決算高	2,264,740円
予算高	2,554,200円

支出之部

決算高	2,199,823円
予算高	2,554,200円

収支差引 64,917円 昭和38年度会計へ繰越

収入之部

科 目	決 算 高	予 算 高	比 較		説 明
			増	減	
第1款 会 費	1,651,800円	2,500,000円		848,200円	
第1項 会 費	1,651,800	2,500,000		848,200	会費、6,607名分
第2款 雜 収 入	612,940	54,200	558,740		
第1項 寄 附 金	100,000	100	99,900		日本歯科医師会より
第2項 雜 収 入	52,675	4,000	48,675		預金利子、会誌広告料
第3項 過 年 度 会 費	209,300	50,000	159,300		34年、35年、36年度分会費
第4項 繰 越 金	250,965	100	250,865		昭和36年度会計より繰越
計	2,264,740	2,554,200		289,460	

支出之部

科 目	決 算 高	予 算 高	比 較		説 明
			増	減	
第1款 事 業 費	1,617,215円	1,650,000円		32,785円	
第1項 大 会 費	300,000	200,000	100,000		京都大会費
第2項 調 査 研 究 費	104,380	150,000		45,620	予防処置等諸調査研究費
第3項 会 誌 発 行 費	745,690	800,000		54,310	会誌印刷代、発送料等
第4項 半減運動推進費	75,890	100,000		24,110	会誌印刷代、発送料等
第5項 普 及 費	391,255	400,000		8,745	よい歯の学校表彰諸費
第2款 需 要 費	582,608	683,000		100,392	特報印刷代、発送代、録音データ製作諸費
第1項 会 議 費	146,430	200,000		53,570	総会、理事会、監事会諸費
第2項 庶 務 費	145,080	150,000		4,920	事務処理費用
第3項 通 信 費	54,000	80,000		26,000	郵便切手代
第4項 会 務 連 絡 費	136,460	143,000		6,540	会務連絡旅費
第5項 医 事 行 政 費	92,638	100,000		7,362	接渉費
第6項 雜 費	8,000	10,000		2,000	御茶代他
第3款 予 備 費	0	221,200		221,200	
第1項 予 備 費	0	221,200		221,200	
計	2,199,823	2,554,200		354,377	

諸帳簿、証憑書等を監査の結果、上記の通り正確であることを認めます。

監事 渡 部 重 徳

第5回 奥村賞授賞

奥村賞は、日本学校歯科医会の名誉会長であった故奥村鶴吉先生の御遺族の篤志によって贈られた基金により設けられた賞で、学校歯科衛生に関する研究又は学校における業績が優秀と認められ、直ちに学校歯科の振興に寄与する個人又は団体に与えられる、学校歯科界の栄冠である。

候補者の選衡は日本学校歯科医会が依託をうけ、日本学校歯科医会の加盟団体長から推薦された対象について審査委員会で選定し、毎年開かれる全国学校歯科医大会の席上で、奥村賞基金管理委員会が授賞することになっている。

第1回は八戸市学校歯科医会、第2回は甲府市富士川小学校、第3回は富山県学校歯科医会、第4回は香川県琴平小学校に奥村賞が贈られ、又、推薦の記が3件に対して贈られた。第5回の昭和38年度は下記の如く決定、第27回全国学校歯科医大会の席上で授賞された。

奥村賞

埼玉県学校歯科の組織活動
(全県よい歯の学校を目指して)

埼玉県学校歯科医会

奥村賞推薦之記

学校歯科衛生に関する教育活動

岐阜県加茂郡東白川村神土小学校

21カ年に亘る児童生徒の集団歯科診療と保健活動

熊本県八代学校歯科医会

奥村賞審査委員会委員長報告

奥村賞審査委員会における審査の経過について御報告申上げます。本年度の奥村賞授賞対象は、すべて加盟団体長を通じて推薦せられたものであります。

て、それらについて慎重な審査をいたしましたのであります。埼玉県学校歯科医会は、昭和29年度から県教育委員会、県学校保健会、県歯科医会と共に催により、第1回の「よい歯のコンクール」を開催し、当時は僅かによい歯の小学校6校、同中学校3校から出発し、37年度の第9回には、努力小学校36校、努力中学校9校にまで発展したのであります。その方法の原理は、児童の自主的能力を高めるための、学級における特別教育活動をモティベートすることをねらった運動であり、校長、保健主事、学級担任教師の保健指導を各種の方法を通じて高めたものであります。今日の学校歯科のあるべき姿を全国的に示したものであります。奥村賞に値すると認められたのであります。

熊本県八代学校歯科医会は、昭和18年以来21年にわたり、とくに困難なへき地の学校に対し、巡回班を編成し、全員が協力して保健管理を行つものであります。岐阜県加茂郡東白川村神土小学校は山深い僅か980戸のへき村という困難な環境にありながら、とくに昭和31年学校保健委員会を設置して以来、保健学習特別教育活動等の充実した保健指導を行い、地域社会の熱心な協力を得、又歯科的な管理も平行して行なってきた学校であります。これらの2件は、ともに推薦の記を贈るに値すると認めたのであります。よって、これを奥村賞基金管理委員会に報告し、その議を経て決定いたした次第であります。

埼玉県学校歯科医会の活動

よい歯のコンクールについて

1. コンクール開始の動機

児童生徒の90%以上の者がむし歯をもっているにもかかわらず、自ら進んで治療しようとしていない。そこで埼玉県学校歯科医会は、適切な方法はないかと苦慮していたところ、神奈川県で「よい歯のコンクール」を実施して、よい成績をあげていることを聞き、役員を多数派遣して、その実地を学び、埼玉県でも実施に踏みきった。

2. コンクール開始の趣旨

県下の中小学校の児童生徒全部を対象にして、むし歯対策を実施するのは、学校歯科医のみの力ではとても不可能である。子どもたち、両親、教師その他の協力によって、子どもたちが自主的に自分の健康を考え、むし歯を処置するようにならなければいけない。

従ってコンクールも永い年月継続して行なう。

3. コンクール開始の時期

昭和29年度第1回を実施し、昭和37年には第9回と、毎年欠かさずづづけられ、初回からの入選校は逐次増加し、ようやくその効果がみとめられてきた。

4. コンクールの運営

県学校歯科医会の組織は県下を14支部にわけて、選出された14支部長が、県学校歯科医会の理事となっている。

よい歯のコンクールは、県下8地区に審査委員

会が設けられ、学校歯科医会理事は審査委員となり、「よい歯の子」の診査、「よい歯の学級」「よい歯の学校」の書類診査を行ない、よい成績の学級、学校を訪問、実地診査して、中央審査委員会に送る。

中央審査委員会は、会長、副会長、常任理事が審査委員、最終的な審査で、優秀者を決定する。

学校歯科医会会員は、各学校の保健活動に積極的に参加、学校保健委員会、児童会、PTA等に出席、「よい歯のコンクール」への参加をすすめ、またむし歯治療に努力している。

かくして、初回からの入選校は飛躍的に増加し、学校歯科は全県にわたって、活潑に進められている。

初回から入選表

回数	年度	よい歯の 小学校	よい歯の 中学校	よい歯の 児童	よい歯の 生徒	よい歯の 学級(小)	よい歯の 学級(中)
第1回	29年度	3校	3校	6人	6人		
第2回	30年度	11校	9校	9人	9人		
第3回	31年度	7校	6校	10人	10人		
第4回	32年度	8校	6校	12人	12人		
第5回	33年度	6校	5校	14人	12人	29学級	18学級
第6回	34年度	10校	4校	12人	12人	25学級	17学級
第7回	35年度	6校	5校	14人	14人	33学級	16学級
第8回	36年度	6校	7校	15人	13人	29学級	12学級
第9回	37年度	10校	7校	18人	14人	35学級	15学級
	計	67校	52校	110人	102人	151学級	78学級

よい歯のコンクールの成果

埼玉県教育局保健課指導主事

黒沢 澄

1. 主催者の基本的考え方

- (1) 学校が中心であり、発動はまず学校側より、PTA、校医に協力を求める。
- (2) 学校内部の理解、協力体制をつくる。
- (3) 全県的視野に立ち、地域や学校が応募に固定化しないようにする。

2. そのための県対策

- (1) 保健主事会を中心に、地区毎に(都市単位に)学校歯科医会と両者の合同連絡協議会を開催する。
- (2) 保健主事、養護担当者研修の機に口腔衛生に対する専門的知識を得るために講習会を開催した。

- (3) 県指定保健研究校に、課題として、必ず歯科保健振興の具体策を依頼した。
- (4) 歯科保健に関する指導法上の問題点を明らかにした。
- (5) 新聞その他広報により、歯科保健に関する研究、施策等を関係者から数多く発表し、関心を高める方法をとった。

3. コンクールの成果

(1) 治療成績

初回のコンクール時は、全県下平均小学校12%，中学校15%の治療率であったが、第9回には、小学校53%，中学校51%に達した。

- (2) 予防教育
 - イ. 適正な大きさのハブラシを、保持させる学校が増加している。
 - ロ. 昼食後に全員磨かせるための設備をする学校が増加している。
 - ハ. 歯科保健についての指導計画をつくる学校が増加している。
- ニ. 治療勧告書の作製についても、校医と協力し、工夫して作る地区が多くなった。
- ホ. サフランニンやリックレスのテスト等科学的方法を取り入れる学校が増加している。
- ヘ. P T Aに歯科に関する講演会等を実施する学校が多くなった。
- ト. 学校歯科医が度々学校に出勤するようになり、教師や子供との親しさが倍加した学校が増加している。
- チ. 学校医会としても、検診の方法など地区ごとに研究されるようになった。
- リ. 入学前に公費負担で治療の制度化の地区もできた。
- ヌ. 市教委に歯科衛生士をおく地区もできた。
- ル. コンクールを通して学校歯科医としてのあり方に大きな前進をみた。
- オ. コンクール行事に歯科医師会が全面的に協力してくれるようになった。
- ワ. 学校歯科医会の団結が強固になった。

4. コンクール進展の推進力

- (1) 学校歯科医会のチームワークと積極的活動によったこと。

コンクールの準備経費は、大部分学校歯科医会が持ち、また会議等に学校歯科医会役員が欠席したことは絶無である。
- (2) 学校歯科医会の役員の中に、県教育委員会の技師を加え、運営等に当り両者の密接な連携を図る。
- (3) 県教育委員会の施策

保健課の重点施策に、むし歯対策を取上げた。またコンクールのための予算を計上した。

- (4) コンクール行事の立案、展開、整理は学校歯科医会、教育委員会、学校の三者が当る。
- (5) 学校側の委員としては、校長や保健主事の権威者が数名加わり、時折り校長会代表者の意見を聴聞する。なお展開は、学校委員が中心である。
- (6) コンクールが終ると学校歯科医会主催による盛大な反省会を一泊二日で行う。
- (7) 学校で行なう保健委員会に口腔衛生を重点的に取上げる。
- (8) しかし、三者の委員の人の和は、このような長期に亘るコンクールでは(4月～2月までかかる)極めて重要なことである。そのために時折り委員会が寝食を共にする機を学校歯科医会として計画してくれたことは、途中の困難や惰性を打破する最大の要因であったことと思う。

更に向井博士のたえざる指導助言と、ライオン歯磨会社口腔衛生部の御協力は、各歯科医、各学校並びにコンクール委員の人の和の育成と現場教育としてどれだけ大きく貢献しているかわからない。

5. コンクールの困難点

しかしこのコンクール行事は、多くの障害をもっている。それはコンクールそのものより、それ以前の歯科保健上の問題につきまとうものである。

- (1) 学校または学校の全員が参加する。
- (2) 子供にとって何等興味がなく、努力と忍耐が強要される。
- (3) 家庭に金銭的負担をかける。
- (4) 専門医が多忙であり、学校の計画どおりにはならず、といって、専門医なしにはできない内容である。
- (5) 教師にとっては、学校の中で予防教育や治療のための指導をしてやらなければならない義務はうすく、時間的余裕もない。
- (6) 学校内で治療できない。通院をすすめるのに学校としての心配がある。
- (7) 効果が形の上に見られない。

しかし、これらの難問も、各学校ではみごとに打開し、応募しているが、そのかけには、学校、家庭、学校歯科の協力と努力がある。

6. 結語

物事には時機がある。日学歯の提唱するこの、う歯半減運動は、内容といい、目標といい、まことに適時適切である。しかし、いま強力に押し進めることをしなければ、その意味、価値はまさに半減するものと考えられる。

全国の各学校歯科医さんには、よく学校の実情を御理解いただき、教育振興の上から温い指導と積極的な御協力をねがいたい。

—優秀な学校歯科保健活動—

岐阜県東白川村神土小学校

神土小学校は、昭和34年全日本優良学校日本一に選ばれた、優秀校であるが、口腔衛生に対しても、特に組織的に、計画的にたゆまぬ実践をつづけてきた。

それは歯の問題は、身近なもので、子どもたちの生活経験も豊かなところから、これを健康教育を推進する突破口としたのである。

実践の項目は、1.学校歯科施設の充実、2.治療費村費負担、3.口腔衛生の知的理義、4.習慣形成の徹底、5.地域社会の協力など、これらを総合的に、継続的に推進することによって、児童のむし歯をなくし、むし歯の発生を最少限に止めることができた。

以下、その業績の経過をかいつまんでみよう。

神土小学校は、山に囲まれた農山村の小学校で、東白川村は戸数980、人口約5,000人の村、神土小の児童数は266名である。

むかしは村に歯科医はなく、村民は歯が痛くなると、隣村の16kmも離れたところまで、治療をうけに行った。そのため口腔衛生の知識も浅く、衛生状態も一般に低かったが、昭和22年、はじめて歯科医が開業され、そのため学校歯科医を委嘱することができるようにになった。

昭和24年6月、歯科医の熱意によって、学校に歯科施設ができ、むし歯予防週間の行事として、抜歯、C₁、C₂の充てんが行なわれた。

昭和31年には、学校保健委員会が構成され、学校、学校医、学校歯科医、村当局、家庭など、地域社会

(全校はみがき体操)



が協力し、むし歯予防対策にのり出した。

昭和32年、歯科施設の充実をはかり、治療費半額国民健康保険、半額は村費負担で、永久歯の完全治療が行なわれるようになった。

しかし、乳歯のむし歯が非常に多く、学校に入ってからは予防はもちろん治療も手おくれになり、どうしても一般家庭の歯に対する認識を高め、親が幼児の歯に関心をもち、予防対策を徹底させる必要に迫られてきた。

昭和33年以降、学校保健委員会で、歯の検査と処置は年2回とすることが決められた。また、予防教育と歯磨きの習慣形成の徹底などが協議され、学校保健計画のなかに明確に位置づけられ、かくて今日まで、継続的な指導が強力に行なわれている。

予防教育は、各教科を通じても行なわれ、各学年の段階に応じた習慣形成指導案もできている。

さらに全校的に行なうものに、はみがき体操がある。これは年間を通じ1週間に1回、木曜日の朝礼のあと、レコードをかけ、歯の正しいみがき方を練習しながら、はみがき体操をする。

この体操用歯ブラシは、全校的に購入し、各学級に保管してある。

校内はみがき施設——昭和33年、校舎内に歯みがき場を設置し、水道蛇口40個、歯ブラシ棚、うがい用コップをもうけ、歯ブラシは個人用を常に保管し、給食後3分以内に、3分間歯みがきを毎日実施するようにした。

(校舎内のはみがき場)



学校歯科の保健活動に地域社会の協力は、まず学校保健委員会に具現する。学校保健委員会は、年間4回開かれるが、口腔衛生関係で、協議され実践に移されたものは、歯科施設の充実、年2回の検診、治療費の村費負担等、非常に多く、また家庭に口腔衛生知識を浸透させる手がかりも生まれた。

家庭への口腔衛生への理解と協力の要請は、まず、学校参観日あるいは婦人学級で、歯の重要性の講話、歯のみがき方の講習から始められた。

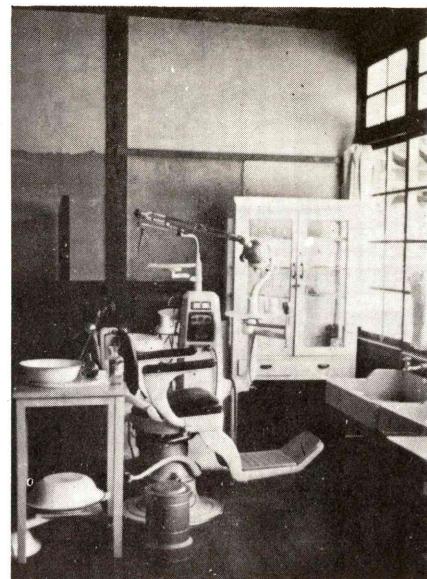
さらに、家庭連絡、有線放送によってむし歯の実態と予防について全村家庭への放送などで意識を高め、家族ぐるみの歯みがき運動を強力に進めた。

これら一連の歯科保健活動は、さまざまの効果をもたらした。

そのいくつかをあげると、

1. 永久歯のむし歯がなくなった。
2. 児童の歯科衛生の認識が高まり、正しい歯みがきが徹底した。
3. 歯ぎん炎が少なくなった。
4. 児童は、自分の歯に治療の必要をみると、自発的に歯科医に行くようになった。
5. 家庭の認識を深めた。
6. 幼児の歯の検査が家庭で行なわれ、乳歯の治療が行なわれるようになった。

神土小学校の保健活動は、このように地域の口腔衛生思想を高め児童のむし歯をなくして行った。学校、家庭、地域社会の協力の好い見本といえよう。



永久歯う歯発生状況と処置率

年度	月	検査人數	永久歯う歯			合計	処置	処置率
			C ₁	C ₂	C ₃			
32	6	304	187	39	35	261	122	46.7
33	6	335	197	23	22	242	141	58.2
34	6	336	76	13	9	98	83	85.8
34	11	332	34	5	4	43	40	93.0
35	6	313	75	6	5	86	82	95.3
35	11	312	32	2	3	37	34	91.8
36	6	278	52	9	11	72	47	65.2
36	11	285	54	3	6	63	59	93.6
37	6	250	50	6	7	63	52	82.5
37	11	252	42	4	7	53	51	96.2
38	6	256	57	10	10	77	74	96.1

21年に及ぶ集団診療

熊本県八代学校歯科医会

熊本県八代学校歯科医会の集団診療は、太平洋戦争の戦況がしんこくなり、学童が五家荘などの僻地に分散疎開をした、もっとも困難な時期に始まる。

八代学校歯科医会は、診療班を組織し、疎開先に出張して、学童の歯科診療に当たった。これが契機となり、以来21カ年にわたって集団診療がつづけられている。

集団診療の実施は、毎年4月、実施予定校を定め、「歯の衛生週間」を皮切りに開始する。諸経費は、

行事完了後、教育委員会に提出、請求する。現在は市の経費のなかに予算化されている。

集団診療は、1.予診、2.窓洞形成、3.充填、4.乳抜、5.歯石除去の5班にわかれ、流れ作業式に行なう。会員の受持ちは適材適所を旨とし、例えば乳抜は女医の先生がやるという風である。

また、集団診療以外にも、歯科保健活動もさかんで、「歯の衛生週間」には、歯科衛生に関する絵画、ポスター、作文、習字あるいは標語コンクールや母子コンクールもさかんに行なわれている。

奥村賞授賞規定

奥村賞基金管理委員会

趣 旨 学校歯科衛生の振興に資するため奥村賞を設ける。

授賞対象 奥村賞は学校歯科衛生に関する研究または学校に於ける業績が優秀と認められ、かつ直ちに学校歯科の進展に寄与するものに授賞する。

但し、授賞されるものは、個人たると団体たるとを問わないが最終発表が3年以内のものに限る。

推薦方法 1. 日本学校歯科医会の加盟団体長は、個人又は団体の授賞候補者をいずれか1件又はそれぞれ1件づつ選定し、日本学校歯科医会長（事務所は日本歯科医師会内）あて所定の期日までに推薦すること。
2. 奥村賞審査委員は日本学校歯科医会長あて授賞候補者を推薦することができる。

推薦書類 推薦受付に当っては日本学校歯科医会加盟団体長又は奥村賞審査委員の推薦状と共に次の書類を添付すること。

- A. 学校歯科衛生に関する研究論文については
1. 論文要旨（400字程度）
2. 学校歯科衛生の振興に寄与する意

義（400字程度）

3. 原著論文
B. 学校歯科衛生に関する現場活動について
1. 学校歯科衛生の実績を向上せしめた趣旨とその意義（400字程度）
2. 業績の経過と資料（統計、写真等を含む）

審査方法 奥村賞基金管理委員会の委嘱をうけた日本学校歯科医会において奥村賞審査委員会が詮衡し、奥村賞基金管理委員会が決定授賞する。

受賞者 奥村賞は原則として毎年1回1件に対し授賞する。

但し優秀なるものには推薦の記を贈呈する。

備 考 日本学校歯科医会は奥村賞管理委員会の委嘱を受けて授賞候補者の詮衡に関する事務を行なう。

奥村賞基金管理委員会

山 口 晋 吾

福 島 秀 策

向 井 喜 男

奥村賞受賞者の業績（第1回から第5回まで）

第1回（昭和34年度）	八戸市学校歯科医会（青森県）
業 績	昭和12年以来の組織活動
第2回（昭和35年度）	甲府市立富士川小学校（山梨県）
業 績	全校あげての学校歯科衛生活動
第3回（昭和36年度）	富山県学校歯科医会
業 績	富山県よい歯の学校表彰を通じ、むし歯半減運動の推進
第4回（昭和37年度）	琴平町立琴平小学校（香川県）
業 績	同校の学校歯科衛生活動
第5回（昭和38年度）	埼玉県学校歯科医会
業 績	埼玉県学校歯科の組織活動（全県よい歯の学校を目指して）

奥村賞推薦の記受賞者の業績

第5回（昭和38年度）	
岐阜県加茂郡白川村神土小学校	
業 績	学校歯科衛生に関する教育活動
熊本県八代学校歯科医会	
業 績	21カ年にわたる児童生徒の集団歯科診療と保健活動

第4回全日本よい歯の学校表彰

小学校 813 校・中学校 189 校にふえる

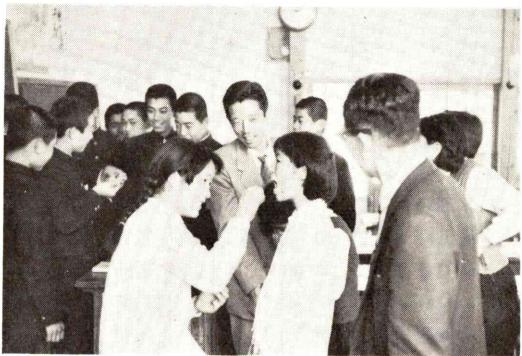
第4回を迎えた昭和38年度から、応募票の片面をブルー、片面をセピアで刷り、セピアの面を一部分、折返し、「第4回全日本よい歯の学校表彰に応募しよう」というよびかけに始まり「子どもたちが、めいめい自己の健康上の問題点を発見し、それを解決するための障害を子どもたちばかりでなく、教師・父兄・その他の関係者とも協力して処理し、克服していく。その生活経験を通じて子どもたちの健康上の問題処理能力を高める——これこそ真の保健教育だ。そして、むしばはそのための絶好の教材である。

この趣旨が共鳴され、活動が行なわれ、子どもたちの問題解決能力を高めた（その現れとしての永久歯未処置う歯半減）小・中学校が全国にひろがることを期待する、地味で堅実な運動がこの表彰だ。

昨年度は36都道府県から、小学校 809 校、中学校 192 校が表彰された。表彰に該当する学校はどうぞ名乗り出ていただきたいし、一度表彰された学校も毎年応募して、この運動を盛上げよう。』という趣旨と地図を入れた新らしいデザインで出発した。

第1年度は20都府県 186 校、第2回には29都府県 458 校の小学校が、第3回からは34都道府県の小学校 651 校、中学校 176 校計 827 校が表彰をうけた。

今回は新たに福井、静岡、山口、宮崎の4県が加わり、小学校 813 校、中学校 189 校、合計では 1,002

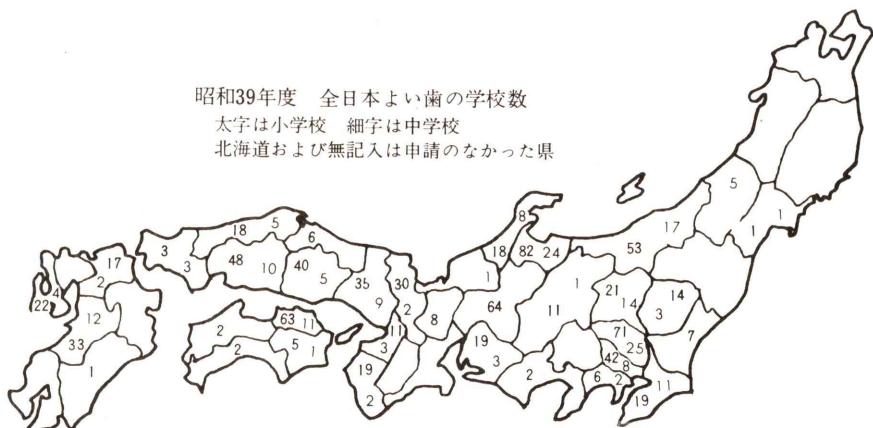


保健委員によるサフラン塗布
(埼玉県大沢中学校)

校と遂に千校を突破する成果を収めた。

山形大会の会場正面ロビーの壁には、都府県別表彰校数を記入した大地图がかかげられ、全国関係者の努力がたたえられ、熱意が誇示された。

昭和39年度 全日本よい歯の学校数
太字は小学校 細字は中学校
北海道および無記入は申請のなかった県



全日本よい歯の学校表彰校県別内訳表

年 度	昭和35年 度第1回 小学校	36年度 第2回 小学校	37年 度 第3回		38年度第4回		年 度	昭和35年 度第1回 小学校	36年度 第2回 小学校	37年 度 第3回		38年度第4回	
			小学校	中学校	小学校	中学校				小学校	中学校	小学校	中学校
北海道							兵庫	18	9	19	6	35	9
青森			3				奈良		31	16	17		
岩手							和歌山	40	18	11	1	19	1
宮城	2	2	1	2	2	1	鳥取			5		6	
秋田		1					島根		32	16	5	18	5
山形			1		11	5	岡山	14	17	37	7	40	5
福島							広島	1	16	35	12	48	10
茨城	4	6	4		7		山口					3	3
栃木		3	8	2	14	3	徳島	1	2	2	1	5	1
群馬			11	5	21	14	香川			60	13	63	11
埼玉	2	21	43	15	71	25	愛媛			1		2	
千葉	14	28	24	11	19	9	高知	1	6	4		2	
東京	12	48	32	5	44	8	福岡	5	9	11	2	17	2
神奈川		16	18	6	6	2	佐賀			2			
新潟		20	33	7	53	17	長崎		15	20	2	22	4
富山	31	50	66	20	82	24	熊本		27	62	24	33	12
石川		7	14	5	18	8	大分		2	2			
福井					5	1	宮崎					1	
山梨	1						鹿児島						
長野	9	22	9	1	12	1							
岐阜	2	8	38		64		横浜市						
静岡					2		名古屋市						
愛知	5	5	12	1	19	3	京都						
三重							大阪市						
滋賀	7	4	8	2	8		神戸市						
京都	11	15	21	1	30	2							
大阪	6	14	4	3	11	3	合計	186校	454校	651校	176校	813校	189校

昭和38年第4回全日本よい歯の学校表彰校名（小学校の部）

注：処置率とは永久歯う歯の処置歯率、以下同じ

県別学校名		検査員	処置率%	県別学校名		検査員	処置率%	県別学校名		検査員	処置率%
山形県	小学校			新潟県	小学校			栃木県	中学校		
長沢	283	76.4		村上	1,548	70.0		北	395	51.8	
西根	529	88.3		巣本	448	67.4		第五	423	51.6	
第八	814	51.6		馬下	156	74.4		第三	738	51.5	
長井	1,399	84.0		木津	1,053	89.3		岩城	752	51.3	
沼山	165	89.0		坂井	302	55.1		三多	原良	799	50.9
長崎	835	74.0		七穂	208	56.4		金谷	島川	678	50.0
堀内	268	60.0		小倉	225	51.2		船津	147	55.1	
蕨岡	365	99.1		河原田	139	57.5		中山	央形	1,171	55.6
南沼原	377	71.9		吉谷	443	68.0		桜	145	72.5	
田川	345	100.0		北山	264	80.2		赤見	利	1,076	55.1
西山	378	92.8		崎	348	76.2		薬	家	552	59.3
宮城県	盲	32	97.0	高土	387	91.3		氏	生	234	99.7
新潟県	新座	175	60.1	飯	264	81.7		相	西	1,308	67.5
中仙	130	81.6		大町	719	74.9		新	菅原	906	58.0
上井	353	69.6		井原	1,524	92.4		井	須川	936	62.9
大木	342	60.0		菅島	373	54.8		山	島	1,630	58.3
六面	244	63.8		須島	120	81.4		久那	辺瀬津	128	98.5
上組	586	87.1		大島	263	57.69		久	久津川	492	74.6
新組第三	646	60.0		泉谷	151	80.7		阿宇	宇田	178	84.1
阪之上	174	70.1		東田中	172	56.1		柳	北原	1,235	71.3
栖吉	799	56.6		畠野	405	72.7		本庄	東	1,320	75.0
十日町	512	63.9		茨城県	栄	264		豊里	東沢	1,125	56.5
乙吉	171	53.2		奥野	177	78.9		桜	新郷	432	97.1
大島	100	59.4		第二賀	147	70.6		第一	宮一	402	97.4
比角	531	57.6		土浦	970	57.8		新	北	401	90.9
大洋洲	954	57.9		岩瀬	148	57.4		郷	大宮	1,033	76.2
柏崎	684	77.7		東石川	1,620	52.4		柳	玉	644	100.0
大河津	1,642	90.9		阿字ヶ浦	376	94.1		常仲	盤本	1,252	52.5
池ヶ原	524	92.3		美原	261	92.0		上木	木崎	1,055	92.0
森光	131	50.3		桂萱	534	77.7		本	木町	466	71.0
若柄	150	98.9		讓原	117	73.7		本	飯	1,291	73.0
下船渡	103	60.5		城東	981	73.2		仲	東	792	78.8
高梨	669	52.2		南	643	73.1		大	成	795	57.6
大井田	200	60.5		宝泉	1,016	66.7		上	合太	733	59.1
千溝	217	53.6		多胡	203	67.5		本	谷	805	84.4
伊米ヶ崎	119	85.5		新高尾	443	63.4		針	川	665	79.7
野田	428	100.0		中央	966	62.2		前	幸	805	60.4
原	322	71.0		古巻	718	61.5		幸	町	737	66.9
両尾	243	87.8		岩水	104	61.1		大	谷場	780	73.3
早通	178	97.9		沢野	485	54.8		仲	町	782	68.6
岡方第一	164	86.0		谷東	398	53.1		原	町	625	72.3
大蒲原	570	67.0			352	52.4		芝	西	422	62.5

県別学校名	検査員	処置率%	県別学校名	検査員	処置率%	県別学校名	検査員	処置率%
埼玉県 小学校 植竹	885	89.5	埼玉県 小学校 亀井	360	53.2	千葉県 小学校 鶴沼	420	58.6
桜木	1,314	76.1	野上 第二	372	60.0	鶴本	352	56.8
志木	1,219	58.9	熊谷 東	770	59.1	納原	503	58.4
南畠	394	90.4	東京都 犬町	1,189	50.4	茂戸	2,167	53.3
山口	594	63.9	駒本	803	53.4	神戸	未詳	54.7
古谷	601	76.3	林町	634	64.8	忽野	"	86.5
北川	86	63.0	明化	845	79.3	館呂	"	61.
水谷	325	70.7	関口台町	752	58.6	曾原	"	60.2
所沢	2,339	83.6	大塚	460	77.0	上三原	"	54.5
金子	661	82.4	誠之	1,729	60.9	主基	"	51.7
金沢	172	98.1	根津	626	53.8	高萩	未詳	63.8
両神	416	88.0	木下川	503	66.8	石出	"	81.8
尾田	505	64.3	川端	732	66.0	佐原	"	60.4
大沢	343	92.5	多聞	1,049	54.0	中央	"	86.3
矢納	85	95.03	神田	298	98.0	西	"	87.6
吉岡	463	86.0	千桜	334	68.1	木更津第二	"	54.5
男衾	653	85.0	麹町	680	82.5	周南	"	80.0
豊里西	532	77.9	大久保	728	67.0	寒川	"	58.0
桜ヶ丘	748	79.2	淀橋第六	766	60.0	神奈川県 汐追	665	81.3
析原	410	83.5	京華	271	63.0	南浜	696	81.1
鉢形	417	76.0	東華	404	70.2	中南	989	69.7
江南南	461	72.9	泰明	299	59.5	本町	1,562	56.4
寄居	1,038	89.6	大正	577	77.4	豊田	245	86.0
藤沢	979	66.6	済美	362	62.4	松原	412	57.5
豊里北	241	95.2	板橋第五	625	73.3	長野県 平	542	70.4
用土	435	84.1	板橋第八	722	52.0	神城	267	51.9
中央	1,335	65.0	上板橋第四	749	60.0	三輪	1,217	96.8
羽生	1,241	94.0	桜川	717	90.0	入山	360	77.0
新郷第二	118	100.0	境北	936	75.8	源池	963	56.4
須影	460	94.9	田原	549	74.9	山形	189	52.3
岩瀬	455	50.9	富士	1,402	60.8	中山	292	70.3
川俣	308	100.0	第四日暮里	354	53.8	飯山	1,004	80.2
手子林	607	53.6	第一日暮里	511	62.0	秋山	108	62.7
三田ヶ谷	435	87.0	第三峠田	521	52.3	西田	960	70.0
村君	330	67.0	第二日暮里	640	61.1	池山	508	57.0
樋遺川	522	81.8	第三日暮里	758	54.7	門原	197	87.0
南河原	407	55.4	第六瑞光	621	54.4	上道	320	82.9
礼羽	371	99.6	第一峠田	621	51.3	下条	543	78.8
井泉	469	75.0	上小岩	1,106	51.0	片具	244	50.6
越ヶ谷	1,125	72.0	平井西	750	68.5	加積	310	51.0
江面第一	412	74.3	言間	711	70.0	寺家	834	99.0
蒲生	798	75.3	第三寺島	942	92.0	浜加積	249	86.9
内牧	323	61.8	葛飾	928	61.6	早月加積	331	78.0
柏壁	1,629	66.3	小台橋	485	56.3	中加積	236	71.0
屈巣	369	51.9	瑞光	2,069	52.4	上条	189	97.0
鴻巣東	1,267	76.6	千葉県 小栗原	461	66.2	南加積	318	63.0

県別学校名		検査員	処置率%	県別学校名		検査員	処置率%	県別学校名		検査員	処置率%
富山県	小学校			富山県	小学校			岐阜県	小学校		
水橋東部	178	51.5		東 般若	235	85.0		徹明	1,192	53.3	
大沢野	1,060	76.2		鷹栖	225	90.1		白山	1,038	65.9	
大庄	264	54.1		種田	105	77.9		本郷	1,425	55.0	
文珠寺	101	51.0		皆葎	80	90.1		鷺山	921	63.4	
小羽	118	50.6		西赤尾	120	83.4		加納	1,400	54.0	
古沢	187	100.0		安楽寺	121	55.4		常磐	272	73.0	
下笠原	107	77.2		岩尾滝	123	52.0		方磐	270	67.5	
呉羽	775	75.0		福光	721	74.9		鶴島	354	58.5	
野積	189	71.2		東太美	240	70.8		市鏡	362	68.0	
広畑	142	53.0		北般若	216	68.8		長良	729	59.0	
宮野	438	51.5		戸出	514	67.0		静西	719	59.6	
八人町	366	99.3		西五位	319	63.1		小東	320	57.0	
広田	331	98.6		吉江	391	51.0		江	451	51.0	
清水町	744	79.1		伏木	1,204	60.0		西	386	66.8	
萩浦	690	78.7		岩瀬	858	58.6		山王	818	73.8	
柳町	1,025	77.8		寒江	199	76.0		大八枝	774	68.8	
神明	265	76.0		大谷	211	63.7		東	179	89.4	
太田	391	75.8		山室	939	65.2		新枝	199	100.0	
五番町	576	75.4		博労	1,371	72.1		東宮	817	58.7	
浜黒崎	221	75.4		五鹿	171	53.0		名子	243	78.0	
倉垣	177	75.0		大島	529	51.0		江北	153	58.5	
東部	953	69.2		上市中央	1,141	95.4		呂泉	639	69.8	
西田地方	914	67.0		林原	187	52.4		倉之	389	55.0	
安野屋	570	65.7		茗ヶ原	46	51.3		市之	505	73.0	
四方	453	65.4		長岡	271	64.8		池田尻	309	70.0	
藤木	168	65.1	静岡県	清岡水	1,566	81.0		瀬岡	380	63.0	
針原	305	65.2		岡淵	1,385	80.4		富岡	369	61.3	
豊田	512	62.0	愛知県	三須	194	99.0		南	120	50.0	
総曲輪	650	58.9		桜井	297	88.6		鼻	968	63.0	
愛宕	775	56.3		八名	510	61.0		正木	1,253	50.1	
五福	436	56.0		西尾	32	82.0		寿	551	70.5	
蜷川	641	54.6		米津	1,481	83.9		中福	278	60.7	
熊野	279	53.1		新川	370	71.0		央	703	52.8	
新庄	970	53.0		大浜	1,066	80.0		笠松	1,231	51.9	
大広田	516	53.0		驚塚	1,560	91.4		枝	332	77.6	
星井町	446	52.7		日進	427	73.8		松代坂	271	52.3	
小杉	846	55.1		山之手	337	61.7		赤坂	961	60.0	
本江	192	53.7		奈根	639	51.0		垂井	655	64.4	
新湊	1,274	53.0		田原中部	147	50.0		北井	764	65.0	
川原	566	99.0		御津北部	1,254	93.7		合	120	78.8	
西条	663	76.0		小渡	242	70.1		道坂	161	51.0	
下関	523	71.0		赤見	134	75.0		五原	101	79.0	
野村	339	66.4		和地	226	81.9		越原	177	60.0	
定塚	1,058	55.6		大雨河	180	87.4		三川	175	61.0	
成美	1,387	53.0		河和	121	94.8		土神	262	80.7	
能町	485	50.0			531	56.8		下野	211	55.4	

県別学校名		検査員	処置率%	県別学校名		検査員	処置率%	県別学校名		検査員	処置率%
岐 阜 県	小学校			滋 賀 県	小学校			和 歌 山 県	小学名		
尾 崎	221	66.6		丹 生	131	83.6		上 南 部	577	60.1	
萩 原	801	65.5		片 岡	238	79.6		嵯 嶺 所	48	55.7	
山 之 口	79	57.8		守 山	1,161	61.1		志 賀 野	112	95.5	
池 本	66	76.7		京 都 府	小 川	537	56.6	上 岩 出	190	52.5	
白 井	91	50.8		新 道	464	75.5		岸 上	137	56.0	
牧 ケ 洞	103	75.3		乾 陣	399	83.1		太 田 川	115	56.5	
国 府	651	56.5		西 格 致	351	57.8		島 之 濱	68	70.8	
神 岡 西	684	69.0		明 倫	403	80.9		清 水 方	273	94.0	
細 江	153	65.0		紫 明	712	62.4		日 上 戸 川	1,009	65.6	
神 岡 東	936	58.0		鏡 山	1,062	64.4		上 戸 川	19	100.0	
元 田	63	74.5		竹 間	459	78.9		巽 島	410	79.0	
本 鄉	182	58.0		伏 見 吉	1,044	59.0		大 古 島	187	57.0	
古 川	927	66.0		淳 風	731	60.7		高 野 山	182	81.0	
伊 自 良 南	226	87.0		市 原 野	72	63.4		大 東	445	89.2	
華 陽	1,044	54.1		朱 雀 第 八	866	74.3		東 津 太	366	53.6	
島	1,015	55.0		大 将 軍	502	57.2		下 の 信 太	638	96.1	
本 莊	1,129	54.9		葵 教	1,079	68.6		東 須 磨	119	53.9	
麻 生 野	96	63.0		貞 川	500	70.0		東 垂 水	1,554	60.9	
石 川 県	粟 津	286	89.5	神 富 有	275	65.4		東 垂 水	1,310	59.0	
木 場	47	94.1		富 醒 泉	465	69.4		霞 舞 子	1,247	87.7	
千 坂	254	50.0		嵯 峨 野	813	57.1		舞 名 谷	1,055	52.9	
羽 昨	938	61.7		立 誠	691	80.9		谷 谷	177	62.8	
今 江	308	78.1		日 彰	358	65.4		櫛 押 谷	359	54.4	
林 木 町	1,055	58.0		雅 松	265	86.0		木 谷	319	62.6	
長 菊 町	579	52.6		八 潤	398	73.6		東 舞 子	96	70.9	
菊 川 町	1,070	62.5		曾 我 部	69	62.37		垂 水	803	64.1	
大 浦	223	61.2		庵 我 部	363	85.1		磨 飾 謠	860	82.3	
松 住	1,110	75.3		修 齊	287	80.1		西 謠 謠	2,346	72.3	
苗 代	174	83.4		大 齊	379	80.9		南 異 野	1,486	72.3	
野 々 市	820	83.1		正 部	535	55.7		城 龍 野	1,291	80.1	
福 岡	198	66.1		中 六 人 部	535	55.7		第一 城	941	73.6	
山 代	755	53.2		昭 和	146	72.4		龍 野	667	67.4	
符 津	425	60.0		浜	643	70.0		本 山 第一	1,504	74.2	
河 井	1,111	76.4		聖 賢	853	85.0		崎 魚	1,805	57.2	
稚 松	1,071	60.0		集 英	1,240	77.6		影 御	1,121	59.4	
湖 北	203	58.4		大 蕃	1,137	77.0		影 御	1,093	73.1	
松 原	637	57.7		隈 里	1,586	66.4		羽 高	1,965	51.6	
赤 埼	87	66.5		野 梅 香	673	62.5		菜 若 著	798	51.5	
敦 賀 北	867	63.3		城 東	1,326	57.9		訪 諏 橋	1,157	65.8	
東 愛 発	80	88.3		守 口	1,234	53.4		山 湟	669	51.0	
敦 賀 西	988	63.8		東 三 口 丘	1,196	73.2		山 田 荒 荒	1,062	63.3	
中 央	625	55.0		八 戸 の 里	1,093	63.8		水 菊 兵 明	840	60.1	
雄 琴	212	72.2		意 岐 部	1,019	53.0		庫 兵 明 親	700	68.2	
逢 坂	880	66.6		黒 江	1,173	52.0		那 藍	1,422	81.8	
長 浜 北	1,118	68.5		応 其	684	98.6		那 藍	974	74.0	
浅 井 東	337	51.7						那 藍	103	51.1	

県別学校名		検査員	処置率%	県別学校名		検査員	処置率%	県別学校名		検査員	処置率%
兵庫県	小学校			岡山県	小学校			広島県	小学校		
唐	櫃	188	68.2	玉	井	103	100.0	東	村	155	51.2
長	尾	172	65.0	七	地	126	76.0	本	郷	333	59.5
宮	川	822	73.2	箭	田	366	55.9	河	佐	100	58.2
長	田	783	66.7	福	本	260	87.0	明	郷	338	71.0
五位ノ	池	795	55.5	政	田	410	91.3	栗	生	240	72.0
鳥取県	板宿	1,473	66.8	厚	生	244	86.1	小坂	155	51.6	
車	尾	495	83.0	後	野	78	98.2	須波	259	50.0	
美	保	440	66.0	塩	治	637	91.2	谷	60	51.8	
醇	風	1,079	61.0	津	和	691	78.7	温井分	19	50.0	
上	灘	426	73.5	荒	木	513	73.8	校	125	52.0	
第	一	270	56.8	原	井	1,018	68.9	雄鹿原	49	84.0	
西	郷	265	53.8	長	江	103	64.0	下石分校	259	78.9	
岡山県	中山	328	93.1	御	津	120	63.3	福高	291	76.5	
中小	串	273	87.2	四	絡	299	62.1	久須保	683	56.4	
牧	石	438	58.5	高	浜	356	61.3	西藤合	237	58.9	
福	田	265	77.3	島	田	241	57.2	落用	170	79.2	
赤	崎	539	78.3	神	門	545	54.1	小安	309	78.2	
連島	西浦	762	64.7	伊	野	353	52.5	登波通	161	59.1	
開和	成氣	275	70.8	波	府	113	52.1	田浦尾	267	57.2	
大吉	江備	212	98.9	別	西	439	51.8	中口屋	171	56.6	
月早	田島	223	80.0	神	木	293	51.6	小室	244	70.6	
三字	谷治	847	62.8	久	東	665	51.6	温品部	346	81.0	
福	福浜	301	89.0	出	田	175	51.4	鷲矢野	394	73.8	
遷	喬	732	87.7	安	松	609	51.2	山口県	195	64.5	
西	西	302	60.2	高	串	406	70.0	温鷲矢	1,000	57.3	
鳩	岡	311	93.0	切	茂	79	70.0	良平城	343	61.0	
沓	石	862	85.0	津	月	139	63.4	(習成分教室)	597	89.0	
仁	堀	833	66.7	秋	原	195	98.4	岩田	169	77.0	
高	梁	721	52.4	宮	島	435	84.7	東谷	105	100.0	
福	浜	80	66.2	江	田	360	96.9	円座	458	100.0	
遷	喬	75	93.0	戸	手	425	64.8	花園	1,013	95.5	
西	西	150	94.1	千	年	70	55.3	栗林	2,016	97.7	
鳩	沓	354	93.1	三	坂	172	50.0	新塩屋町	895	99.2	
沓	堀	318	88.6	石	内	1,359	75.0	中央	809	94.0	
仁	梁	820	100.0	日	市	105	60.0	一ノ谷	276	74.9	
高	南	279	71.0	五	賀	975	56.1	柞田	738	81.5	
福	井	253	90.3	仁	霞	379	71.6	觀音寺	1,435	100.0	
遷	岡	1,910	73.9	千	田	253	56.0	常磐	341	68.3	
西	西	732	100.0	狩	川	168	69.3	苗羽	399	100.0	
神	島外	371	51.3	中	山	1,426	51.7	安田	328	86.8	
本	莊	377	63.9	袋	町	79	55.8	戸形	197	86.6	
清	音	276	100.0	似	島	138	58.0	淵崎	516	97.0	
日	比	802	77.8	有	道	955	54.0	池田	375	73.0	
玉		862	85.1	向	東	293	63.0	土庄	645	71.0	
太	伯	273	66.5	市		922	66.2	浦生	156	100.0	
大	高	488	93.8	向	島中央	290	55.0				
				柳	津						

県別学校名		検査員	処置率%	県別学校名		検査員	処置率%	県別学校名		検査員	処置率%
香川県	小学名										
本町	591	96.8	愛媛県	富田	488	57.2	福岡県	新宮	673	76.3	
引田	707	83.3		和氣	628	100.0		青柳	303	64.4	
北山	81	100.0	徳島県	鷺敷	326	63.0		尻池	906	68.0	
白鳥	405	91.6		中山	83	65.0		三大	1,395	51.8	
三本松	728	68.9		阿井	190	54.0		吉野	1,629	54.6	
松尾	362	57.8		南小松島	735	90.6		吉原	853	52.6	
津田	818	98.4		和無田	214	54.5		吉井	999	50.9	
石田	478	100.0	高知県	旭東	791	88.4		中元寺	635	88.6	
神前	241	75.3		三里	530	73.0		池尻	327	100.0	
造田	339	89.6	宮崎県	松	537	56.6		宮田	1,273	58.9	
志度	769	86.3	熊本県	日吉	697	74.7		宮田	563	96.3	
誉水	577	79.5		出水	1,427	61.9		宮田	1,112	82.4	
中央	445	61.9		花房	204	100.0		大野島	496	56.9	
鶴羽	311	100.0		深川	188	56.9	長崎県	内城	558	84.2	
小海	142	94.7		竜北西部	694	55.8		潮見	1,214	92.6	
井戸	379	99.6		代陽	1,472	50.3		日野	1,035	66.7	
植田	520	98.4		太田郷	2,308	52.4		琴平	627	85.3	
東植田	235	68.6		植柳	1,231	52.9		岩戸	176	63.4	
平井治	996	97.0		松高	810	75.5		鶴田	539	58.2	
庵島	853	59.4		泗水	264	60.3		小浜	881	74.6	
東山西	579	59.4		泗水	767	59.0		棚原	875	58.7	
池原	43	98.3		西里	90	58.9		川原	435	50.5	
安西	281	67.7		志屋	65	67.9		小林	350	60.0	
安原	218	98.3		鹿北第三	548	74.0		第一	1,078	82.8	
山田	482	98.3		豊田	642	58.1		第二	738	53.0	
陶南	472	84.8		奥右閑	516	67.0		四蚊	489	94.1	
分所	62	64.3		吉松	565	52.8		保立	931	61.5	
中通	241	91.0		米田	501	56.1		広田	790	76.4	
四箇	222	87.6		鹿北第一	390	69.5		早岐	1,279	87.7	
多度津	355	57.4		御幸	355	70.4		鈴田	435	61.8	
高篠	1,212	96.7		白糸第一	171	91.7		西郷	543	65.3	
吉原	275	100.0		若葉	785	71.3		神代	728	61.4	
琴平	304	72.9		米野岳	325	61.3		黒村	510	54.7	
大原	849	100.0		白坪	741	56.1		大西	950	61.2	
大野原	1,019	92.1		右町	863	68.0		有馬	524	59.8	
本山	221	93.9		城北	414	69.0		大正	454	52.9	
豊浜	221	74.0		力合	377	79.2					
大野	261	89.5		城山	444	61.6					
大浜	316	91.7		託麻原	1,719	81.0					
詫間	852	100.0		五竜福	817	96.7					
比地	211	50.8		竜高橋	589	63.0					
勝間	330	100.0		龍峯	181	60.2					
笠田	272	96.0		冷泉	410	87.0					
松崎	202	78.6	福岡県	美島	634	60.4					
河内	157	74.0		住吉	694	87.2					
下瀬	269	96.0			1,252	95.3					

昭和38年第4回全日本よい歯の学校表彰校名（中学校の部）

県別学校名	検査員	処置率%	県別学校名	検査員	処置率%	県別学校名	検査員	処置率%
山形県	中学校		中学校	中学校	中学校	中学校	中学校	中学校
西川東部	718	94.5	埼玉県	第一大原	1,120	50.6	長野県	第一
寒河江	1,164	62.6	三橋	1,107	72.4	富山県	新湊西部	
高橋	707	85.2	長野若	1,013	51.0	芳野	831	
鮭川	293	69.0	皆野統合	165	80.5	南星	1,475	
藏王第一	477	53.0	(金沢分教)	111	90.8	高陵	1,580	
盲	37	87.0	大沢	227	84.3	西部	1,495	
新潟県	鶴川	235	城南	460	74.2	中田	580	
六箇	120	66.4	妻沼	479	69.8	上平	141	
上小国	576	80.0	用土	269	83.6	福光	1,273	
東小千谷	610	58.2	藤沢	801	79.6	黒東	409	
中之島	439	51.4	寄居	863	67.1	吳羽	1,457	
大河津	400	52.4	千代田	510	50.7	山室	887	
第一	1,198	79.3	川里	648	62.4	不動	204	
第四	436	100.0	手子林	406	76.4	北部	792	
宮本	207	55.8	北川辺	631	50.0	新湊南部	141	
片貝	510	55.5	北河原	141	81.0	野積	237	
畠野	531	56.6	羽生	1,377	54.2	原星	198	
金泉	292	53.7	新郷	335	51.3	連星	1,165	
里公	249	100.0	須影	306	90.3	岩瀬	1,487	
小黒	236	89.4	井泉	149	98.1	東部	922	
大島	297	60.0	久喜	642	98.9	大泉州	898	
新井	1,385	87.8	熊谷東	770	59.1	奥田	1,749	
新城北	1,578	64.9	第第一	896	50.9	芝園	1,929	
栃木県	常盤	364	淀橋第二	981	89.1	堀川	1,373	
新合	367	57.5	第六	1,306	65.8	富山大教育	446	
右里	772	54.4	第七	892	81.0	学部附属中	1,234	
群馬県	東	881	日暮里	669	60.0	兼六	83.6	
高崎養護	76	67.7	尾久八幡	626	87.1	芦城	1,459	
小野上	258	65.9	第十一	685	63.0	根上	816	
南	1,064	60.6	藏前	1,177	58.4	泉畠	2,326	
多胡	175	60.4	吉尾		80.5	館城	108	
第六	612	60.0	第四		80.0	南市	62.7	
第三	1,462	58.4	曾呂		77.8	野々市	1,082	
白郷	478	58.2	基		70.0	穴水	408	
桂萱	843	56.8	太海		63.	愛知県田口	84.4	
美原	182	53.1	第二		51.2	東武豊	624	
采女	588	51.4	岩井		50.0	井松陵	82.5	
長尾	485	50.5	飯高		52.6	京都府下鴨	946	
美九里	348	50.0	周南		78.9	大阪府初音	947	
渡瀬	255	50.0	佐原第四		69.2	第十八	1,741	
埼玉大教育	589	74.3	江陽	1,447	64.9	第十二	1,234	
学部附属中	1,291	57.7	土沢	311	75.5	第高維	66.0	
青木								
与野	521	71.8						
南								

県別学校名		検査員	処置率%	県別学校名		検査員	処置率%	県別学校名		検査員	処置率%
	中学校				中学校				中学校		
和歌山県	岩出	723	63.8	広島県	百島	197	62.5	香川県	琴平	1,091	64.9
兵庫県	葺合	1,791	75.2		向島	1,002	55.0		多度津	1,633	91.6
	大沢	97	54.2		芦田	510	50.4	徳島県	鷺敷	403	74.0
	高取台	1,300	51.5		三和	416	62.0	熊本県	京陵	2,317	59.2
	鷹取	2,362	70.7		大津野	266	73.4		八代第八	873	55.9
	飛松	2,400	57.5		本郷	196	71.8		承第二	286	88.1
	歌敷山	1,930	55.2		似島	86	56.8		八代第五	510	56.7
	櫨釜	209	60.3		江田島	944	58.7		八代第二	1,573	77.6
	押部谷	349	55.4		矢野	555	66.2		泗水	802	67.8
岡山県	平野	297	55.4	山口県	大道	384	50.3		小国	1,324	60.8
	横谷	429	63.7		習成	666	77.9		鹿北第一	531	52.5
	金浦	765	61.9		立川下	1,195	71.1		吉松	334	60.2
	笠岡西	1,280	92.8	香川県	大部	277	66.3		山鹿	1,767	67.6
	操南	548	64.4		椎生	310	92.5		二見	336	56.2
島根県	仁美	266	55.0		大川	1,480	96.0		藤園	1,904	76.3
	津和野	614	80.7		天王	687	66.3	福岡県	富野	1,042	67.0
	八雲	963	63.4		津田	862	72.9		当仁	1,579	70.3
	河南	660	59.9		白鳥	823	56.6	長崎県	山里	1,731	50.8
	斐川	1,051	52.8		三木	1,339	79.0		有明	441	58.6
	第一	1,659	50.4		香川	523	58.5		瑞穂	590	56.0
広島県	功串	348	55.8		仲南北	244	92.5		黒土	364	62.2

追補

昭和37年第3回全日本よい歯の学校表彰学校名（中学校の部）

お断わり——昨年度会誌に編集の手落ちで中学校
の部が載りませんでしたのでここに掲載します。

県別学校名	県別学校名	県別学校名	中学校
宮城県 県立盲学校	神奈川県 瀬成一内沢原原野四井本取町公辺瀬部部室田川部泉附属部	滋賀県 兼浅浅岩福	六東井出任
栃木県 富田永原好一胡田尾谷城四塙町山呂郷央高榮海林影泉居南島若木一平南部沢沢沼二正三所	成御鎌山土伊須真柏新宮桑大里山岩東北山奥堀南大富山西芳飯不野榆速八上福出城芦野々泉	和歌山県 奈良県	鳩郷駒生三芝鳳日西南北部庄陵
群馬県 三前橋第一胡田尾谷城四塙町山呂郷央高榮海林影泉居南島若木一平南部沢沢沼二正三所	勢崎第一深東	新潟県 長野県 長愛富山県	斑六生柳十香白春御生白阪新広(天理)布布成灘和高金邑飛奈葺生鷺莉
千葉県 多名長三葛館木轟遠曾中中飯豊太手須井寄城小長青蕨秋久太大金立月明三本松江第一子喜田妻島鷹第第	京都市 岡山県 兵庫県 石川県	京都府岡山県 兵庫県 広島県	六十和崎氣陽浦久島義合田取藻野影学校立盲学校福山暁の星女子三原第
埼玉県			
東京都			

第4回全日本よい歯の学校表彰校における う歯処置と学校歯科医の手当の調査結果

第4回よい歯の学校に応募し表彰された学校の応募票から各項目の記載が完全である小学校748校、中学校173校計921校について、小、中学校別に、永久歯のう歯処置完了歯率と学校歯科医の37年度手当とについて集計を試みた。

小学校の部

748校のう歯処置完了歯率を10%の間隔で分類し、その階層に属する学校ならびに、その属する学校の調査学校に対する率をみると次のようにある。

永久歯う歯の 処置完了歯率 (%)	実 数 (校)	率 (%)
50	220	29.41
60	174	23.26
70	151	20.18
80	94	12.55
90	83	11.09
100	26	3.47

よい歯の学校では、う歯半減校が約3割で、う歯処置完了歯率70%以下の学校が多く、全処置完了校は約3分である。

学校歯科医の37年度手当を5,000円代ならびにそれ以下、6,000円代から9,000円代、10,000円代、20,000円代、30,000円代、40,000円代、50,000円代、60,000円代と90,000円代とに分類して、その手当を支給する学校数と調査校数に対する率をみた。ただし70,000円代、80,000円代の手当を支給する学校はなかった。

37年度手当(円)	実 数 (校)	率 (%)
5,000 未満	244	32.62
6,000~9,900	274	36.81
10,000~19,000	188	25.13
20,000~29,000	13	11.73
30,000~39,000	2	0.26
40,000~49,000	20	2.67
50,000~59,000	4	0.53
60,000~69,000	2	0.26
90,000~99,000	1	0.13

学校歯科医の手当は年間2万円未満が多く、5千円以下が約3割もあり、5万円以上は1割にも満たない

い状態であった。

さらに、学校歯科医の手当とう歯処置完了歯率との関係について調査したが、この2者の間には一定の関係はないようである。

中学校の部

173の各学校のう歯完了歯率の状態を、小学校のものと同様に観察すると、

永久歯う歯の 処置完了歯率 (%)	実 数 (校)	率 (%)
50	72	41.61
60	39	22.54
70	28	16.18
80	20	11.56
90	11	6.35
100	3	1.73

よい歯の学校は、う歯半減校が約4割で、う歯処置歯率60%以下の学校が多く、全処置完了校は約2割である。

学校歯科医の37年度手当について、小学校のものと同様に観察すると、ただし50,000円代60,000円代と80,000円代はなかった。

37年度手当(円)	実 数 (校)	率 (%)
5,000 未満	54	31.21
6,000~9,900	54	31.21
10,000~19,000	55	31.84
20,000~29,000	4	2.31
30,000~39,000	2	1.15
40,000~49,000	1	0.57
70,000~79,000	2	1.15
90,000~99,000	1	0.57

学校歯科医の手当はその9割以上が年間2万円未満である。

中学校においても、学校歯科医の手当とう歯処置完了歯率との間には一定の関係はないようである。

第5回 全日本よい歯の学校表彰に応募しよう

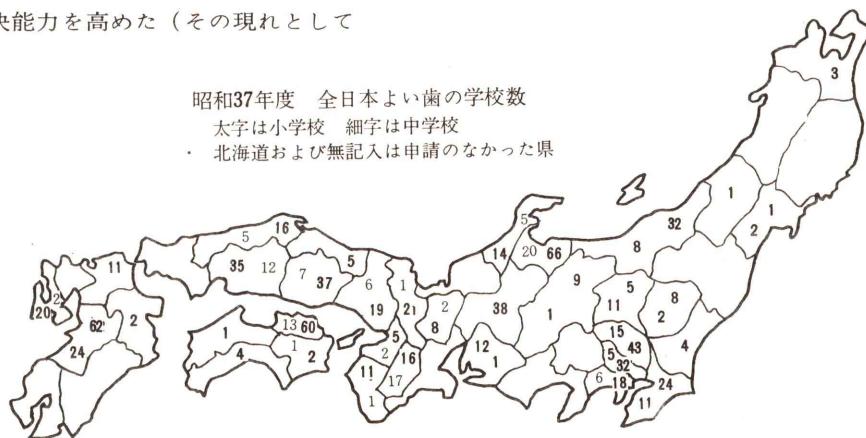
主催 日本学校歯科医会・日本学校保健会
後援 文部省・日本歯科医師会

子どもたちが、めいめい自己の健康上の問題点を発見し、それを解決するための障害を子どもたちばかりでなく、教師・父兄・その他の関係者とも協力して処理し、克服していく。その生活経験を通じて子どもたちの健康上の問題処理能力を高める—これこそ真の保健教育だ。そして、むしばはそのための絶好の教材である。

この趣旨が共鳴され、活動が行われ、子どもたちの問題解決能力を高めた（その現れとして

の永久歯未処置う歯半減）小・中学校が全国にひろがることを期待する、地味で堅実な運動がこの表彰だ。

昨年度は34都道府県から、小学校 651校、中学校176校が表彰された。表彰に該当する学校はどしどし名乗り出ていただきたいし、一度表彰された学校も毎年応募して、この運動を盛上げよう。



趣 旨 児童生徒の大多数がむしばを持ち、しかもその90%以上が未処置のままに放置されている現状にかんがみ、本会はさきに学童のむしば半減運動を提唱したのであるが、そのために保健教育と保健管理により、学童のむしば半減を達成した学校ができるだけ多くなるようこの表彰を行なう。

審査会 全日本よい歯の学校表彰中央審査会を日本学校歯科医会内（東京都千代田区九段4の6日本歯科医師会内）におき、主催、後援団体より推せんされた者および学識経験者を以って構成する。
地方審査会は地方の実情に即して構成設置する。

応募および審査の方法

- 定期の歯の健康診断の結果、全校児童生徒の永久歯う歯の50%以上が処置を完了した中学校または小学校の校長は、調査票を所定の期日までに地方審査会あて応募する。
- 地方審査会は、中学校または小学校の校長から応募をうけた調査票を審査の上、本表彰の趣旨に該当するものはすべて所定の期日までに中央審査会あて送付する。
- 中央審査会は地方審査会から送付された調査票を審査決定する。

表彰方法 全日本よい歯の学校表彰中央審査会は、選定されたすべての校長に表彰状を贈り表彰する。

全日本よい歯の学校表彰調査票

フリガナ 学校所在地および学校名		都府道県	郡区町市村	中学校 小学校						
学校長名	印	学校 歯科医名	印	全校児童 生徒数	人					
学校保健に関する表彰 および事故										
項目		概況				*				
1	学校保健計画における歯に関する決定事項と実施事項	学校保健委員会 有 無, 昨年度開催回数 回								
2	保健教育における歯に関する事項									
3	歯に関する保健管理状況									
4	歯に関する保健管理の結果	学年	1	2	3	4	5	6	合計	参考：学校歯科に関する経費等
	項目									歯の保健室 有 無
	検査人員									学校歯科医の37年度手当 円
	永久歯う歯総数								(A)	要保護、準要保護児童生徒医療費中歯に関する昨年度支出総額 円
	永久歯う歯処置完了歯総数								(B)	人 円
全校児童生徒永久歯う歯の処置完了歯率 ($\frac{B}{A} \times 100$) = %										その他の歯に関する経費 円

調査票記入上の注意

- I 全校児童生徒数等学校の一般状況は本年5月1日現在で記入すること。
- II 学校保健に関する表彰および事故は昨年度までの状況を年度をあげて記入すること。
- III 調査項目

1. 学校保健計画における歯に関する決定事項と実施事項：

昨年度における学校保健委員会の有無および開催回数を記入し、学校保健委員会の有無に拘らず、その学校の学校保健計画の中に生徒児童の歯の健康に関し決定された事項と実行された事項を記述する。経過的な説明が必要であれば以前から的方式の変化、工夫も年度をあげて記述する。

2. 保健教育における歯に関する事項：

保健学習・保健指導の両面にわたる全般的な特長を略述し、そのうち、とくに歯についての状況をなるべく特長をとらえ具体的に記述する。とくに、何か歯の保健上の問題解決能力や態度に関する評価を工夫・実施していれば、それも記述する。

3. 歯に関する保健管理状況：

次の4の項目の結果が得られるに至った実施状況がわかるように、主として、昨年度の歯の検査回数、勧告の方法や回数など事後処置の方法、校内処置の有無等を具体的に記述する。

4. 歯に関する健康管理の結果：

「検査人員」「永久歯う歯総数」「永久歯う歯処置完了歯総数」はすべて**本年度**の定期の健康診断のさい学校歯科医によって行われた児童生徒歯の検査票（第3号様式）にもとづいて記入すること。

「検査人員」欄は学校歯科医により歯の検査をうけた生徒児童の**人數**を記入すること。

「永久歯う歯総数」欄は永久歯のうち処置歯と未処置歯および永久歯の喪失歯の合計の**歯数**を記入すること。

「永久歯う歯処置完了歯総数」欄は永久歯う歯のうち処置を完了した合計の**歯数**を記入すること。

「全校児童生徒永久歯う歯処置完了歯率」はその%を四捨五入により小数点以下一位にとどめる。

VI 学校歯科に関する設備と経費：

昨年度の状況を記入すること。

V ※印欄は記入の必要はない。

一度受賞された学校もこの表彰の趣旨をひろめるため毎年連続応募受賞されることが望ましい。

将来5回受賞校には特別の賞状を贈る予定である。

第28回全国学校歯科医大会

富山で9月18日・19日

16日には学校歯科衛生研究協議会も

“大会の鐘”は山形大会場でスポットに浮出した坪田富山県学校歯科医会長に引継がれた。

小県でありながら全国で最多数のよい歯の学校表彰校を出した富山県が会場県であるので、そのナゾを探ぐるため、すでに、本年7月初旬に、東京大学教育学部細谷俊夫教授、向井日学歯会長、竹内日学歯理事長の3名が現地において調査を行ったが、この生々しい視察をもとに、「保健教育の位置づけ——よい歯の学校運動の教育的意義」と題して細谷教授の特別講演が行われ、さらにシンポジウムでは富山県その他の関係者により「よい歯の学校運動の分析」が行われ、その多彩な発表が期待されている。

又、会場には、関係商社の展示以外に、富山県よい歯の学校運動に関する展示もされることになっている。

大会の前日の17日は、一日中、日学歯理事会、総会に当たられ、大会前々日の16日には、昨年に引き日本学校保健会、日本学校歯科医会、富山県教育委員会ほか地元2団体主催の昭和39年度学校歯科衛生研究協議会が開かれる。この会では、昨年度の予防処置委員会の答申にもとづいて検討中の学校歯科の手引（仮称）について研究議が行われる。開催要項は次のとおりである。



富山大会のシンポジウム、特別講演のための現地調査（古沢小学校にて、女校長先生の熱弁）

-
- 主 催 日本学校歯科医会、富山県学校歯科医会、富山県歯科医師会、富山県教育委員会、富山市教育委員会
後 援 文部省、厚生省、日本歯科医師会、日本学校保健会、富山県、富山市、富山県学校保健会、富山市学校歯科医会、富山地区歯科医師会
協 賛 富山県各市町村教育委員会、富山県観光協会
期 日 昭和39年9月18日（金）19日（土）
会 場 富山市新総曲輪 富山県民会館
参加者 (1) 学校歯科医、歯科医師会員および学校歯科に関心を有する者
 (2) 都道府県並びに市町村教育委員会の担当職員および関係者
 (3) 学校保健に関する教職員

日 程 (大会に伴う関連日程)

	8.00	9.00	10.00	11.00	12.00	1.00	2.00	3.00	4.00	5.00	6.00	
9月16日												(富山市公会堂)
9月17日				日学歯理事会				日 学 歯 総 会				(富山市公会堂)
9月18日	開場受付	開会式	特別講演	研究発表			シンポジウム, 全体協議会				懇親会	(富山県民会館) (不二越体育館)
9月19日				視 察 観 光								(黒部峡谷) (宇奈月温泉)
	8.00	9.00	10.00	11.00	12.00	1.00	2.00	3.00	4.00	5.00	6.00	

特別講演 「保健教育の位置づけ—よい歯の学校運動の教育的意義」東京大学教育学部教授 細谷俊夫
シンポジウム 「よい歯の学校運動の分析」

富山県よい歯の学校運動を細谷教授を含む中央からの調査団により、予め現地において調査し、その結果を特別講演に折込むと同時にシンポジウムにおいて全国的に成果のあがっている富山県およびそのほかの県の状況を調査団ほか数名の講師により多角的に分析紹介しようという新しい試みです。

会 費 1人当り 1,800円 (但し大会要項、昼食、大会懇親会等を含む)

参加申込 参加申込みは日本学校歯科医会の加盟団体または歯科医師会において一括とりまとめのうえ所定の参加申込票により、必ず会費(宿泊予納金)をそえて 6月30日までに申込んでください。

(1) 申込先 富山市新総曲輪1 富山県教育委員会体育保健課内

第28回全国学校歯科医大会準備委員会事務局宛 電話富山代表③4111 直通②8001

(2) 送金方法 会費、大会予納金、視察観光経費等は次の銀行の第28回全国学校歯科医大会口座へ払込み願います。

(イ) 富士銀行富山支店 (口座金沢10.458)

(ロ) 北陸銀行本店

大会宿泊 9月17・18日の宿泊は準備委員会の宿泊計画にもとづき次の方法でお世話いたします。

(1) 宿泊地および料金

宿泊地	等級	A	B
富山市内		2,500円	2,000円

(2) 宿泊予納金

等級、宿泊数に関係なく 1人当り1,000円をいただきますが、これは宿泊料金の一部にあてるものです。

視 察 学校視察などについては、日程の関係もあり視聴覚を通じて、よい歯の学校運動の実施状況や特別教育活動の一端をおめにかける予定です。

觀 光 (1) 参加申込所定の大会参加申込票に参加の時は○印を記してください。

(2) 観光コース

(イ) 宇奈月温泉 黒部峡谷コース

宿泊地(富山)一宇奈月一黒部軌道一鐘釣一宇奈月温泉(宿泊)20日前9時解散

料金 3,500円 (バス代、軌道代、昼食代、宿泊代その他)

(ロ) 宇奈月温泉黒部峡谷コースを主体としていますが、次のコースの斡旋もいたします。

(ロ) 立山、弥陀ヶ原コース

* 観光については別途案内をいたします。

- 備 考**
- (1) 宿泊取消しの場合、8月20日消印以後のものは、予約金は返納いたしかねます。
 - (2) 当地の観光シーズンに当り観光客が殺到いたしますので観光と宿泊の参加申込みは是非予め申込票によるをお願いします。当日の申込みは受付けかねことがあります。
 - (3) 研究発表と全体協議については別に日本学校歯科医会の加盟団体へ連絡いたします。
 - (4) 参加申込票も(3)の事務所へ送付いたしますので、お含みください。

- 附 記**
- (1) 最近本県の観光は、各方面より注目を浴びておりますので、御参加の方々には往復切符を御用意くださるようお願いします。
 - (2) 学校歯科衛生研究協議会について
日本学校保健会、日本学校歯科医会、富山県教育委員会等の主催により行われるもので、予防処置委員会の答申にもとづき作製中の学校歯科医の執務の手引を中心として行われる予定です。

昭和39年度学校歯科衛生研究協議会要項

- 1. 趣 旨** 学校歯科衛生関係者の研究協議を行ない、学校歯科衛生の適切な実施と普及の推進に役立てる。
- 2. 主 催** 日本学校保健会、日本学校歯科医会、富山県教育委員会、富山県学校保健会、富山県学校歯科医会
- 3. 後 援** 文部省
- 4. 期 日** 昭和39年9月16日（火）午前9時30分より午後4時まで
- 5. 会 場** 富山市総曲輪 ^{そうがわ} 富山市公会堂
- 6. 参加者** 各都道府県当り
 - 1) 小、中、高等学校の学校歯科医
 - 2) 各都道府県における学校歯科に関する団体の役員 1名以上
 - 3) 都道府県教育委員会事務局、学校歯科関係職員 合計4名位
- 7. 研究協議** (1) 学校歯科の在り方と評価方法 (2) 学校歯科の実施内容
- 8. 参加申込み、その他**

出席者の所属、職名及び氏名を昭和39年8月20日までに富山市新総曲輪、富山県教育委員会体育保健課長あてに別紙様式により申込むこと。

宿泊は、富山市内の保養施設（1泊2食付 1,150円）を9月15、16日に限りあっせんするから、希望者は希望日を明記のうえ、別紙様式により申込むこと。

この研究協議会の性格とねらい

從来文部省、日本学校保健会の主催で開かれていた学校歯科衛生講習会が、昨年度から文部省後援、日本学校保健会、日本学校歯科医会、地元教育委員会等の主催で、出席者自身の研究協議による形に変り、本回はその第2回目に当るわけである。

昨年度のこの研究協議会では、日本学校歯科医会で学校内のう歯の予防処置について研究答申した内容を中心にして協議された。

この答申について、更に日本学校歯科医会で学校歯科医のみならず、教育現場にも向いた具体的な実施の手引を編さん中であるので、今回の協議会においては、この手引について主旨の説明をきき、協議事項にかけがるような内容について研究協議を行なおうとするものである。

とくにう歯の処置の生活経験を通して、児童生徒が自己の健康上の問題処理能力が高まったことを如何にして評価するかという問題が協議の終極として予想されている。

教育入門講座開講

これまで学校歯科の間から、学校教師の歯科衛生に対する認識が甚だ低いという言葉をたびたび聞いた。しかしながら、私たち学校歯科医もまた学校教師が何を考え、教育をどのように進めているかをよく知っていないように考えられるので、お互の理解を深める必要があると考え、日本学校歯科医会主催のもとに昭和39年1月12・13の両日、日本歯科医師会館で東京大学の仲、細谷、依田の3教授を招いて教育入門講座を開催したところ、受講者70名募集に対し、全国から100余名の参加者があり、しかも後からそのような講座があるのを知っていたら自分も出席したかったという人が何人も現れるなど、予想外の盛会であり、かつこのような講座開催が多くの人々に望まれていることを痛感した。当日の講座日程は次のようであった。

第1日 (12日)	9.40—10.00	開講式
	10.00—12.00	明治以後の学校教育 東大教授 仲 新
	13.00—15.00	学習指導と生活指導 東大教授 細谷 俊夫
第2日 (13日)	10.00—12.00	児童生徒の心理と教育 東大教授 依田 新
	13.00—15.00	研究討論 学校歯科の行う保健指導はどのように進めた らよいか
	15.00—15.20	閉講式

当日の3講師の講演は、教育入門にふさわしく、各専門分野から教育学の広い領域にわたって平易にわかりやすく述べられ、得るところ多大であったので、講演要旨を掲載する。

明治以後の学校教育

東京大学教授 仲 新

1. 幕末から明治維新へ

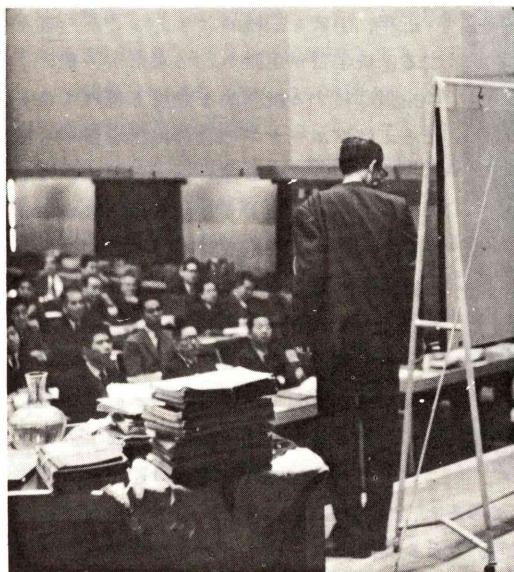
幕末町人階級の擡頭は学問への要求をもたらした。庶民の教育への要求を満たすために生れたのが寺小屋であった。寺小屋はすでに室町時代の末にできていたといわれるが、都市を中心に発達し幕末には地方へ波及していた。寺小屋の教育にあたったものは僧侶、武士、神官、医者などが主で、教科目は正徳ごろまでは習字を主とし、読書を副としていたが、享保ごろからは算数、漢字が加えられた。手習の教科書はいろは歌、千字文などで、この他読書には往来物がよく使われた。往来物というのは往復一対の手紙を収めたもので、初等教科書である。たとえば商売往来、農業往来、あるいは都路往来、東海道往来などがある。

一方武家における教育をみると、幕府には昌平坂学問所があり、主として教科書は四書、五経などであった。幕末には内外の諸情勢による時代の流れに

応じて洋学その他の諸学が普及して來たので、それまでのように朱子学を中心とする教育を続けることができなくなってきた。また藩校も幕府の学問所を手本としていたが、これも時代の流れとともに近代的な科学主義教育へとしだいに転向していった。

2. 近代学校の成立

明治4年、政府は廃藩置県を断行し、中央集権の一つとして文部省を創設した。明治5年には学制が発布されたが、その原案作成にあたった人々はほとんど洋書派の人で、それまでの指導者階級中心の教育から、国民全体の立場からの教育を目指したものであった。しかしながら学制の中心をなしている思想は立身出世主義、実学思想であった。その序文の「学問は身を立てるの財本」「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめ」などは有名である。しかしながら當時としては甚だ進歩的であり近代であり、その構想また壮大であった。この学制は理想の高い



(講演する仲教授)

ものであったが、国民の受入態勢ができていなかつたこと、教員の不足、地方の人々の経済的負担が大きしたことなどから、ついに小学校廃止運動まで起り、これが民権運動の素地ともなった。

3. 明治10年代の教育

明治12年学制を廃止して教育令が制定されたが、翌明治13年には改正教育令が公布された。翌14年には小学校教則綱領が公布され、3・3・2制(計8年)となった。明治19年に至って小学校令が公布されてこれに代った。この小学校令も、その後23年、33年、

40年と改正されているが、今のように小学校が6年制となつたのは明治40年からである。

4. 学校令と教育勅語

学校令の公布は森有礼の文相就任に関係がある。森有礼はいわゆる開明派で、その思想は国家主義的であった。学校令は小学校を教育体系の基礎とし、大学までとなっており、近代的学校制度を充分そなえたものであった。

7. 国民学校と戦時教育

昭和15年、小学校は国民学校に改められ、皇国民錬成を最高目的とした教育が行われるようになった。1941年太平洋戦争に突入したが、しだいに敗戦への道を歩み、教育も後退し、混乱していった。たとえば修業年限の短縮、学徒勤労動員などで、学生生徒は学校から工場へ、あるいは学徒兵として入営して行った。その間戦局は悪化し、教育も破壊されていった。

8. 第二次大戦後の教育改革

米国占領軍総司令部は本国に対し、教育使節団の派遣を求め、1946年(昭和21年)3月第一次使節団が来日し、同月末に司令部へ報告書を提出した。この報告書の勧告案がそれ以後の対日教育政策の根幹となり、また日本政府の教育方針ともなった。日本政府は勧告案にもとづき、漢字の制限、現代かなづかいの決定、6・3・3制の実施、公民館設置の奨励、教育委員会の成立、教育基本法、学校教育法、社会教育法の公布、新制大学の発足などを行った。

(文責在記者、5,6省略)

学習指導と生活指導

東京大学教授 細谷俊夫

1. 教育方法の基本問題

教育学は教育方法に関する学問ということができるのである。しかしながら、単独に方法としてだけあり得るものではなく、内容があり、その奥に目的がある。実際的には目的が基礎であり、それに応じた内容があり、それに応じて方法が生れる。

今日、学制改革は世界教育界の問題となっているが、これは今日の技術革新につながっている。今日

の技術革新は18世紀の終りから19世紀の初めにかけて起つた産業革命に相当するものであろう。技術革新の結果、労働時間はしだいに短縮され、将来は、1週5日働くという状態が考えられる。そうなると、それに応じた生活指導が考えられねばならない。

このようなところから生活指導は今後の最も重要な問題であるという考え方も現われている。

小学校は36年度から、中学は37年度から、高校は



(熱心に聴きいる受講者)

38年度から学習指導要領が改訂されたが、これは技術革新に応じて国民教育の内容をどのように組織化するかの問題として受取ることができる。

戦後の学校教育の変化の中で、驚くことの一つは高校への進学率の伸びである。これは義務教育年限の延長、農村の就学人口の増加、子どもの減少、交通機関の発達、女子進学者の増加その他の理由があるけれども、基本的には技術革新につながるものである。最近のソビエット、フランスなどの学制改革が世界教育界の注目をあつめているが、改革の要点は義務教育年限の増加と生産労働へ参加するための訓練がその基本となっていることである。

教科を類型的に基礎教科型、教科単元型、経験単元型の3つの教授法に大別して考えることができる。基礎教科型の教授というのは、すべての学習の基礎となる教科（国語、算数など）の教授をいうのであり、教科単元型というのは科学的な内容をもった理科、社会などのような体系的な単元の教授の型で、経験単元型の教授は技術科、家庭科、保健体育というような生活経験を通して学習する型をいうのである。

こう考えると教科単元型の理科とか社会とかの教科は、その基礎となる教科をしっかりと押えて、これを具体的な場面に適用し、思考力を高めるものであり、保健というような教科は保健についての知識を会得するだけでなく、教科単元型の理科、社会などで学習した知的の理解と思考力と技能を生かして、それぞれの生活場面に適応した健康生活のための環境の選択、行動のあり方などの問題解決能力を高めるための経験単元型の教科である。

近年、学習を系統的に与えることを重んずる系統学習が主張されて来たが、更にこの主張に対する批判的な意見も現れている。たとえばブルナーの教育課程論などもその一つで、これは厳選した学習内容だけを充分深く理解させようとする考え方を中心をなしている。技術革新時代の教育は創造力と生産的思考を高めるような教育が要求されており、それに応じて新たな教育が生れてくるであろう。

認識過程は大まかにいうと、直観から思考へ、思考から実践へと単純化して考えることができる。これを教育の過程へあてはめてみると、感覚的に感じたものを一般化してゆく思考、これを実際場面へあてはめてゆく実践の3段階に分けて考えることができる。ソビエット、ポーランドなどでは教授の過程をこの3段階に段階づけて、それをどのように展開して行くかが考えられている。

2. 教授の一般的段階

導入は学習活動に対する生徒の関心を高め、学習活動に積極的に当るような誘導をすることである。提示は学習内容そのものを提示することである。導入、提示の段階は感覚的経験を中心とする段階で、直観の原理が根本原理となる。年齢の進むに従って、直観の要素をしだいに減少させ、それに並行して抽象的思考（事実や現象の比較、一般化、総括など）の要素を拡大して行くことが必要である。

学習活動の段階では、生徒は自力で学習活動の直観にふれ、そこから各種の知識を吸収するとともに、それらの知識の理解を通して自己の能力を高めることになる。すなわち知識を消化する段階である。

総括・実践の段階では各自の学習結果を概括し、その中心となるものを体系的に理解することが眼目となる。実践応用の段階は教授の最後の段階であり、同時に次の教授への導入として役立つことになる。つぎに評価の段階であるが、評価の目的は、学習の結果を客観的に測定し、教授の目的がどの程度達せられたかを知ること、学習のどこに欠陥があるかを明かにすること、学習に対する関心を高めること、教授の効果を知り、教授の改善を図ることなどである。評価は必ずしも教授の一段階を構成するもので

なく、教授の中でたえず行われているものである。また教育は結果だけをみて判断できない。その過程をみて判断せねばならないことが多い。

3. 道徳教育と生活指導

道徳教育は歴史的にみると宗教的背影をもつたものである。日本の道徳教育が宗教と結びついていないことは、強みでありまた弱点でもある。宗教から離れた道徳教育の歴史は新しい。ヘルバートのように知識の教育が理想的に行われれば道徳に通ずるという考え方もあるが、デュイなどのように道徳は実践を通して高められるもので、教えられるものでないという考え方もある。技術改新時代に即応する前向きの道徳教育は必要であって、要は人間を大切

にするというヒューマニズムを具体的な生活場面に生かすことがほんとうの道徳教育である。

道徳教育は習慣形成の場面と生活指導の場面に分けて考えることができる。基本的な習慣形成は家庭の問題であり、家庭の延長としての学校の問題である。社会生活、学校生活で、その場面その場面で如何に行動すべきかを自分の判断、責任できめて行く能力を高めることが生活指導である。特別教育活動（特活）は教科学習の延長としてではなく、文字どおり特活であって、これを道徳教育の場として生かされてこそ目的が達せられるであろう。

（文責在記者、教授の様式の項省略）

児童生徒の心理と教育

東京大学教授 依田 新

1. 成長による発達と学習による発達

児童の発達を規定するものは2つある。1は成長であり、他の1つは学習である。成長とは時間の経過と共に正常に起る身体的、生理的变化をいい、学習とは経験あるいは練習の結果としてもたらされた行動の変化の過程と考えることができる。この両者を明確に区別し難いが、教育する立場からすると両者を一応区別して考えることが必要である。たとえば幼児の運動機能の発達は主として成長の要因が働いており、学習による差は少ないものが多い。これと反対に言葉を覚えることは学習による発達である。

2. 児童の発達の原理について

児童の発達（主として精神的なもの）をみるといろいろな原理が見出される。それには次のようなものがある。

1. 自発的使用の原理
2. 習慣の発達的修正の原理
3. 予行の原理
4. 逆行の原理

これら4つの原理は今日の教育の基盤

をなしている。

3. 学習とレディネス

Readinessというのは準備性ということで、ある学習をしようとするとき、その学習を可能にする知識、経験、技術、発育、態度などの準備がととのっているかという問題である。

A. L. Gesell & H. Thompsonが行った一卵性双生



（講演する依田新教授）

児による実験によると、1人に生後46週目から6週間の間、階段を昇ることと、積木を積むことを毎日10分間訓練し、他の1人は何の訓練もせずおいたが、6週間の終りに積木の上手下手は両者に差がなく、階段を昇ることは訓練しない者がいくらか下手であったが、これも一週間後には差がなくなった。これをみるとレディネスができていないと、努力しても効果が少なく、適当な時期には少しの訓練で上達することを示している。これは主として運動機能についてであるが、知的活動にも似たようなことがいえる。

4. 学習における動機づけ

学習の動機づけというのは、学習意欲をもたせることであるが、そのような意欲を起させるには次のようなものが考えられる。

1. 興味を持たせること
2. 目的を知らせること
3. 学習の結果を知らせること

4. 賞罰

5. 成功感

6. 競争心

などがある。これらのうち賞罰は乱用してはいけない。賞そのものが目的となったり、権威に対する迎合となることがあるからである。競争心も個人主義的になり易いので注意深く使用せねばならない。

5. 集団学習の問題

一つの学級内の子どもの能力差は大きい。能力別の学級編成には問題もあるが、一学級の人員の多い場合は個人指導が困難なので、能力別の学級編成も一つの方法である。大西誠一郎氏は一つの学級を個人学習群と、集団学習群に分けて漢字100字を覚えさせたところ、集団学習群のほうが効果があった。ただ成績のよい上位群では個人指導でも集団指導でもあまり差がなく、下位群は集団指導によって成績がよくなるという研究報告をしている。

(文責在記者)

《ニュースー2》

文部省著作「学校病予防の手びき」刊行

保健教育の強化については各種の面からの充実が、毎年の大会の要望として文部省に陳情がくりかえされていたが、文部省では小学校、中学校、高等学校の教師全般に対して学校病の予防に関する専門的知識を深めてもらうため、昭和36年度から手引書の編さんに当っていた。

内容は、学校病のうち、トラコーマおよび近視、寄生虫、う歯の3領域で、合計15名の委員に依頼され、う歯については、竹内光春、榎原悠紀田郎、大西正男、丹羽輝男、高木圭二郎の5氏で、全体および班ごとの委員会で3カ年にわたり検討されてきたが、昭和39年2月に発行された。

全139頁、う歯の予防の項は47頁で、元来、一般教師向けのものであるから担当学校教師に一読方をおすすめ願いたいし、学校歯科医にも参考になると思われる。最寄の書店に「教育図書株式会

社発行、文部省著作、学校病予防の手引」といつて取寄せるのが最も便利の由。定価75円。

文部省学校保健課長の更迭

文部省体育局学校保健課長高橋恒三氏は、本年7月1日付で初等中等教育局地方課長に転出され、同日付で人事課任用班主査であつた吉川孔敏氏が学校保健課長に新任された。



高橋前課長は、京都大会、上野での講習会に御指導をいただきたり、山形の協議会では外遊中テープでお話をうかがうなど、われわれにはなじみ深く、手当の増額、学校保健法の補助金対象範囲の拡大などに御努力された。

吉川新課長は、体育局学徒厚生課に在任されたこともあり、活躍が待望される。

資料

39体保第11号
昭和39年4月17日

文体保第208号
昭和39年6月12日

各都道府県教育委員会
学校保健主管課長 殿

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部省体育局学校保健課長
高橋恒三

文部省体育局長
前田充明

学校環境衛生の基準について（通知）

昭和39年度地方交付税における学校保健関係の財源措置について（内簡）

地方交付税法の一部を改正する法律案が国会に提出され、目下審議中でありますが、この改正法律案が成立したのちにおける教育費関係の単位費用の改定については、昭和39年4月13日付け文初財第153号をもって初等中等教育局長から各都道府県教育委員会教育長あて別途通知されたとおりであります。

については、学校保健関係についても、下記のとおり改定され、地方交付税による財源措置がとられることになりますので、お知らせします。

なお、市町村教育費にかかる事項については、貴管下市町村に対し御指導をお願いします。

記

1. 学校医等の報酬について

小・中・高等学校とも学校医、学校歯科医（各1人）1人年額15,000円が18,000円に、学校薬剤師（1人）年額7,000円が8,500円にそれぞれ引き上げられること。

2. 要保護・準要保護児童生徒に対する援助事務費について

都道府県に100,000円が新規に算入されること。

3. 原材料費（薬品及び実験材料購入費）について

小学校については、15,000円が48,000円に、中学校については、180,000円が177,000円にそれぞれ改定されること。

学校環境衛生の基準（以下「基準」という。）については、昭和36年3月14日付け昭和35年度調査第2号によって、文部大臣から保健体育審議会に諮問中であります。このたび別冊のとおり答申されました。この答申では、技術上の細部な点にまで言及されていないこと、また項目によっては検査器具を必要とするものもあります。今後この答申を検討のうえ、適切な措置を講じなければならないと考えられます。さしあたり学校環境衛生の維持改善について参考とされたく送付します。

なお、「学校環境衛生の基準について」の審議経過および答申の概要をあわせて送付します。

おって、市町村教育委員会の分として、この基準を印刷し、貴委員会に送付する予定であることを申し添えます。

「学校環境衛生の基準について」の審議経過および答申案の概要

昭和39年6月3日

1. 経過

「学校環境衛生の基準について」は、昭和36年3月14日付け昭和35年度調査第2号によって、文部大臣から保健体育審議会に諮問された。同日、保健体育審議会総会（以下「総会」という。）は、その審議を学校保健分科審議会（以下「分科審議会」という。）に付託した。

分科審議会は、昭和36年9月21日の総会に、審

資料

議内容が広範、かつ、専門にわたるので、環境衛生各分野の専門家23名を臨時委員に加えること。

2部会（別紙参照）を構成して検査方法その判定基準等について審議をすすめることの審議要項を提出し、これに基づいて審議を進めた。その後、昭和38年3月30日および昭和39年2月1日の総会に中間報告を行なっているが、この間延44回の部会と、各部会と分科審議会委員との合同会議を6回、計50回の会議を開催して慎重に審議を行なってきた。

2. 方針

学校環境衛生の基準を作成するにあたっては次のような観点にたって審議を行なった。

- (1) 学校における環境衛生としては、健康上および教育上どうあるべきか（判定基準）の検討を重点とした。そのためには、検査時期と検査方法を項目ごとに一定する必要があるので、これらについても基準を作成することとした。
- (2) この基準にとりあげた項目は、全国の小学校、中学校および高等学校等のすべてを通じて、学校環境衛生上共通的に考えなければならない事項に限った。したがって、地域的に偏在する特殊な事項は、審議会の対象外とした。
- (3) この基準は、定期検査と日常検査の二つの面から作成されている。すなわち、技術的専門的な定期検査は、学校医の協力のもとに学校薬剤師である非常勤職員が主としてあたるが、学校環境衛生の維持のためには、教職員および児童生徒による学校の全体活動が必要であり、このため簡単な日常検査を重視し、この面の基準を含めることとした。
- (4) この基準は技術的な面を多く含んでいるが、技術上必要な測定器具および技術上の細目については言及していない。基準の実施にあたっては、これらの点について適当な配慮と指導を行なうことが必要であることを前提としている。
- (5) 学校環境衛生の基準は、類似のものが少ないうえに、基準を作成するうえに参考とすべき資料が従来から少ないために審議の過程において、今後の検討にまつべきものも少なくない。今後この基準の実施によってえられた検査成績あるいは技術的な進歩等によって、将来さらに検討

を加える必要があると考えられる。

3. 内容

学校環境衛生の基準の内容の概要は次のとおりである。

(1) 照度および照明環境

教室の学習に必要な照度をじゅうぶんにすることをねらいとし、10月の晴天時において、一般教室は最小照度を150～300ルクス以上、黒板面は300～700ルクス以上とし、また、天候のいかんを問わず、机上面の最小照度は100ルクス以上必要であることとした。

(2) 騒音環境および騒音レベル

教室は、校内外の騒音によって学習に障害を受けないようにすることをねらいとし、教室内の騒音レベルは、窓を閉じているときは中央値50ポン以下、窓を開けているときは中央値55ポン以下とした。

(3) 教室の自然換気

冬期の教室の換気をよくすることをねらいとし、採暖前に換気回数を測定し、小学校においては換気回数2.5回以上必要であることとした。

(4) 教室の換気

教室の空気条件を快適にすることをねらいとし、温熱については学習作業に好適な条件および許容限界を示すとともに、健康に障害を与える空気汚染の許容限界を示した。

(5) 机、腰掛の整備

机、腰掛を児童生徒の身体に適合させることをねらいとし、適合基準として机上面の高さは坐高 $\frac{1}{3}$ 下腿長、腰掛の高さは下腿長を示した。

(6) 黒板の管理

黒板に書かれた文字がみえ易いことをねらいとし、黒板の色彩の変化および摩滅を重点として限度を示した。

(7) 飲料水の管理

飲料水が病原生物その他により汚染されることを防ぐことをねらいとし、水質と施設設備にわけて示した。飲料水は常時残留塩素が0.1ppm以上含まれるように塩素消毒を行なうこととし、水質は水道法の規定に準拠して基準を示した。

(8) 水飲み、手洗い場は、その使用が衛生的に行なわれることをねらいとし、水栓数は児童生徒

資料

数50人について3個以上必要であることとした。

(9) 足洗い場の管理

足洗い場はその使用が衛生的に行なわれることをねらいとしその構造、大きさおよび配置状況等について示した。

(10) 便所の管理

便所を衛生的に維持することをねらいとし、望ましい構造、形式を水洗式とし、便器数の基準等を示し、また、戸びらのとっ手を毎日1回以上クリーブル石けん液で消毒することとした。

(11) ごみの処理

ちゅうかい処理を衛生的にすることをねらいとし、雑かいの処理回数は周2回以上、ちゅうかいは原則として毎日処理することとした。また、処理方法は収集によらない場合は焼却することが望ましいものとした。

(12) ネズミ、ハエ、カ、ゴキブリの生息

学校内のネズミ、ハエ、カ、ゴキブリを完全に駆除することをねらいとし、それらの生息が

みられたならば、児童生徒に害のない方法で駆除することとした。

(13) 学校の清潔

校地、校舎および児童生徒の清潔を保つことをねらいとし、清掃が適確に行なわれ、児童生徒の清潔について手、足など具体的な内容を示した。

(14) 学校給食の食品衛生

学校給食による食中毒、伝染病の発生を防ぐことをねらいとし、給食施設の衛生的な基準を示し、さらに給食用設備およびその取扱い状況、給食従事者の衛生管理状況、食品の鑑別について、毎給食日に給食管理者が日常検査表に記載し、食品衛生に留意することとした。

(15) 水泳プールの管理

水泳プールを衛生的に管理することをねらいとし、足洗い、シャワー、腰洗い等の設備をそなえることとし、消毒方法について示し、また、使用中は常に0.2ppm以上の遊離残留塩素があることとした。

むし歯被患率の全国平均値（38年度）

（文部省）

男	むし歯			そ歯の他疾	むし歯			そ歯の他疾			
	計	処完了者	未歯ある置者		女	計	処完了者				
幼	平 均	88.60	5.41	83.19	0.34	幼	平 均	89.05	5.87	83.18	0.42
	3歳	78.88	5.97	72.91	0.79		3歳	75.86	6.77	69.09	0.91
	4	87.85	5.94	81.91	0.30		4	88.00	6.78	81.22	0.38
	5	89.72	5.24	84.48	0.33		5	90.33	5.41	84.92	0.41
小	平 均	87.00	5.94	81.06	1.44	小	平 均	88.26	7.54	80.72	1.37
	6歳	85.31	1.90	83.41	0.84		6歳	86.25	2.02	84.23	0.86
	7	87.46	2.54	84.92	1.26		7	89.25	3.06	86.19	1.31
	8	89.13	3.95	85.18	1.45		8	90.37	4.82	85.55	1.38
	9	88.62	5.74	82.88	1.58		9	89.83	7.41	82.42	1.47
	10	86.93	8.43	78.50	1.68		10	87.39	11.20	76.19	1.52
	11	84.79	11.47	73.32	1.72		11	86.66	14.53	72.13	1.59
中	平 均	78.95	13.96	64.99	2.97	中	平 均	84.69	16.47	68.22	2.46
	12歳	77.78	14.22	63.56	2.96		12歳	84.22	16.84	67.38	2.51
	13	70.42	12.88	57.54	2.01		13	84.51	16.05	68.46	2.46
	14	79.31	13.71	65.60	2.93		14	85.36	16.57	68.79	2.41
高	平 均	80.00	19.35	60.65	3.04	高	平 均	87.40	22.77	64.63	2.98
	15歳	80.01	17.71	62.30	2.91		15歳	87.45	21.69	65.76	2.81
	16	80.86	19.16	61.70	3.05		16	87.80	22.40	65.40	3.10
	17	80.69	21.55	59.14	2.98		17	87.44	24.96	62.48	2.91
	18	75.50	22.10	53.40	3.87		18	82.50	24.26	58.24	5.24
	19	72.34	24.42	47.92	3.54		19	77.71	28.05	49.66	3.35
	20歳以上	67.82	23.55	44.27	4.50		20歳以上	80.91	32.14	48.77	3.21

《資料》

いわゆる熊本式へき地学童歯科診療の資料

熊本県教育委員会では、4年前にへき地児童の学校病検診の予算を計上し、学校医、学校歯科医が内科、眼科、歯科について行ったところ、とくに歯科疾患が著名であるにおどろき、歯科だけについては、検診のみならず、その事後処置を計画した。

たまたま、熊本県学校歯科医会では、一昨年来、国保利用のへき地学童歯科診療を検討し、昨年は3校で実施したが、本39年度は、県教委がこの方式をとりあげ、旅費、運搬費等については予算を約17万円計上し実施することになった。

この方式は、学校の保健室を指定保険医療機関として指定をうけて行うものである。

学校保健としての学校病の対策は、児童生徒にその経験を通じて、自己の健康に対する問題解決能力を高めるところに主眼があり、医療機関にめぐまれない、へき地児童には、このような経験を与えて教育的効果を上げるこのような事業を、独特な方法によってやりやすくするものとしてこの方式は注目される。

同県柄原学校歯科医会長は、他県の実施の参考に關係書類集を本会に送付されたので以下全文を掲げる。

国民健康保険を利用してのへき地学童の歯科診療（学校保健室を指定保険医療機関として）=いわゆる熊本式へき地学童歯科診療の実施に至るまでの主なる書類集

熊本県学校歯科医会長 柄 原 義 人

標題の昭和39年度行事を実施するにあたっては、県教育庁と県学校歯科医会とが完全に一体となり、極めて強力に進められ、事前に心配された抵抗も少なく所期の目的を挙げつつある。この熊本式の主唱者県学校歯科医会は法人でないので、診療手続きに関しては便宜上、県学校歯科医師会巡回診療班とされている。

勿論、常に県学歯会と表裏一体の関係にある県歯会の全面的支持によることはいうまでもない。

7月1日現在はまだ、第1回分を終了したのみであるが、県教育庁の適切な連絡と指導、地元の協力、それに、ターピン、コンプレッサー、ユニット、椅子の、大物新鋭器具を移動しての画期的な企画なので、好感と期待がよせられ、ために能率は上り、学童外受療希望者も多かったので、時間のゆるす限り、

若干求めに応じた。

なお、実際には臨機応変に、例えば、診療歯科医、は5、6名に増員するなど実施要項を修正した。

国保報酬は規程に則り処置、即ち、患者の半額負担の半額は当日集金、そして所定の国保診療報酬請求書は各診療所（保健室）別に、その管理者歯科医の責任で正副2通を作製し、会に送り、それを県歯会巡回診療班代表柄原義人の名で基金へ提出する。

この熊本式のミソは診療担当の先生に有利な物質的裏づけをする点にあるから、診療報酬の配分については、所得税関係等もからみ、計算上相当複雑になるがあえてその面倒さを覚悟している次第である。

〈写〉 2 診療所開設許可申請書

昭和38年6月29日

熊本県知事 寺 本 広 作 殿

申請人 熊本県歯科医師会長 西 山 劍

下記のとおり、診療所を開設したいので關係書類をそえて申請します。

1. 開設者の住所氏名 熊本市楠町68

熊本県歯科医師会長 西 山 劍

2. 開設の場所 別紙巡回診療実施計画のとおり
3. 診療科目 歯科
4. 開設の目的及び維持の方法
児童生徒の歯科疾患の早期治療、国保による。
5. 敷地建物の見取図 別紙
6. 従業者 歯科医師2名
7. 開設の予定年月 昭和38年7、8月

巡回診療実施計画

1. 開設者 熊本市楠町68
熊本県歯科医師会長 西山 昂
2. 開設期間及び場所
 - (1) 阿蘇郡西原中学校保健室
昭和38年7月27、28日
 - (2) 阿蘇郡山西小学校保健室
昭和38年8月3日、4日
 - (3) 阿蘇郡河原小学校保健室
昭和38年8月10日、11日
 - (4) 球磨郡錦村西小学校保健室
昭和38年8月10日、11日

以上時間は何れも午前9時より午後5時まで

3. 実施責任者及び診療担当者
 - (1) (2) (3) 熊本市出水町国府1538
当該学校歯科医 国保医 斎藤 勘
 - (4) 人吉市糸屋町90
当該学校歯科医 国保医 那須 治

~~~~~  
(写) 3 熊本県指令医 第111号

開設者 熊本県歯科医師会  
施設名 熊本県歯科医師会  
巡回診療班

昭和39年5月4日付申請の巡回診療にかかる診療所開設については、許可する。

昭和39年5月13日

熊本県知事職務代理者 大島俊彦㊞  
熊本県副知事

~~~~~  
(写) 4 保険医療機関指定申請書

1. 診療所

名称 熊本県歯科医師会巡回診療班

所在地

- (1) 阿蘇郡西原中学校保健室
- (2) 阿蘇郡山西小学校保健室
- (3) 阿蘇郡河原小学校保健室
- (4) 阿蘇郡産山小学校保健室
- (5) 上益城郡朝日小学校保健室
- (6) 上益城郡小峰小学校保健室
- (7) 上益城郡緑川小学校保健室
- (8) 八代郡泉第四小学校保健室
- (9) 八代郡泉第五小学校保健室
- (10) 八代郡泉第六小学校保健室
- (11) 球磨郡五木北小学校保健室
- (12) 球磨郡五木第一小学校保健室
- (13) 人吉市矢岳小学校保健室
- (14) 天草郡湯島小学校保健室

2. 管理者

- (1) (2) (3) 熊本市出水町国府1538
当該学校歯科医
保険医番号 熊歯81号 斎藤 勘
- (4) 阿蘇郡一の宮町宮地宮の馬場
当郡学歯会長
保険医番号 熊歯252号 宇治誠孝
- (5) (6) (7) 上益城郡清和村下平
当該学校歯科医
保険医番号 熊歯495号 本山 実
- (8) (9) (10) 八代郡泉村落合
当該学校歯科医
保険医番号 熊歯425号 松田金重
- (11) (12) 人吉市五日町74
当該学校歯科医
保険医番号 熊歯334号 唐見貞喜
- (13) 人吉市上青井町147
当市学歯会長
保険医番号 熊歯336号 武末 昂
- (14) 本渡市浜津521
当都市学歯会長
保険医番号 熊歯360号 松田正忠

3. 診療科目 歯科

4. 開設者

熱本県歯科医師会長 西山 昂 保険医番号
熊歯279号

上記のとおり申請します。

昭和39年5月13日

開設者の住所氏名

熊本市北新坪井町177の4

熊本県歯科医師会長

西山 勇 ㊞

熊本県知事 寺本 広作 殿

(写) 5

熊公 166

保険医療機関指定通知書

指定の期間	39年5月16日から42年5月15日まで
保険医療機関 または 保険薬局	名称 熊本県歯科医師会巡回診療班 所在地 熊本市北新坪井町177の4

上記のとおり保険医療機関として指定した
から通知します。

昭和39年5月27日

熊本県知事 寺本 広作 ㊞

熊本県歯科医師会長

西山 勇 殿

(写) 6

熊県歯発 第24号

昭和39年5月22日

昭和39年度巡回診療班実施責任者各位殿

熊本県歯科医師会長 西山 勇

巡回歯科診療について

今般 別記実施計画通り、貴下を昭和39年度熊本県巡回診療班の実施責任者に委嘱致しますので、御協力下さいますよう依頼申上げます。

なお、蛇足ではありますが、実施に当っては万遺漏なきよう下記諸項御留意下さいますようお願ひいたします。

1. 昨年に引き続いての今年度の巡回診療は所謂熊本方式（学校保健室を保険医療機関として指定）として各方面から注視を受け、特に今回は県教育庁の僻地学校病予防対策事業実施事業実施計画とタイアップした行事であるので全国の模範となるよう充分の成果をあげられたいこと。
2. いわゆる僻地診療の本質、目的に沿うようその公共性を重んじ児童生徒の保健衛生の向上に尽力されたいこと。

3. 診療時間、施設などの不充分のため粗漏に陥ることのないよう、あくまでも現代歯科医学の常道及び健康保険諸規定等に則り、適正な診療を行なわれたいこと。

4. 熊本県歯科医師会の名のもとに、公法人としての性格で実施されるものであるので、個人の利得の為に行なわれると言うような誤った印象を与えないよう特に御留意願いたいこと。

5. 他の会員に誤解摩擦などの生じないよう充分御配意願いたいこと。

昭和39年度

僻地巡回歯科診療実施計画

1. 診療所の名称 熊本県歯科医師会巡回診療班

2. 開設の目的及び維持方法

児童生徒の歯科疾患の早期治療、社保による。なお、この企画の大構は熊本県教育委員会の僻地学校病対策巡回診療事業実施計画による。

3. 日時及び場所

- (1) 阿蘇郡西原中学校保健室 8月1日～2日
- (2) 阿蘇郡山西小学校保健室 8月8日～9日
- (3) 阿蘇郡河原小学校保健室 8月15日～16日
- (4) 阿蘇郡産山小学校保健室 10月8日～9日
- (5)
- (6) 上益城郡小峰小学校保健室 10月22日
- (7) 上益城郡綠川小学校保健室 10月23日
- (8) 八代郡泉第四小学校保健室 6月24日
- (9) 八代郡泉第五小学校保健室 6月25日
- (10) 八代郡泉第六小学校保健室 6月26日
- (11) 球磨郡五木北小学校保健室 7月2日
- (12) 球磨郡五木第一小学校保健室 7月3日
- (13) 人吉市矢岳小学校保健室 8月8日～9日
- (14) 天草郡湯島小学校保健室 9月3日～4日

4. 実施責任者及び管理

(1) (2) (3) 熊本市出水町国府1538

当該学校歯科医
保険医番号熊歯81号 斎藤 劍

(4) 阿蘇郡一の宮町宮地宮の馬場

当郡学歯会長

保険医番号熊歯252号 宇治誠孝

(6) (7) 上益城郡清和村下平

当該学校歯科医

保健医番号 熊歯495号 本山 実
(8) (9) (10) 八代郡泉村落合

当該学校歯科医
保健医番号 熊歯425号 松田 金重
(11) (12) 人吉市五日町74

当該学校歯科医
保健医番号 熊歯334号 唐見 貞喜
(13) 人吉市上青井町147

当市学歯会長
保健医番号 熊歯336号 武末 昂
(14) 天草郡大矢野町登立8741
当該学校歯科医
保健医番号 熊歯380号 毛利 正明

~~~~~  
(写) 7 教体 第389号  
昭和39年6月1日

熊本県歯科医師会長 殿  
熊本県学校歯科医師会長

熊本県教育長  
森永竜三

学校病対策としての巡回歯牙診療  
の実施について（依頼）  
のことについて、別紙要項のとおり実施したい  
と思いますので、本旨達成の為特別の御配慮と御協  
力くださるようお願いいたします。

なお、御多忙中御迷惑とは存じますが、各地区担  
当者についてよろしく御配慮くださるようお願いい  
たします。

~~~~~  
(写) 8 教体 第389号
昭和39年6月1日

関係地方出張所長 殿
関係市町村教育長
県教育長

学校病対策としての巡回歯牙診療
の実施について（通知）
のことについて、別紙実施要項により実施しま
すので、関係学校への指示ならびに実施が円滑に進
められ、教育的効果があがるよう御配慮願います。

(写) 9 教体 第389号
昭和39年6月1日

関係都市学校保健会長
関係都市学校歯科医会長 殿
関係都市学校医会長
関係市町村保険組合長

熊本県教育長
森永竜三

学校病対策としての巡回歯牙診療
の実施について（依頼）
のことについて、別紙実施要項のとおり実施し
たいので、実施が円滑に進められ、じゅうぶん教育
的効果があがるよう特別の御配慮と御協力をお願
いいたします。
~~~~~

(写) 10 教体 第389号  
昭和39年6月1日

関係地区保健所長殿  
熊本県教育長  
森永竜三

学校病対策としての巡回歯牙診療  
の実施について（依頼）  
のことについて、別紙要項のとおり実施したい  
と思いますので、本旨達成の為御協力くださるよう  
お願いいいたします。  
~~~~~

(写) 11 教体 第389号
昭和39年6月1日

各担当歯科医師殿
熊本県教育長
森永竜三

学校病対策としての巡回歯牙診療
の実施について（依頼）
のことについて、別紙要項のとおり実施したい
と思いますので、御多忙中恐縮に存じますが、本旨
達成のため御協力くださるようお願いいいたします。
なお、御承諾のうえは別紙承諾書および委任状に
記入捺印のうえ御返送願います。

2. 球磨郡五木村五木北、五木西、三浦小・中学校
3. 天草郡大矢野町湯島小・中学校
4. 阿蘇郡産山村小・中学校
5. 上益城郡清和村小・中学校

~~~~~  
委託契約書

へき地における学校病対策として、児童生徒について歯牙診療事業の実施を委託するにあたり、熊本県教育長森永竜三を甲とし、熊本県歯科医師会巡回診療班代表者柄原義人を乙とし、次の契約を締結する。

第1条 委託する事業は次のとおりである。

1. へき地巡回歯牙診療場の開設
2. 初期う蝕歯保有者の治療（アマルガム充填、研磨）及び乳歯要抜去者の抜歯

第2条 所要経費の委託期間、委託料は次のとおりとする。

1. 期間 昭和39年6月1日から昭和39年12月31日まで

2. 委託料 50,000円の範囲内

第3条 委託料は被治療児童生徒について、地方公共団体及び国の補助を受けられないもので、治療のための医療費の支払いに困難なものについての経費の補助とする。

第4条 本契約を変更する場合、本契約に規定のない事項については、甲、乙協議のうえ決定する。上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を所有するものとする。

昭和39年6月24日

甲 熊本市花畠町80番地

熊本県教育長 森永竜三㊞

乙 熊本市北新坪井町117の4

熊本県歯科医師会巡回診療班

代表者 柄原義人㊞

**計報**

浜野松太郎氏

浜野先生は、大正12年大阪市から学童口腔衛生事務嘱託として学校歯科の創業時代から斯界のために尽力され、戦後は、昭和28年高松における全国学校歯科医大会のさい日本学校歯科医会設立委員となり、翌29年出雲市における全国学校歯科医



浜野先生遺影

大会のさいの日本学校歯科医会の設立総会において本会副会長となり爾來その要職にあった。京都大会のさいに御出席されたのが最後で、昭和38年12月17日、脳軟化症のため兵庫県西宮市の自宅において逝去された。享年74才。

上野勇氏

氏は日本学校歯科医会顧問、日本歯科医師会副会长として歯科界のために御活躍されておられたが、昭和39年5月23日、京都において左上顎癌のために逝去された。享年60才。

昭和37年に京都において開催された第26回全国学校歯科医大会の際の大会委員長として、あの盛大な大会を開催された功績は誠に大なるものがある。

平井啓二氏

氏は、昭和29年本会設立と同時に本会理事となり、爾來引続き理事として本会のために多大の御功績を残され、又盛岡市学校保健会歯科部会長及び岩手県歯科医師会長として御活躍中であったが、昭和39年4月23日胃癌のため、岩手県立中央病院にて逝去された。享年60才。

## 学校歯科衛生研究協議会資料

## 都道府県（市町村）段階の学校歯科

| 項目<br>県（市） | 1. 昭和37年度都道府県教委が主体となつて行なった学校歯科に関する事業の名称とその予算                                                                     | 2. 昭和37年度都道府県教委が学校歯科の団体等と共に（後援）して行なった事業の名称とその予算                                    | 3. 都道府県教委と学校歯科に関する団体との連絡協議の組織があるか。その名称、内容の概要 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 青森県        | ○よい歯の児童と学校の表彰 25,000円<br>○研究指定校の育成 50,000円<br>○巡回指導 5,000円                                                       | ○よい歯の児童と学校表彰 25,000円<br>○研究指定校研究協議会 20,000円<br>○巡回指導 5,000円                        | ○特にない。                                       |
| 秋田県        | ○学校病（う歯）対策協議会<br>○学校病（う歯）対策研究実験学校の設置 } 予算 55,000円                                                                | ○歯の衛生週間の実施<br>○歯の衛生に関する図画の募集と表彰 } 県教委としては予算をもっていな<br>い。                            | ○特別の組織はない。                                   |
| 岩手県        | へき地学校保健管理巡回指導（内科一般を含む） 253,000円                                                                                  | 虫歯予防図画・ポスター募集および表彰                                                                 | 県単位学校保健会結成準備中                                |
| 宮城县        |                                                                                                                  | 学校医、学校歯科医、学校薬剤師合同研修会<br>予算 35,000円                                                 | なし                                           |
| 山形県        | ○学校歯科医研修会 50,200円<br>(学校医・学校薬剤師を含む)<br>○無歯科医村大蔵村学校歯科診療 514,503円<br>} 日本歯科大 284,212<br>大蔵村 113,310<br>県教委 116,981 | ○へき地学校診療 県費補助<br>(県学校歯科医会に交付) 50,000円<br>○よい歯の学校表彰 県費なし                            | ○県学校歯科医会<br>○県学校保健連合会学校歯科医会                  |
| 栃木県        | ○へき地学校歯科予防巡回診療 61,000円                                                                                           | ○よい歯の優良学校 70,000円 主催 栃木県歯科医師会<br>栃木新聞社                                             | ○栃木県連合学校保健会学校歯科医部会<br>○講習会、各種大会派遣、伝達講習会開催    |
| 群馬県        | ○むし歯予防教育研究指定校の設定 99,800円<br>○へき地学校歯科巡回診療 121,600円                                                                | ○よい歯の子コンクール } 予算総額<br>○よい歯の学級コンクール 255,000円<br>○よい歯の学校コンクール } (内県費<br>分担 165,000円) | ○群馬県学校歯科医会<br>○群馬県学校保健会歯科医学部会                |
| 千葉県        | なし                                                                                                               | 「歯科衛生週間」にともなう行事。<br>イ. 健康児童の表彰<br>ロ. よい歯の学校表彰<br>ハ. 衛生週間ポスター表彰                     | 県学校保健会、学校歯科医部会                               |
| 東京都        | ○歯科巡回診療車による巡回診療<br>歯科予防 予算現額 421,412<br>○学校保健講習会（学校歯科医対象）<br>6回 6日 講師延18人<br>予算現額 139,970円 内 19,200円             | ○前記の講習会は東京都学校歯科医会と<br>共催にて実施<br>○学童歯磨訓練大会 後援 予算なし                                  | 特にないが、東京都学校歯科医会なる團<br>体があり、この会と直接連絡交渉をもつ。    |

## に関する組織活動

|                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4. 都道府県教委に学校歯科の専任技師がおかれていらない場合に学校歯科の仕事に対し嘱託のような何等かの形で相談に応する人がいるか。 | 5. 昭和38年度県立高等学校の学校医と学校歯科医の年手当はいくらか。                                                                                                                                                                                                                      | 6. 都道府県教委における学校歯科の仕事についての問題点と思われることはどんなことか。                                                            |
| ○特定のものはいない。<br>しかし、学校保健会に常務理事として2名の学校歯科医をおいてお願いしている。              | ○1人当たり平均 15,000円<br>最低 11,500円<br>最高 21,500円                                                                                                                                                                                                             | ○う歯半減運動を行なっても余り処置率がたかまらない。へき地学校を40%もかかえているので、その対策に頭をいためている。                                            |
| ない                                                                | ○学校医<br>○学校歯科医                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                        |
| 県歯科医師会                                                            | 生徒1名につき10円の割                                                                                                                                                                                                                                             | 県全体として歯科医が不足で協力が得られない地区もある。                                                                            |
| なし                                                                | 生徒数 500人未満 7,500円<br>〃 501人~1,000人 9,000円<br>〃 1,001人~ 10,000円                                                                                                                                                                                           | ○年々、う歯罹患率が増加している。<br>○未処置のまま放置されているものが多い。<br>○学校歯科医の出校日数が少い。(学校医よりも)<br>○文部省からう歯その他の歯疾の予防処置の範囲を示めされたい。 |
| 嘱託歯科医(非常勤)発令 但し無給<br>(県歯科医師会に推せんを求む)                              | 生徒数 学校医 学校歯科医 専門校医<br>200人以下 14,500 12,000 7,500<br>201~400 15,500 13,000 8,000<br>401~600 17,000 14,000 9,000<br>601~800 18,000 15,000 10,000<br>801~1,000 19,500 16,000 11,000<br>1,001~1,200 20,500 17,000 11,500<br>1,201~1,400 22,000 18,000 12,500 | ○へき地学校事後措置対策<br>・歯科医が都市部に偏在、無歯科医村6町村あり<br>・通院費かつ治療費の数倍を要す<br>・時間的な問題<br>○校内処置の限界                       |
| 専任技師在任                                                            | 学校医}ともに年額12,000円<br>学校歯科医}                                                                                                                                                                                                                               | 校内処置の限界について                                                                                            |
| なし                                                                | 普通高校<br>特殊教育諸学校<br>学校医 1人年額10,000円<br>学校歯科医 1人年額10,000円<br>学校医 1人年額12,000円<br>学校歯科医 1人年額12,000円                                                                                                                                                          | ○学校歯科の専任技師の問題<br>定員1名の枠あり、予算上は容易である人が見つからない。                                                           |
| 県学校保健会嘱託<br>(歯科医師、県衛生民生部予防課技師)                                    | 1人医歯とも 4,000円<br>生徒数<br>500人以下 医2名、歯1名<br>501人以上1,000人〃3名〃2名<br>1,001人以上〃4名〃2名                                                                                                                                                                           | 治療をうけるに不便な地域の治療指導。                                                                                     |
| おかげでいる。                                                           | 学校医等種別<br>学校<br>医<br>学校歯科医<br>学校薬剤師<br>月当り単位<br>4,000円<br>3,000円<br>3,000円<br>4,000円<br>2,000円                                                                                                                                                           | 特になし                                                                                                   |

| 項目<br>県<br>(市) | 1. 昭和37年度都道府県教委が主体となつて行なった学校歯科に関する事業の名称とその予算                                    | 2. 昭和37年度都道府県教委が学校歯科の団体等と共に催(後援)して行なった事業の名称とその予算                                                                                                                                                     | 3. 都道府県教委と学校歯科に関する団体との連絡協議の組織があるか。その名称、内容の概要                                                                          |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新潟県            | 学校保健講習会(学校歯科医)<br>予算 40,400円                                                    | ○よい歯の学校表彰<br>予算なし(新潟県学校保健会で計上新潟日報社)<br>○正しい歯のみがき方巡回指導<br>予算なし(新潟県学校保健会で計上新潟日報社)                                                                                                                      | 都道府県教委と直接の連絡協議の組織はないが、県学校保健会の中に、学校歯科医部会があるために間接的に連絡がとれる。                                                              |
| 富山县            | ○へき地学校歯科巡回診療 100,000円                                                           | ○学校歯科研修会(共催) 5,000円<br>○第5回よい歯の学校運動 52,000円<br>(1) 新入学児童全員に練歯磨贈呈<br>(2) 正しい歯の磨き方講習会<br>(3) 正しい歯の磨き方指導者講習会<br>(4) むし歯予防の書画募集<br>(5) 歯の少年少女代表コンテスト<br>(6) よい歯の学級表彰<br>(7) よい歯のモデル校選彰<br>(8) むし歯半減達成校表彰 | ○富山県学校歯科医会<br>○学校歯科医相互の親睦と研修の助長を図る<br>(1) 学校保健施策の調査研究<br>(2) 保健衛生思想の普及啓発<br>(3) 学校歯科衛生に関する事業の企画・実践<br>(4) 学校保健の研究と講習会 |
| 石川県            |                                                                                 | 第3回石川県よい歯の学校運動<br>○正しい歯のみがき方講習会<br>○よい歯の少年少女代表コンテスト<br>○よい歯のモデル校表彰<br>○むし歯半減達成校表彰<br>(学校保健会の表彰費として7,000円)                                                                                            | 石川県学校保健会<br>(学校医、学校歯科医、学校薬剤師、PTA等を含めた団体)                                                                              |
| 静岡県            | 昭和37年度は全国学校保健大会開催のため恒常的な事業はかなり中止せざるをえなかったので実績はない。<br>平年度においては大体右のように実施している。     | 県教委主体事業……学校歯科衛生講習会(年1回)<br>共 催 事 業……学校歯科衛生ポスター、作文表彰(年1回)<br>その他                                                                                                                                      | 連絡協議の組織はないが、県学校保健会学校歯科医部会および県学校歯科医会とは常に連絡をはかるようつとめている。学校歯科医大会にもつとめて県教委から出席している。                                       |
| 愛知県            | なし                                                                              | ○愛知県学校保健大会 120,000円<br>○愛知県高等学校保健研究大会 80,000円<br>○歯科衛生週間の実施                                                                                                                                          | 愛知県学校保健会学校歯科医部会<br>県下公立小中学校全体を含む<br>愛知県立高等学校学校保健会学校歯科医部会<br>県下県立高等学校全体を含む。                                            |
| 滋賀県            | へき地学校歯科巡回診療 168,000円<br>(歯科医3名 エンジン2台を中心とし診療班を編成、年に10校巡回する。<br>県学校歯科医会の協力を得て実施) | 健歯児童生徒<br>中央審査<br>表彰会<br>29,000円                                                                                                                                                                     | なし                                                                                                                    |
| 三重県            |                                                                                 | ○公立小学校を対象とする「歯の衛生講話会」の開催<br>○公立小学校および中学校児童生徒を対象とする歯の健康優良児童・生徒の審査と表彰(共催)<br>○学校歯科衛生大会                                                                                                                 | ○学校歯科懇談会                                                                                                              |
| 京都府            | なし                                                                              | 全国学校歯科医大会<br>府助成金 115,000円                                                                                                                                                                           | 京都府学校保健連絡協議会(年数回)<br>(学校歯科医部会として同協議会に加入している。)                                                                         |
| 兵庫県            | なし                                                                              | 第2回兵庫県学校歯科保健研究協議会<br>兵庫県保健会への委託料200,000円の内<br>20,000円                                                                                                                                                | なし                                                                                                                    |

|                                                                  |                                                                                                            |                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4. 都道府県教委に学校歯科の専任技師がおかれていない場合に学校歯科の仕事に対し嘱託のような何等かの形で相談に応ずる人がいるか。 | 5. 昭和38年度県立高等学校の学校医と学校歯科医の年手当はいくらか。                                                                        | 6. 都道府県教委における学校歯科の仕事についての問題点と思われることはどんなことか。                                                                                                         |
| 保健係長が代行している。                                                     | 学校医 16,992円(標準偏差4,640円)<br>学校歯科医 7,840円( " 2,998円)                                                         | ○へき地学校における健康診断(歯科検診)が毎年実施できない。<br>○へき地学校におけるう歯治療ができない。<br>○要保護、準要保護児童の医療費の国庫補助があっても、へき地では交通費、時間等の問題で実施不可能である。<br>○学校歯科医の待遇改善<br>○学校歯科衛生の学校の格差が大である。 |
| 嘱託はしていないが事務局(学校歯科医会)があるため、会長ともよく連絡が出来相談することが出来る。                 | 学校医 15学級 750人基準で 14,000円<br>学校歯科医 " 10,000円                                                                | 開業医である学校歯科医が自主的に活動するには、どのようにすればよいか。                                                                                                                 |
| いない                                                              | 学校医、学校歯科医とも年額12,000円                                                                                       | 健康診断の事後措置で児童に治療を指示しても歯科医に行けば一般患者が多く処置が遅れる。たとえ月毎に割当てたとしても、むし歯が進行してC4位になると大変困った結果を生む。これをどのようにしたらよいか。                                                  |
| 嘱託している人はないので、相談すべきことは部会長や歯科医会長に相談し意見を求めてている。                     | 学校医、学校歯科医の報酬は、個人別でなく学校単位に積算している。<br>積算は1校当たり平均校医12,000円、校歯12,000円(校薬5,000円)であるが、支払は実績に応じて学校長が支払っている。       | ○へき地の学校歯科衛生が問題である(近隣に歯科医がない場合)<br>〔県単事業でへき地巡回を行なっている〕<br>○一般关心が他の疾病ほどもりあがってこない。<br>○う歯の治療状況に地域差、学校差がある。                                             |
| なし                                                               | 24学級以上 12,000円<br>25学級~33学級 14,000円<br>34学級以上 16,000円                                                      | 事後措置の徹底<br>へき地学校歯科医の不足<br>専任の歯科医技師を置くこと。                                                                                                            |
| なし                                                               | 〔学校医〕〔歯科医〕<br>高校(28校平均額) 11,448円 11,448円<br>(17,000~7,000円)<br>盲学校 20,000円 12,000円<br>ろう学校 28,000円 12,000円 | 県教委に学校歯科の専任技師(歯科医不可能の場合は、歯科衛生士)を早急に配属すべきものと思料される。                                                                                                   |
| 嘱託(非常勤) 1名あり                                                     | 1日1,400円×30日分=42,000円<br>上記の額を生徒数にあん分して配当し、校医、歯科医師等の出勤日数に応じて支給している。                                        | 無歯科医地区の対策をどうするか。                                                                                                                                    |
| いない                                                              | 学校医手当 1名平均 11,000円<br>(但し2名以上の学校医のところ多数あり) なお9月府会に手当額増額を提案中<br>学校歯科医手当額 1名10,000円                          | へき地学校における健康診断事後措置の問題(時間的及び診療費について)<br><br>○校長・教諭・父兄に衛生的関心がうすい<br>○専任技師がない<br>○係官が少ない                                                                |

| 項目<br>県<br>(市) | 1. 昭和37年度都道府県教委が主体となって行なった学校歯科に関する事業の名称とその予算                                      | 2. 昭和37年度都道府県教委が学校歯科の団体等と共に開催(後援)して行なった事業の名称とその予算                                                 | 3. 都道府県教委と学校歯科に関する団体との連絡協議の組織があるか。その名称、内容の概要                                                                                          |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大阪府            | ○学校歯科医講習会(年1回) 70,000円<br>○第10回学校保健大会「歯対策分科研究協議会」<br>大会開催費 200,000円               | ○新任学校歯科医講習会 30,000円<br>○むし歯巡回診療(日赤・歯科医師会・学校歯科医部会と共に費用は各会の無料奉仕 教委予算 30,000円)<br>○よい歯の学校表彰会 20,000円 | 大阪府学校保健会学校歯科医部会 小・中・高等学校の全学校歯科医をもって構成<br>大阪府立高等学校保健会学校歯科医部会 府立高等学校の全学校歯科医をもって構成                                                       |
| 奈良県            | ○へき地う歯巡回治療 227,255円<br>(天川村・大塔村・十津川村<br>8月9日~9月7日)<br>○健康診断未実施、地区の検診<br>(上北山村 8月) | ○歯科衛生講習会<br>(民間保健関係指導者に対する歯科衛生講習会)<br>○う歯撲滅運動優良学校表彰<br>○優良歯牙児童表彰                                  | 奈良県学校歯科医連絡協議会<br>年2回 県教委主催で開催                                                                                                         |
| 和歌山县           | ○和歌山県よい歯の学校表彰 15,000円<br>○無歯科医校診療 18,000円<br>○口腔衛生ポスター、書道の募集並びに表彰 20,000円         | ○和歌山県う歯対策事業 220,000円<br>・無歯科医校診療並びに実態調査<br>・口腔衛生展示会<br>○和歌山県学校歯科医研究協議会 19,000円                    | ○和歌山県学校三師連絡協議会<br>・県教育委員会と県学校医会・県学校歯科医会・県学校薬剤師会との研究並びに連絡協議会(隔月に開催)<br>・各会より2名(会長・副会長)が固定代表委員となり学校三師の職務のあり方、学校保健の振興策等についての研究並びに協議を行なう。 |
| 鳥取県            | 特になし                                                                              | 鳥取県よい歯の児童コンクール<br>鳥取県学校保健(歯科)研究会<br>学校保健会と共催                                                      | ○鳥取県学校保健会学校歯科医部会<br>県学校保健会の組織のうち専門部会として活動し、又連絡協議を行なっている。<br>○鳥取県学校歯科医会<br>学校歯科医のみで組織された自主的団体で、学校歯科衛生について事業を共催するなど連絡協力している。            |
| 岡山県            |                                                                                   | ○5月岡山県う歯半減運動展開・実績調査表作成 65,000円<br>○12月岡山県よい歯の学校表彰(小14校 中 5校) 30,000円                              | 岡山県学校保健協会学校歯科医部会<br>岡山県学校保健協会役員に県教委関係者が加わっている。<br>即ち 保健体育課長→副会長<br>" 係長→理事                                                            |
| 山口県            |                                                                                   | むし歯予防週間行事<br>(歯の健康優良児童生徒表彰)                                                                       |                                                                                                                                       |
| 徳島県            | 学校歯科単独の行事はないが学校保健主事講習会の講習内容に取入れている。                                               | 歯科衛生指導者講習会<br>15,000円(県教育委員会分担金)                                                                  | 組織的には、学校保健連合会が統轄し、県教委と学校歯科に関する団体との特別の連絡協議の組織はない。                                                                                      |

|                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4. 都道府県教委に学校歯科の専任技師がおかれていなない場合に学校歯科の仕事に対し嘱託のような何等かの形で相談に応ずる人がいるか。 | 5. 昭和38年度県立高等学校の学校医と学校歯科医の年手当はいくらか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 6. 都道府県教委における学校歯科の仕事についての問題点と思われることはどんなことがある。                                                                                                                                                             |
| 学校保健技師<br>必要に応じ歯科医部会に諮問する。                                        | 学校医（全日制・定時制共）<br>年額 24,000円<br>学校歯科医（全日制・定時制共）<br>年額 18,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 学校保健の4大重点目標の1つとして、う歯の予防の徹底強化を図ることをとりあげている。                                                                                                                                                                |
| 学校保健技師（医師）常勤<br>県教育委員会 保健体育課 保健会                                  | 平均 10,000円 1人当たり<br>校医、歯科医とも同じ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ○無医地区の検診および治療との関係                                                                                                                                                                                         |
|                                                                   | ○学校医 10,000円<br>○学校歯科医 10,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ○学校保健特に口腔衛生に対する教員の認識が極めて浅い。（教員養成大学においては一般教養科目に保健科を加え全員必修する必要がある）<br>○本県の地理的条件から歯科医療施設が都市部（海岸線）に偏在し、農山村には皆無に等しい状態にあり、健康診断の事後処置が徹底しない。<br>○開業医では児童生徒の治療を敬遠する傾向にあるので事後処置が円滑に出来ない。（児童生徒のみを対象とする医療施設が必要である）    |
| 歯科関係専任技師を設置せず。<br>疑義は（県歯科医師会<br>県学校歯科医師会<br>に照会し解決している。           | 昭和38年度報酬平均額<br>学校医 平均額 15,279円<br>学校歯科医 平均額 8,089円                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ○学校歯科医の執務日数を従前より増し、たえず児童生徒の保健管理指導を強化するためにはどのようにしたらよいか。<br>○年報酬を増額するよう市町村に対して指導しているが、望ましい状態ではない。<br>○学校歯科医の研修を強化するよう努めるとともに、学校が積極的に学校歯科医の指導を求めるよう、児童生徒の管理体制を整えるよう働きかけているが、この点についての対策や解決方法はどのように考えたらよいだろうか。 |
| 岡山県学校保健協会理事<br>(学校医学校歯科医各3名)                                      | 12,000円～10,000円（学校規模により差がある。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                   | ○高等学校<br>生徒数 学校医 専門校医 学校歯科医<br>1,300人以上 20,000 7,000 16,000<br>1,299～900 18,000 6,000 15,000<br>899～600 16,000 5,000 14,000<br>599～300 14,000 4,000 12,000<br>299～100 12,000 3,500 11,000<br>99人以下 6,000 3,000 6,000<br>○盲・ろう学校<br>学校医 耳鼻科 眼科 歯科<br>盲 14,000 3,500 10,000 12,000<br>ろう 14,000 10,000 3,500 12,000<br>分校 8,000 5,000 2,500 6,000 | 学校におけるう歯その他の歯疾の予防措置と治療行為の限界点を明確にしたい。                                                                                                                                                                      |
| 専任技師はおらず必要に応じ、県歯科医師会と連絡し、依頼実施している。                                | 県費 年間 5,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ○学校歯科医として適正な待遇特に報酬の増額について<br>○歯科衛生士の適切な処置について<br>○へき地学校における治療について                                                                                                                                         |

| 項目<br>県<br>(市) | 1. 昭和37年度都道府県教委が主体となつて行なった学校歯科に関する事業の名称とその予算                                                                                                       | 2. 昭和37年度都道府県教委が学校歯科の団体等と共に(後援)して行なった事業の名称とその予算                                                                           | 3. 都道府県教委と学校歯科に関する団体との連絡協議の組織があるか。その名称、内容の概要                                                    |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福岡県            | よい歯の学校表彰 県費なし                                                                                                                                      | ○伝達講習会(県下4地区)共催<br>○歯磨き訓練大会<br>○歯の衛生に関するポスターの募集                                                                           | 福岡県学校歯科医会<br>学校教育に於ける口腔衛生の研究並びに普及発達を計るを目的とする。                                                   |
| 大分県            | 学校歯科医研究協議会 5,000円                                                                                                                                  | ○へき地巡回診療(学校歯科関係分)<br>学校保健会との共催 120,000円<br>○よい歯の子供コンクール<br>○歯の衛生図画ボスター<br>コンクール } 70,000円                                 | ○県学校保健会学校歯科医部会<br>○県学校歯科医師会<br>○連絡協議の機会<br>・県教委主催<br>学校歯科医研究協議会<br>・県学校保健会理事会<br>・県学校保健会学校歯科医部会 |
| 佐賀県            | なし                                                                                                                                                 | 歯牙優良児審査会<br>毎月6月上旬 虫歯予防週間の行事として実施す。<br>21,600円                                                                            | 佐賀県学校保健会の中に部会として学校歯科医部会あり<br>学校における歯科衛生の研究指導助言をなす                                               |
| 長崎県            | なし                                                                                                                                                 | よい歯の学校審査会<br>(県学校保健会負担)<br>学校歯科指導者講習会                                                                                     | なし                                                                                              |
| 鹿児島県           | 主体となって行なった事業はない。<br>ただし、文部省主催の学校保健(学校歯科)講習会に指導者を2名派遣、旅費補助1人当たり10,000円の計20,000円                                                                     | ○よい歯のコンクール(児童生徒、教職員)予算なし<br>○う歯予防に関する図画・ポスターの募集と表彰 予算なし<br>○学校歯科衛生研究協議会(県下2会場)<br>教育庁指導主事の旅費だけ<br>○鹿児島県学校保健研究協議大会         | 連絡協議の組織はない。                                                                                     |
| 横浜市            | 横浜市よい歯の子コンクール<br>予算 75,900円<br>(市 27,000円)<br>(保健会 48,900円)                                                                                        | 歯科推進事業(歯科清掃等)<br>市学校保健推進会で実施<br>(市教委より835,000円の委託)                                                                        | ○市学校保健会歯科医部会<br>○市学校歯科医会<br>○市学校保健推進会                                                           |
| 京都市            | なし                                                                                                                                                 | ○へき地学校う歯巡回診療(対象校小・中25校) 345,000円…市教委<br>○よい歯の表彰(学校・児童)<br>○う歯予防歌詞・曲・ポスター募集<br>表彰状…約3,000円…市教委<br>その他経費…市学校歯科医会<br>○歯の清掃訓練 | 京都市学校保健協会<br>学校医、歯、薬、保健主事、養護教諭等学校保健関係職員により組織<br>研修大会の開催、必要事項の連絡調整をおこなう。                         |
| 神戸市            | ○就学時健康診断(1人20円) 318,000円<br>○要準保護児童・生徒う歯治療<br>2,241,000円<br>○歯科検診 1,395,000円<br>○6才臼歯C <sub>4</sub> 処置(幼・小1年、4年、中1年、高1年) 645,000円<br>(150円×4,300本) | ○よい歯の表彰会 65,000円<br>(検診料、打合会、賞品、賞状等)<br>○無医地区巡回診療<br>30万円 (器機2台分)<br>8万円補助(但し治療代徴収)                                       | 市学校保健会を通じまたは直接に毎月何回か行なっている。                                                                     |

|                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4. 都道府県教委に学校歯科の専任技師が<br>おかれていらない場合に学校歯科の仕事に<br>対し嘱託のような何等かの形で相談に応<br>する人がいるか。                  | 5. 昭和38年度県立高等学校の学校医と学<br>校歯科医の年手当はいくらか。                                                                                                                                                                              | 6. 都道府県教委における学校歯科の仕事<br>についての問題点と思われることはどん<br>なことか。                                                                                                                                 |
| 嘱託 1名（無給）                                                                                      | 学校医、歯科医とも平均24,000円（年間）<br>支給額は学校の規模によって差をつけて<br>いる。<br>全日制高校 750人未満-18,000円<br>750人以上 1200人未満<br>-24,000円<br>1,200人以上-30,000円<br>定時制高校 200人未満-18,000円<br>200人以上400人未満<br>-24,000円<br>400人以上-30,000円<br>盲ろう学校-24,000円 | ○事業に対する予算が得られない。<br>○現在医師に無給で奉仕してもらっている<br>が専任者が居ると充分指導が出来る。                                                                                                                        |
| 学校保健技師                                                                                         | 学校医 10,000円<br>学校歯科医 10,000円                                                                                                                                                                                         | ○虫歯の予防措置の推進充実について<br>○へき地児童生徒の歯科診療不徹底<br>○特に市町村立学校における学校歯科医の<br>増額について<br>(学校医、学校歯科医同率増額)                                                                                           |
| なし                                                                                             | 年 手 当<br>学校医 12,000円<br>学校歯科医 12,000円                                                                                                                                                                                | C <sub>1</sub> C <sub>2</sub> の学校における集団処置が実施でき<br>ない。                                                                                                                               |
| 専任職員はない<br>医師である技師が担当している。                                                                     | 年 額 24,000円                                                                                                                                                                                                          | 離島へき地の多い長崎県では、学校歯科医<br>のいる地区が少なく、かつて県教委に歯科<br>医師在職中は巡回診療に当たっていたこと<br>もあったが現在ではそれに代るものがない<br>時折衛生部の巡回診療に歯科が加えられる<br>ことがあるが、すべての無歯科医地区を巡<br>回するわけなく、回数も少ない。無論一<br>般住民が対象であり、学校専門ではない。 |
| いない<br>ただし、県学校保健会の会長、理事に各<br>1名選出<br>県優良児、優良校審査員に1名選出<br>安全会県支部審査員に1名選出<br>されているので、その都度相談している。 | 条例により学校医、学校歯科医とも日額<br>1,000円以内に定められているが、同定め<br>により年額1人当たり12,000円（各県立高校<br>に学校医1名、学校歯科医1名計2名の<br>24,000円）を配当している。<br>ただし、工業高校には学校医2名（内科1、<br>外科1）学校歯科医1名分計36,000円を配当                                                  | 学校歯科医の不足、学校歯科医として数校<br>兼務の人が多い。したがって、学校歯科医<br>の学校に対する指導、助言、執務等がじゅ<br>うぶんに行なわれがたい。<br>また、離島、へき地に歯科医がほとんどい<br>ない。学校歯科医師会との連絡、協調を今<br>後すすめる必要がある。                                      |
| 上記団体役員に相談                                                                                      | 10学級以下 年 24,000円<br>5学級増ず毎に 1,800円増                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                     |
| なし                                                                                             | 市立高等学校（学校医、学校歯科医、同額<br>生徒数 学校歯科医 専門医金額<br>1人～ 250人 13,200円<br>251～ 500 14,400<br>501～1,000 15,600<br>1,001～1,500 16,800<br>1,501～2,000 18,000<br>1,001以上 19,200                                                      | 児童・生徒のう歯予防および治療を如何に<br>進めていくべきか。<br>教育課程における歯予防に関する教育<br>内容が少ない。                                                                                                                    |
| なし                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                      | 県教委は学校歯科に関する諸問題の研究を<br>望む。<br>県教委・校長会・保主会・学校歯科医会共<br>同の協議会を毎月1回位は開き協議して貰<br>いたい。<br>神戸市ではこの協議会を活用することによ<br>り進歩発展すべく努力している。                                                          |

## テープ、スライド案内

### スライド第一作「エゼールの入形」が完成

本会では、全国の会員とのつながりを深め、多忙な臨床の間に行なう学校歯科活動に少しでも役に立つようにと、録音テープサービスを企画し、すでに第1号から第10号までを完成しています。

さらに、昨年度、製作した放送劇テープ「エゼールの人形」にあわせた、美しい彩色スライドを完成了しました。

山形大会でも公開しましたが、全29画面、童画の吉田画伯のやわらかいタッチが、向井会長の原作の情緒をよく出しています。録音テープ第6号を使い、このスライドを映写すれば、口腔衛生週間には好適です。スライド送料共1,000円。

テープやスライドの製作費は、本会で負担していますため、たいへん価も安く、テープは生のテープ代とほとんど変わらないくらいです。あたかも、学校歯科向けのラジオ放送が新設され、しかもご希望のテープを自由に利用できるようになったのと同じようです。

ぜひ、学校にそなえ、利用するようご尽力ください。  
**録音テープ 第1号**

#### —第25回全国学校歯科医大会実況ダイジェスト版—

5時テープ、録音時間1時間15分

頒価1本900円、送料40円

横浜大会の実況録音から、開会式12分、シンポジウムA、B各25分、協議会12分位に圧縮編集したもので、いながらにして、大会の雰囲気にひたることができ、同時にシンポジウムのさわりをゆっくりくことができます。

#### 録音テープ 第2号

##### —第25回全国学校歯科医大会マザーーテープ—

前項のテープは、7時間にわたる録音を丹念に切ってつなげたものですが、どこか御希望の部分だけ20分または1時間単位で、カットなしではしい向には、必要部分を明示下さればマザーテープから複製します。



頒価は3時(20分)400円、送料20円

5時(1時間)850円、送料40円

#### 録音テープ 第3号

##### —学校保健の今後の課題—

文部省体育局学校保健課長 高橋恒三

##### —学校歯科衛生と小学校、

##### 中学校の教育課程について—

文部省体育局学校保健課 荷見秋次郎

#### 録音テープ 第4号

##### —学校保健組織活動のあり方について—

文部省体育局学校保健課 湯浅謹而

##### —学校歯科衛生上の問題点と解決策について—

東京歯科大学教授 竹内光春

3号、4号共5時テープ、録音時間30分もの各2本吹込 頒価各850円、送料各40円

これらは、37年11月、横浜大会前2日間に行なわれた文部省主催の学校歯科医講習会の4人の講演を、演者1人1時間半の内容のものを、いずれも1人30分づつに圧縮編集したもので、5時テープ1本に演者2人分が入っています。

高橋課長の講演のなかには、学校歯科医の手当の根拠が詳述されていますから、これをいろいろに御活用下さい。竹内教授のは砂糖消費とむしばとの関係を中心に述べたもの。

#### 録音テープ 第5号

##### —高崎山のおさる、森の水車—

作ならびに口演

日本学校歯科医会会长 向井喜男

3時テープ、録音時間10分もの2本吹込

頒価1本400円、送料20円

歯の衛生週間に好適、小学校向けのものです。

「高崎山のおさる」は、別府高崎山のおさるが餌付けられ、むし歯ができたという興味深いお話で、朝礼のさい全校児童に聞かせることを狙いました。講堂や教室で歯の衛生週間行事のさい、これを聞かせた後で、学校歯科医が解説を加えるにも好適です。

「森の水車」は、学校給食の時間に学校の放送室から、全校の各教室へ流すことを狙いました。

向井先生がアメリカの小学校で咀嚼指導をしたお話、水車のキネの音からよくかみましようと結ぶ森の水車の音楽の流れる楽しいテープです。

全国の各小学校では是非お試し下さい。こどもたちは、きっと、もう一度聞かせてほしいとせがむことでしょう。週間以外でも使用できるように週間という言葉は入れてありません。

#### 録音テープ 第6号

##### —エゼールの人形(放送劇)—

原作 向井 喜男  
脚本 わだ よしおみ  
(児童文学者)  
出演 レミの会

##### —エスキモーのヤン(歌)—

作詩 平松仙吉  
(劇団つみき座主・テレビライター)  
作曲 只野通泰  
(コロンビアレコード作曲家)  
歌 友竹正則  
(NHK歌のおじさん)

5時テープ、録音時間14分もの2本吹込

頒価1本650円(送料共)

小学校向け、歯の衛生週間に好適。

「エゼールの人形」は、今から50年前、ニューヨークの貧しい少女エゼールが、入院してしまった人形作りのお父さんに代って人形の顔を描いています。フト人形の口もとにススが——

当時、世界を風靡した懸賞当選標語

“A Clean tooth never decays”

「きれいな歯にはムシ歯はできない」を題材にした本格的ドラマ。

——この後で、歯の清掃やムシ歯のお話へ入るのに最適。

「エスキモーのヤン」はエスキモーのムシ歯の物語りを、ラジオ、テレビでこどもたちに親しまれている「歌のおじさん」の歌で聞かせるもの。

原始エスキモーは、人類中、最も健全な歯をもつ

ています。ところが、カナダの北、ラブラドルに住むエスキモーを調べてみると、1903年、多数の探鉱者が渡ってきて以来たちまちにして著しいムシ歯が蔓延してしまった。これは次々とくる探鉱者からキャンデー類、砂糖、小麦粉をアザラシの肉などと交換したためであることがわかったという、ウォーの報告(日本連合学校歯科医会会誌、学校歯科衛生第8号)を作詩したものです。

——むし歯のお話を引出すのに絶好。

#### 録音テープ 第7号

##### —学校保健における諸問題—

文部省体育局学校保健課長 高橋恒三

#### 録音テープ 第8号

##### —学校におけるう歯予防教育—

文部省体育局学校保健課 荷見秋次郎

##### —う歯の予防・治療と歯科保健組織活動について—

文部省体育局学校保健課 湯浅謹而

#### 録音テープ 第9号

##### —う歯の予防対策について(研究協議会) その1—

#### 録音テープ 第10号

##### —う歯の予防対策について(研究協議会) その2—

7, 8, 9, 10号共7時テープ

録音時間約50分もの各2本吹込

頒価各1,300円(送料共)

以上は、いずれも、本年3月14, 15日、国立博物館で開かれた文部省講習会のはとんどカットなしの録音です。協議会は、マイクに遠い声に聞きにくいためあることを御了承下さい。

9号は午前、10号は午後の分です。

本会で作るテープは、すべて普通の毎秒9.5cmのスピードで録音されてありますので、どんな器械でも使用できます。

#### 申込方法

御申込の号と本数を明記、現金書留、振替(口座番号、東京35193加入者日本学校歯科医会)等御便宜な方法(速達で送付御希望の場合は30円追加下さい)で東京都千代田区九段4の6、日本歯科医師会内、日本学校歯科医会あてお申込み下さい。

特にお急ぎの場合は、速達、電話等でお申込み下されば直ちに現品を発送します。なお、小学校側で支弁の場合に、教育委員会まで受取りにくるようというのがありました。こんなことにならぬよう御注意下さい。

# 常任理事会だより

(会誌第7号掲載以後)

## 昭和38年度第6回常任理事会

(日 時) 昭和38年8月28日午後2時~午後7時

(場 所) 日本歯科医師会館

(出席者) 向井会長、穂坂副会長、竹内理事長、丹羽、関口、亀沢常任理事、渡部監事

### 1. 挨拶 向井会長

### 2. 庶務報告

別紙により報告、了承。

### 3. 会計報告

別紙により、昭和37年度決算、昭和38年度会計現況、録音テープ会計現況等を報告、又昭和37年度決算については監事の監査を終了した旨報告、了承。

### 4. よい歯の学校表彰について

別紙により現況を報告、未提出県については、至急督促を出すこととし、賞状は大会当日は代表のみに手渡し、他は全部後日各加盟団体宛に一括送付することにし、その代り表彰校名簿を印刷し、大会当日配布することに決定。

### 5. 奥村賞について

別紙により現況を報告、既に審査員により審査を行なっており、9月2日頃に審査会を行なうことと決定。

### 6. 会誌について

本年度会誌については、編集、校正を終了し、印刷に入るところであり、9月初旬には加盟団体に送付できる予定である旨報告、了承。

### 7. 予防処置委員会について

別紙(当日配布)により、委員会等の開催日、及び今後の予定等を報告、なかなか難航しているが、大会より逆算して、9月21日には全体委員会を開いて結論を出す予定であることを報告し、了承。

### 協議事項

#### 1. 兵庫県学校歯科医大会の後援について

本件については、後援名義の使用は差支えない旨決定。

### 2. 第27回大会について

研究発表、大会協議題の決定した分について報告、シンポジウムの講師陣の交渉は了承を得られる見通しと報告。

その他準備打合せのため、竹内理事長か向井会長が山形に行くことが望ましい旨決定された。

### 3. 第10回総会について

別紙により協議を行ない、大会日程は、決算、予算、事業計画、役員の補充、第28回大会開催地の5議案とすることとし日程を決定。

次年度予算については慎重なる協議の結果、本会の飛躍的発展のために会費を500円(後に300円に修正)とすることとして、会誌、会報の直送や事務面等の強化の構想を入れて予算案を事務局で作り、次回理事会を9月13日に開催して決定し、加盟団体に送付することに決定。

尚高知県より提案されている協議題については、資料が本会々誌に出ているのでそれらを参照して貰うことにして、協議題より撤回して貰う旨連絡することに決定。

### 4. 機構整備について

本会の機構を整備するために、委員会を設けることについて会長より説明があり、此の方面的の責任者として穂坂副会長をお願いした旨報告があり、機構整備について活発なる意見が述べられて後、この委員として、穂坂副会長、亀沢理事、関口理事、岡本清綏、長屋弘、榎原勇吉、柄原義人、小沢忠治、清水孝之介、梅原彰、丹羽理事の11人を決定。

### 5. 研究協議会について

山形において開催される日本学校保健会、本会、山形県教育委員会主催の本協議会に携行願う資料として別紙案を理事長より提案があり、協議の結果、加盟団体に対して本会より至急回答願うよう調査表を送付し、それを集計して、山形へ持ってゆくことに決定、又教育委員会関係の事項については、山形県教育委員会より調査をして貰うよう決定した。

尚第1のテーマの司会者は、県教育委員会の杉浦課長とし、第2のテーマの司会者は竹内理事長とすることに決定。

又本協議会の本会の分担金については、40,000円とすることに決定。

### 第7回常任理事会

(日 時) 昭和38年9月13日午後2時~5時

(場 所) 日本歯科医師会館

(出席者) 向井会長、竹内理事長、亀沢、関口常任理事、渡辺監事

1. 挨拶 向井会長

2. 報告

　　よい歯の学校表彰、機構整備委員会の状況について報告、了承。

3. 協議事項

　　イ. 昭和39年度予算案

　　第2次修正案について

　　ロ. 第27回大会について

### 第8回常任理事会

(日 時) 昭和38年11月4日午後2時~5時

(場 所) 日本歯科医師会館

(出席者) 向井会長、湯浅副会長、亀沢、関口、丹羽、山田各常任理事、渡部監事

1. 挨拶 向井会長

2. 報告

　　イ. 庶務報告は別紙の通り事務局より報告。

　　ロ. 理事長欠席のため理事長報告に代り会計報告として亀沢常任理事より会計の概況について報告。

　　ハ. 会長報告として、会長より新潟県よい歯の学校表彰に出席した旨及び神戸の学校歯科医大会に浜野副会長が出席した旨等を報告。

3. 協議事項

　　イ. 第27回全国大会の後始末について

　　大会決議事項等の処理を本月中旬以降、山形の栗田会長が上京するので、その際文部省等に陳情に行くことに決定。

　　ロ. 役員の補充について

　　向井会長より総会において理事の補充、監事の補充については会長に一任を議決されたので、

大阪の川村敏行氏を常任理事とし、平岡昌夫氏は理事として留任と提案決定。

ハ. 機構整備について

総会の決定もあったことなので、この際、機構整備委員会及び予防処置委員会は解散、今後は新たな形でいくことに決定。

ニ その他

山田常任理事より、別紙教育入門講座を1月に実施する案が説明され、定員を70人、受講料1,000円に決定。

### 第9回常任理事会

(日 時) 昭和38年12月16日午後2時~5時半

(場 所) 日本歯科医師会館

(出席者) 向井会長、穂坂副会長、竹内理事長、亀沢、丹羽、山田各常任理事、渡部監事

1. 挨拶 向井会長

2. 報告

　　イ. 庶務報告

別紙穂坂副会長より大会決議事項陳情経過について報告。竹内理事長より、そのさい鹿島科学技術庁政務次官が、う歯予防の研究費について発言あり、その後も交渉を行なっているが、実現には困難性の大きいようである旨を報告。

　　ロ. 会計報告

亀沢理事より会費納入状況、その他別紙の通り報告。

3. 協議事項

　　イ. 監事選任について

館山氏(北海道)に交渉することに決定。

　　ロ. 総会決議事項に関する件

法人設立については、準備委員会を設けることに前回決定したが、今回次の委員を依頼することとした。

常任理事以上の役員のほか、梅原理事、柄原参与、長屋顧問、小西忠一氏

ハ. 次回大会期日について

オリンピックは10月10~24日まで、その前の開催は当局でもなるべく控えることを要請しており、富山県学校歯科医会より9月16日~19日の案につき意向を求めるが、9月、

10月は避けてもらい、全国学校保健大会が11月7, 8, 9日であるので、11月も避け、6月も週間で避けるとすると、開催期日は、5, 7, 8月が妥当となる。この線で開催地と交渉することを決定する。

## ニ 教育学入門講座開催準備について

細部について打合せ決定。

## ホ 調査研究について

丹羽理事より、エスキモーのヤンの教育効果についての研究およびアマ充再発に関する研究が進行中であることについて報告。

## ヘ 予防処置問題の答申について

「学校歯科医の実務の手引を作る件につき山田理事より提案、山田、丹羽理事、竹内理事長、小西氏、がこれに当ることに決定。

## 第10回常任理事会

(日 時) 昭和39年1月12日午後4時～5時

(場 所) 日本歯科医師会会議室

(出席者) 向井会長、湯浅、穂坂副会長、竹内理事長、川村、清水、亀沢、丹羽、山田、関口常任理事、渡部監事、坪田富山県学歯会長、有馬富山県教委指導主事

教育学入門講座第1回終了後に開催

### 1. 挨拶 向井会長

### 2. 報 告

浜野松太郎本会副会長は昨年12月17日急逝された。本会として向井会長が12月19日西下、20日の葬儀に列席、弔辞と香奠をそなえ鄭重な弔意を表した。

### 3. 協議事項

イ. 1月1日逝去された佐藤運雄先生の葬儀には本会長より弔辞と香奠を、1月5日逝去された永松勝海先生の葬儀には本会長より弔電を差上げることに決定。

ロ. 第28回全国学校歯科医大会の開催期日について  
このことについては前回理事会の意向にもとづき5, 7, 8月の線で接渉がつづけられていたが、現地の都合で、この期間は困難となり、決定をせまられており、富山県会長・教委主事が列席、種々慎重に協議を重ねた。その結果

1) 当初予定していた富山市公会堂が改装工事を

行なうこととなったため5, 7, 8月には使用が危ぶまれるに至った。

2) 一方、冷暖房完備の極めて立派な富山県民会館が建設中で8月中旬前後に完成予定である。

したがって5, 7, 8月の使用はできないが、9月以降はこれを使用しうるし、すでに内諾をえている。

3) この両者以外に大会会場として適当な会場は得られない。

4) 地元官庁関係はオリンピック前でも障害はなさそうである。

文部省からは、なるべくオリンピック前を控えてほしいとの希望があるが、以上の理由から了承がえられれば新設の富山県民会館において

9月16日(水), 17日(木)研究協議会、総会等

18日(金) 大 会

19日(土) 視察、観光

20日(日) 解 散

することと決定。

## 備 考

この件に関し翌1月13日(月) 向井会長、竹内理事長、坪田富山県学歯会長、有馬主事、清水、亀沢、関口常任理事が文部省へ訪問、高橋課長の了承を得た。

## 第11回常任理事会

(日 時) 昭和39年2月24日午後2時～6時

(場 所) 日本歯科医師会館

(出席者) 向井会長、竹内理事長、亀沢、関口、山田常任理事、渡部監事

### 1. 挨拶 向井会長

### 2. 報 告

1月19日佐藤運雄先生葬儀に会長が列席、弔辞。就学予定者に対する検診手当に関する文書発送。

榎原勇吉氏が保健文化賞受賞金の一部を奥村賞・基金に寄贈されたので同基金より感謝状を贈った。

### 3. 協議事項

第28回大会の方向、特別講演、シンポジウム、事前調査等を決定。

## 第12回常任理事会

(日 時) 昭和39年3月24日午後2時～5時半

(場 所) 日本歯科医師会館

(出席者) 向井会長, 穂坂副会長, 竹内理事長, 亀沢, 関口各常任理事, 渡部監事

1. 挨拶 向井会長

2. 報 告

庶務報告 竹内理事長

1. 機構整備委員に対し任務終了の礼状発送

(3月7日)

2. 予防処置委員に対し任務終了の礼状発送

(3月7日)

3. 「学校歯科医の手引」編集委員就任方依頼状  
・発送(3月7日)

竹内, 山田, 丹羽, 小西, 松田各氏全員承諾

4. 熊本県学校歯科医会より, 昭和40年度全国学  
校歯科医大会の開催地辞退の文書受理

(3月19日)

本件は白紙にもどす。

5. 秋田県の会費滞納の件 できるだけさかのば  
って納入するよう努力するとの経過報告。

協議事項

1. 第28回全国学校歯科医大会について

イ. 大会特別講演の講師の件は, 細谷先生が最  
適であるが, 先生が多忙で出席できかねるよ  
うな周囲の事情があるが, なお折衝する。

ロ. シンポジウムのテーマは「富山県のよい歯  
の学校運動の分析」と前回の理事会で決った  
が「富山県」を削除することに決定。

ハ. 協議会について

16日, 1日とする。

17日は, 理事会と総会にあてる。

2. 法人化準備委員会

委員を次の通り依頼交渉に決定

亀沢シズエ, 関口竜雄, 丹羽輝男, 山田茂,  
清水孝之介, 小沢忠治, 川村敏行, 栄原義人,  
梅原彰、新井喜作, 関口篤, 塚本剛一, 小西忠  
一, 以上13名

会長, 副会長, 理事長は隨時陪席することとす  
る。

### 昭和39年度第1回常任理事会

(日 時) 昭和39年4月21日午後3時~6時

(場 所) 日本歯科医師会館

(出席者) 竹内理事長, 関口, 山田, 亀沢理事, 渡  
部監事

1. 報 告

向井会長は新潟県よい歯の学校打合会出席の為  
新潟に出張中, 関口理事より法人化設立準備委員  
会の状況について報告

協議事項

1. 島根県学校歯科医会よりの会費についての依  
頼に関する件

本件については, 島根県のみ会費を減額する  
ことは不可であるので, 例え次年度にまたがっ  
ても, 全額納入して貰うようにすることに決定

2. 第28回全国学校歯科医大会に関する件

富山県側の案について検討の結果

イ. 学校視察をやめ, 全県的な現場の資料展示  
で, それに代える案については, やはり, そ  
の外に視察を日程中に入れるようにして貰う  
よう連絡することに決定。

ロ. 中食時間を1時間15分~20分位とり交歓の  
時間とすること, その他は了承。

ハ. 昭和38年度会計監査実施に関する件

本件については, 5月中旬に実施すること  
と決定。

ニ. 学校歯科医の手引編集委員会開催の件

4月27日か5月11日に開催することと決定

ホ. 特報発行の件

本件については, レイアウトを和田氏にお  
願いし, 原稿は竹内理事長が書くことに決定  
ヘ. よい歯の学校表彰に関する件

本件については, 調査票用紙は昨年通りと  
し, 切り札は7月15日とすることとし, 奥村  
賞についても同じとすることに決定。

ト. 職員に関する件

歯科衛生士の関根辻子氏が本会の事務を手  
伝ってくれることにつき竹内理事長より説明,  
了承。

## 委員会だより

### 法人化準備委員会

山形県における第10回総会で、本会を法人化すべきことが決議されたことにより、昨年来の機構整備委員会は任務を終了し、新たに法人化準備委員会が設けられ昭和39年3月29日、日本歯科医師会において第1回の委員会が開かれた。

向井会長から委員会の仕事がのべられ、委員長には熊本から上京された柄原義人、副委員長には亀沢シズエ氏が互選された。

主として法人的規則的な面を第1班として関口竜雄（幹事）、清水孝之助、川村敏行、小沢忠治、梅原彰、塚本剛一委員が、又、主として事業内容等を第2班として、関口篤（幹事）、丹羽輝男、山田茂、小西忠一各委員が当ることとなり、会長、副会長、理事長は隨時陪席することとなった。

この問題は、地方により会の実情も種々あることや学校歯科のあり方についての各方面での考え方の違いなどもあるので、もちろん、地方は別として、中

央だけの法人化であるにしても、慎重に考究しつゝ検討されている。

社団法人として定款案が作成され関係方面との折衝、とくに日本歯科医師会との連繋については柄原委員長もしばしば上京し熱心に研究や折衝が進められている。

### 学校歯科医の手引編集委員会

予防処置委員会の答申にもとづいて、さらに、これに準拠した学校歯科医の執務の手引（仮称）の作成を行なうため竹内光春、山田茂、丹羽輝男、小西忠一、松田斗次郎の各委員が依嘱され、4月7日、日本歯科医師会で第1回の委員会が開かれた。

手引書はできるだけ簡潔な20頁前後のものにまとめ、執務内容などは具体的の一例についてのべ他は類推できるようにし、むしろ学校歯科の新らしい考え方や、その具体的目標として、児童がどのような状態になったとき学校歯科の目的が達成されたと考えるのか、すなわち、管理面のみならず教育面も含めた学校歯科の評価などをのべることにし執筆が進められている。

### 資料

日学歯発第69号  
昭和39年2月4日

静岡県学校歯科医師会長 殿

日本学校歯科医会長  
向井 喜男

就学予定者の検診手当について（回答）

昭和38年12月2日静学歯発第18号をもって御照会の標記のことは文部省の意向を徵し下記の通り御回答いたします。

#### 記

1. 御照会の「文部省の見解では、当該手当は、所謂学校歯科医の手当の中に既に含まれており、この上検診手当を支給することは、あり得ない」という解釈は誤りであり、このような見解を文部省はとっていないとのことであります。

文部省の見解は、学校歯科医は、学校に対する仕事をするものであって、教育委員会の仕事は学

校歯科医の職務には含まれない。

教育委員会は就学時の検査をだれに依頼してもよいわけであるが、当該学校に就学予定されている幼児を、当該学校の学校歯科医に検査してもらうのがよいし、それを頼まれたとき学校歯科医に断わられても困るから、学校保健法施行規則第24条第7項の規程がある。

第7項の「市町村の教育委員会の求めにより」との法文の解釈は、求めた方が当然そのための手当を支出することを意味しているとのことであります。2. 次に、市町村の教育委員会が、就学時の健康診断を依頼した歯科医に対する手当をどこから支出するかについては、いろいろあるが、その歯科医が学校歯科医であれば、地方交付税の学校経費のうち「非常勤職員報酬」の項から支出できるわけです。この場合には、学校歯科医の手当に含めて支出することができるわけで、そのために誤解が生じたのかも知れませんが、この場合にも、本来の学校歯科医の手当と就学時の検査の手当とは別のものであります。

日本学校歯科医会役員名簿

|      |        |                     |                         |
|------|--------|---------------------|-------------------------|
| 会長   | 向井 喜男  | 品川区上大崎中丸419の3       | (441) 4531              |
| 副会長  | 湯浅 泰仁  | 千葉市通町71             | 千葉 (2) 3762             |
| "    | 穂坂 恒夫  | 品川区小山3の11           | (781) 1351 (783) 4872   |
| 理事長  | 竹内 光春  | 市川市市川3の420          | 市川 (2) 8976             |
| 常任理事 | 龟沢 シズエ | 荒川区三河島町1の2815       | (891) 1382              |
| "    | 関口 龍雄  | 練馬区貫井町178           | (991) 0550              |
| "    | 丹羽 輝男  | 豊島区椎名町4の2136        | (951) 8911              |
| "    | 山田 茂   | 長野県小諸市荒町            | 小諸 193                  |
| "    | 結城 重之  | 鎌倉市乱橋材木座493         | 鎌倉 (2) 5369             |
| "    | 清水 孝之介 | 岸和田市土生町1828         | 岸和田貝塚 (2) 3719          |
| "    | 小沢 忠治  | 和歌山市梶取113           | 和歌山 (5) 1703            |
| "    | 川村 敏行  | 大阪市住吉区帝塚山西5の34      | 大阪 (671) 6623           |
| 理事   | 大沢 三武郎 | 大宮市土手町3の201         | 大宮 1525                 |
| "    | 野口 俊雄  | 杉並区永福町23            | (321) 8759              |
| "    | 地挽 鐘雄  | 港区芝白金今里町45          | (441) 1975              |
| "    | 市村 賢吉  | 豊島区長崎3の22           | (957) 0682              |
| "    | 中本 徹   | 世田谷区松原町3の802        | 都教育庁 (212) 5111 内線 4405 |
| "    | 塙本 剛一  | 葛飾区本田原町83           | (691) 0117              |
| "    | 富塙 時次郎 | 横浜市西区中沼町1の74        | 横浜 (44) 2945            |
| "    | 梅原 彰   | 青森市米町27             | 青森 (2) 3737             |
| "    | 鮎沢 嘉雄  | 長野県飯田市松尾町1の7        | 飯田 831                  |
| "    | 坪田 忠一  | 富山市東岩瀬町326          | 富山 (3) 9882             |
| "    | 山幡 繁   | 岐阜市玉森町16            | 岐阜 (2) 0464             |
| "    | 嶋 善一郎  | 京都市上京区仲町通丸太町上ル      | 京都 (23) 3692            |
| "    | 平岡 昌夫  | 大阪市西区江戸堀北通2の9       | 大阪 (441) 4519           |
| "    | 宮脇 祖順  | 大阪市東住吉区山坂町3の133     | 大阪 (692) 2515           |
| "    | 清村 軍時  | 神戸市生田区元町通4丁目        |                         |
| "    | 加藤 栄   | 福岡県三潴郡筑邦町大善寺        | 荒木 433                  |
| "    | 倉塙 正   | 出雲市今市町1197          | 出雲 486                  |
| "    | 満岡 文太郎 | 高松市今新町1の14          | 高松 (2) 3172             |
| "    | 大塙 楓   | 宇都宮市砂田町475          | (呼) 宇都宮 (2) 9585        |
| "    | 栗田 権三郎 | 山形市香澄町木ノ実小路199の2    | 山形 (2) 3065             |
| 監事   | 渡部 重徳  | 世田谷区若林町226          | (421) 3845              |
| 顧問   | 中原 実   | 千代田区九段4の6 日本歯科医師会長  | (301) 1141~5            |
| "    | 栗山 重信  | 港区西久保明舟町10 日本学校保健会長 |                         |
| "    | 岡本 清縵  | 名古屋市千種区東明町1の40      | 名古屋 (78) 2447           |
| "    | 竹中 恒夫  | 千代田区永田町 參議院議員会館     | (581) 3111              |
| "    | 鹿島 俊雄  | 千代田区永田町 参議院議員会館     | (581) 3111              |
| "    | 中村 英男  | 千代田区永田町 衆議院議員会館     |                         |
| "    | 長屋 弘   | 名古屋市千種区堀割町1の17      | 名古屋 (75) 3649           |

|    |         |                |                  |
|----|---------|----------------|------------------|
| 顧問 | 松原 勉    | 文京区駒込浅草町36     | (821) 6366       |
| 〃  | ・池田 明治郎 | 福岡市春吉三光町357    |                  |
| 参与 | 高津 弦    | 大田区石川町95       | (781) 1211       |
| 〃  | 今田 見信   | 板橋区東新町1の7      | (956) 2509       |
| 〃  | 榎原 勇吉   | 横浜市港北区篠原町1841  | 横浜 (49) 9448     |
| 〃  | 荒巻 広政   | 秋田市大町2丁目       |                  |
| 〃  | 緒方 終造   | 箕面市新稻579       | 箕面 2923          |
| 〃  | 武下 鬼一   | 大阪市此花区四貫島大通2の2 | 大阪 (461) 0669    |
| 〃  | 柄原 義人   | 熊本市下通町2の29     | 熊本 (2) 3315      |
| 〃  | 橋本 勝郎   | 八戸市大字長横町7      | 八戸 (2) 0233      |
| 〃  | 上田 貞三   | 港区赤坂田町7の11     | (481) 3076       |
| 〃  | 伴長義     | 北区西ヶ原1の14      | (911) 3436       |
| 〃  | 大久保 重治  | 台東区西町11        |                  |
| 〃  | 平林 秀高   | 米子市糀町2の125     | 米子 (2) 2624      |
| 〃  | 浜田 栄    | 仙台市勾当台通17      | 仙台 (23) 2445     |
| 〃  | 堀内 清    | 京都市左京区下鴨東岸本町6  | 京都 (78) 0443     |
| 〃  | 後藤 宮治   | 京都市東山区本町4の115  | 京都 (56) 7529     |
| 〃  | 宗久孟     | 京都市伏見区平野町59    | 京都 (30) 1351     |
| 〃  | 寿満重敏    | 徳島県小松島市港町      | 小松島 104          |
| 〃  | 境栄亮     | 福岡市黒門9番12号     | 福岡 (75) 5122     |
| 〃  | 久保内 健太郎 | 青森市古川字美法3      | 青森 (2) 6028・3335 |

(参与の加盟団体長は略す)

### 日本学校歯科医会会則

- 第1条 本会を日本学校歯科医会と称する。
- 第2条 本会は学校歯科衛生に関する研さんをはかり学校歯科衛生を推進して学校保健の向上に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は次に掲げる事業を行なう。
  - 1. 全国学校歯科医大会の開催
  - 2. 会誌の発行
  - 3. 学校歯科衛生に關係ある各種資料の作成
  - 4. 学校歯科衛生に関する調査研究
  - 5. その他本会の目的達成に必要なこと
- 第4条 本会は現実においてその地域に組織されている都道府県又は都市区等の学校歯科医の団体(全員加盟)をもって組織する。前項の都道府県又は都市区の学校歯科医の団体の長は毎年1回所属会員の名簿を本会に提出するものとする。
- 第5条 本会は事務所を東京都に置く。
- 第6条 本会は毎年1回総会を開く。但し臨時総会を開くことができる。
- 第7条 総会に出席すべき各団体の代表者は所属会員数によってきめる(会員50名までは1名とし50名以上になると50名又はその端数を加えるごとに1名を加える。)
- 第8条 本会に左の役員を置く。  
会長1名、副会長3名、理事長1名、理事若干名(内若干名を常任とする)、監事2名。  
会長、副会長、理事長、理事、監事は総会に於て選

任し、その任期を2ヶ年とする。但し重任はさしつかえない。

本会に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。名誉会長は総会の議を経て推戴し、顧問、参与は理事会の議を経て会長が委嘱する。

- 第9条 会長は会務を總理し本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。理事長は会長の旨を受け会務を掌理し会長、副会長の事故あるときは会長の職務を代理する。
- 常任理事は会長の旨を受けて会務を分掌し、理事は会務を処理する。

監事は会計事務監査にあたる。

顧問、参与は重要な事項について会長の諮問に応ずるものとする。

- 第10条 会長は本会と各地方との連絡又は調査研究その他必要があるときは委員を委嘱することができる。

- 第11条 本会の経費は、会費、寄附金等をもって支弁する。会費の額は総会で定める。

- 第12条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### 附 則

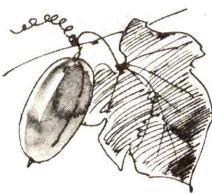
- 第13条 第3条の事業を行なうために必要な規定は別に定める。
- 第14条 本会は日本歯科医師会並びに日本学校保健会と緊密に連絡し事業の達成をはかる。
- 第15条 本会則を変更しようとするときは総会に於て出席者の3分の2以上の同意を要する。
- 第16条 本会則は昭和37年4月1日から施行する。

日本学校歯科医会加盟団体名簿

(昭和38年8月現在、但し会員数は昭和37年11月現在)

| 團 体 名           | 会 長 名    | 所 在 地                   | 会員数  |
|-----------------|----------|-------------------------|------|
| 北海道学校歯科医会       | 石井 次三    | 札幌市大通西7の2 歯科医師会館内       | 364  |
| 青森県学校歯科医会       | 梅原 彰     | 青森市大字柳町52 県歯科医師会内       | 170  |
| 盛岡市学校保健会歯科部会    |          | 盛岡市下小路22の1 平井歯科内        | 25   |
| 宮城県歯科医師会学校歯科衛生部 | 花岡 十之丞   | 仙台市国分町                  | 162  |
| 秋田県学校歯科医会       | 渡辺 時治    | 秋田市西根小屋上町15 県歯科医師会内     | 220  |
| 山形県学校歯科医会       | 栗田 権三郎   | 山形市本町2丁目1番34号           | 182  |
| 福島県歯科医師会        | 黒沢 公助    | 福島市北町35の1               |      |
| 茨城県学校歯科医会       | 立花 半七    | 水戸市三の丸 県教育庁体育保健課内       | 200  |
| 栃木県歯科医師会学校歯科部   | 田野井 重男   | 宇都宮市塙田町380              | 250  |
| 群馬県学校歯科医会       | 斎藤 静三    | 前橋市神明町19                | 125  |
| 埼玉県学校歯科医会       | 橋三 一彦    | 浦和市高砂町3の37 衛生会館内        | 505  |
| 千葉県学校歯科医会       | 小泉 正夫    | 千葉市神明町204 衛生会館内         | 438  |
| 東京都学校歯科医会       | 龟澤 時次郎   | 千代田区九段4の6 東京都歯科医師会内     | 1500 |
| 神奈川県学校歯科医会連合会   | 塚高 頭憲二郎  | 横浜市中区住吉町6の68 県歯科医師会館内   | 262  |
| 新潟県歯科医師会学校歯科部会  | 坪高 田忠一   | 新潟市南横堀町294の1            | 18   |
| 富山县学校歯科医会       | 川原 原武夫   | 富山県安住町 県教育委員会事務所内       | 160  |
| 石川県歯科医師会学校歯科委員会 | 高原 寛五    | 金沢市大手町37                | 17   |
| 山梨県歯科医師会学校歯科部   | 渡高 雄秀    | 甲府市百石町                  | 80   |
| 長野県学校歯科医会連合会    | 原山 幸雄    | 長野市岡田町96 県歯科医師会内        | 300  |
| 岐阜県学校歯科医会       | 幡山 繁     | 岐阜市司町5 県歯科医師会館内         | 300  |
| 静岡県学校歯科医会       | 子上 俊一    | 静岡市追手町240 県歯科医師会内       | 431  |
| 愛知県学校保健会「歯科部会」  | 戸刈 正巳    | 名古屋市愛知県教育委員会内           | 38   |
| 滋賀県学校歯科医会       | 田村 清起    | 大津市 滋賀県教育委員会内           | 100  |
| 京都学校歯科医会        | 川北 正夫    | 京都市北区紫野東御所田町33          | 210  |
| 大阪府学校歯科医会       | 水孝之介     | 大阪市天王寺区堂ヶ芝町51 府歯科医師会館内  | 110  |
| 兵庫県学校歯科医会       | 野奥 半蔵    | 神戸市生田区山本通5の41 県歯科医師会館内  | 200  |
| 奈良県学校歯科医会       | 坂野 明暉    | 奈良市杉ヶ西44の4 県歯科医師会館内     | 130  |
| 和歌山县学校歯科医会      | 沢小忠      | 和歌山市小松原通1の2 県歯科医師会館内    | 188  |
| 鳥取県学校歯科医会       | 倉鳥 繁房    | 倉吉市魚町                   | 110  |
| 島根県学校歯科医会       | 松本 尊     | 松江市南田町92                | 159  |
| 岡山県学校保健協会歯科部会   | 吉澤 八郎    | 岡山市石関町85 県歯科医師会館内       | 100  |
| 広島県歯科医会学校保健衛生部  | 木高 健     | 広島市宝町352の1 県歯科医師会内      |      |
| 徳島県学校歯科医会       | 田豊 進     | 徳島市幸町3の58の10 県歯科医師会内    | 100  |
| 香川県学校歯科医会       | 岡文太郎     | 高松市鍛冶屋町6の1 県歯科医師会内      | 170  |
| 今治市学校歯科医会       | 原小笠哲     | 今治市新町 小笠原歯科医院内          | 23   |
| 高知県学校歯科医会       | 林岡 盛     | 高知市浦戸町14                | 131  |
| 福岡県学校歯科医会       | 藤加       | 福岡市大名町1の12番43号 県歯科医師会館内 | 600  |
| 長崎県学校歯科医会       | 堺正       | 長崎県南高来郡国見町神代乙338        | 191  |
| 熊本県学校歯科医会       | 井義       | 熊本市北新坪井177 県歯科医師会館内     | 298  |
| 大分県学校歯科医会       | 酒井 修     | 大分市中央町3の1の2 県歯科医師会館内    | 203  |
| 鹿児島県学校歯科医会      | 料上       | 鹿児島市山下町 県歯科医師会内         | 120  |
| 全国婦人歯科医会        | 井向 英子    | 港区芝西久保巴町29 向井歯科医院内      | 40   |
| 横浜市学校歯科医会       | 塚富       | 横浜市中区住吉町6の68 県歯科医師会館内   | 166  |
| 名古屋市学校歯科医会      | 屋長       | 名古屋教育委員会事務局保健課内         | 190  |
| 川崎市学校歯科医会       | 神野 長太郎   | 川崎市南幸町240 森田歯科医院内       | 80   |
| 大阪市学校歯科医会       | 川村 敏     | 大阪市天王寺区堂ヶ芝町51 府歯科医師会館内  | 300  |
| 神戸市学校歯科医会       | 右近 示     | 神戸市生田区元町通4の61           | 31   |
| 上伊那学校歯科医会       | 福澤 勝男    | 長野県伊那市下春日町 上伊那歯科医師会内    |      |
| 大阪府私立学校歯科医会     | (代) 小川信夫 | 大阪市港区磯路町1の8 小川信夫方       | 40   |
| 堺市学校歯科医会        | 三田 光     | 堺市大仙町991の6 堀市歯科医師会内     | 61   |
| 愛知県立高等学校学校保健会   |          | 名古屋市 愛知県教育委員会事務局保健厚生課   |      |

## 編集を終えて



◇今年はそれでもかなり順調に編集を終えることができた。

始めてから一ヶ月以上、朝から夜おそくまで、毎日12時間ぐらいも振り廻された日がとうとう2週間ぐらいはつづいたんだろうか。

山形の協議会・総会・大会そして東京での教育入門講座と沢山のテープをそれぞれ担当理事が聞いて、いちいちノートし、それから原稿に直してくれる。

会費増額のお蔭で、かって埼玉県教育委員会で学校歯科の仕事をやっていたベテラン衛生士の関根辻子さんが手伝ってくれる。

それでも、原稿になってみると細かいところが心配になって、いちいち又テープの該当のところを探し出してきく。

テープというやつは有難いものではあるが、こんな場合には時間を食うことおびただしい。

昨年から親身になって編集に協力していただいている文学者のわだ・よしおみ氏は、普通にやっていれば半年もかかるところですよとなぐさめてくれる。

◇こんどの印刷は字がすっきりとしていることにお気付かだろう。従来からの活字を拾って組んでいくという印刷を止めて、写植（写真植字）にかえた。少々せいたくかも知れないが、出した原稿が一日か二日かで打上ってくる素的なスピードは何物にもかえがたい。

◇編集をしていると協議会のとき手をあげて発言した人の顔、廊下で小耳にはさんだことばなどが妙に浮上ってくる。そして、まだまだ見ぬ顔、一万余員のいろいろの意見や立場がそれからそれへと拡がっていく、こんなにも巾広い方々に満足していただけるようにという編集のきびしさがはね返ってくる。

大会の要旨と同じ様な記事を一年後に見せられるというお叱りを頂いたので少々スタイルも変えてみ

た。特別講演もよい内容だったが、聞いた方の少ない協議会の方を詳掲することにした。

アンケートを見直しても手びしき声がある。ある人によいことは、同時にある人には反対のことになる。

しょせん、話合う時間、戦せる頁とが狭い限り、大せいの方に御満足を頂くのはなかなかむずかしい。

人の数の多さ、その点では、日本は大国だ。

◇大国といえば、法人化の問題についても右から左へと実にいろいろの意見がきかれるようだ。

大国なみの人口に、小国なみの予算で、非常勤といいういわば借物のマン・パワーに頼るわが国の学校保健の制度自身に根本的な問題があるのだろうが、そのような条件下で、いったい「学校歯科」を如何に考えたらよいのか。予防処置委員会で、もみにもんだこの学校歯科の期待、性格をきめてかからないところに混乱の原因がありはしないか。

答申の意味が関係者の間に理解され、富山でも、この理解の上で正しい方向が打出されることを期待したい。（た・み）

### 日本学校歯科医会会誌 第8号

昭和39年8月15日 印刷

昭和39年8月20日 発行

発行人 東京都千代田区九段4丁目6番地  
(日本歯科医師会内)

日本学校歯科医会

竹内光春

印刷所 東京都文京区元町1丁目3番地  
株式会社 同友社